

日野町地域防災計画

資料編

令和2年度修正
日野町防災会議

目 次

1	防災関係機関一覧表	1
2	日野町防災会議条例	4
3	日野町防災会議委員名簿	6
4	日野町災害対策本部条例	7
5	災害報告様式	8
6	被害状況報告様式（総括・部門別）	9
7	火災・災害等即報要領様式	12
8	被害の認定基準	19
9	部隊等の災害派遣要請申請書（自衛隊）	22
10	部隊等の撤収要請申請書（自衛隊）	23
11	派遣部隊に関する報告様式（自衛隊）	24
12	災害救助法による救助の基準	25
13	災害の記録	29
14	災害危険区域	32
15	重要水防箇所及び河川災害危険箇所	49
16	防災重点ため池の現況	50
17	除雪稼働機種一覧表	50
18	除雪該当路線（国道・県道）	51
19	孤立が予想される集落	56
20	町消防団の現況	57
21	指定文化財一覧表	58
22	避難所一覧	59
23	備蓄物資等の現況（連携備蓄共通品目）	63
24	雨量観測所	65
25	水位観測所	66
26	災害時優先電話指定状況一覧	67
27	ヘリコプター着陸要請時の対応マニュアル	68
28	消防防災ヘリコプター緊急運航要請書	69
29	災害状況等報告書（消防防災ヘリ）	70
30	ヘリコプター離着陸場所一覧	71
31	飲料水の供給簿	71
32	応急給水用資器材の保有状況	71
33	住宅応急修理記録簿	72

34	火葬場所在地	72
35	庁用自動車一覧	73
36	緊急通行車両の標章	74
37	緊急通行車両確認証明書	75
38	輸送記録簿	75
39	学用品の給与状況	76
40	水防資機材受払簿	77
41	水防資機材一覧表	77
42	水防顛末報告様式	79
43	危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書	80
44	災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ	88
45	日野町内の危険物施設	89
46	日野町災害時応援協定の締結リスト	90
47	災害時の相互応援に関する協定書	92
48	鳥取県西部広域消防協定書	95
49	防災体制及び県政情報の提供等に関する日野郡内郵便局と日野総合事務所及び日野郡3町の協力に係る協定書	97
50	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	99
51	覚書(野田河川敷グランドゴルフ場の消防防災ヘリコプター臨時離着陸場の使用について)	101
52	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	102
53	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱いの実施要綱	104
54	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	106
55	緊急事態における警友会の協力に関する協定	110
56	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	114
57	鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の締結に関する同意書	117
58	緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書	123
59	行方不明者の捜索における消防団相互派遣協定書	125
60	災害時における情報交換に関する協定書	128
61	災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書	129
62	災害時における日野町、日野町内郵便局間の相互協力に関する覚書	131
63	災害時における被災車両の撤去等に関する協定書	133
64	災害時における物資供給に関する協定書	136
65	特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書	139
66	災害等発生時相互協力に関する協定書	143

67	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	146
68	緊急用LPガスの調達に関する協定書	149
69	中山間集落見守り活動に関する協定書	153
70	「災害に強い日野郡づくり」相互支援に関する包括協定書	156
71	災害発生時における日野郡3町の小中学校給食の相互支援に係る協定書	158
72	災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書	161
73	大規模災害時における燃料の供給及び輸送等の協力に関する協定書	163
74	緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書	168

1 防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
中国地方整備局 日野川河川事務所	米子市古豊千 678	(0859) 27-5484
中国四国農政局 鳥取地域センター米子支所	米子市東町124-16	(0859) 22-0111
鳥取労働局	鳥取市富安2-89-9	(0857) 29-1700
気象庁大阪管区气象台 鳥取地方气象台	鳥取市吉方109鳥取第三地 方合同庁舎	(0857) 29-1311
近畿中国森林管理局鳥取森林管理 署根雨森林事務所	日野町野田194-1	(0859) 72-1745
第八管区海上保安本部美保航空基 地	境港市佐斐神町2064	(0859) 45-1100

(2) 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第8普通科連隊	米子市両三柳2603	(0859) 29-2161

(3) 県の機関

機関名	所在地	電話番号
危機管理局危機管理政策課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7064
危機管理局危機対策・情報課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7851
危機管理局消防防災課	鳥取市東町1-271	(0857) 26-7062
西部総合事務所生活環境局	米子市糀町1-160	(0859) 31-9322
西部総合事務所福祉保健局	米子市糀町1-160	(0859) 31-9315
西部総合事務所農林局	米子市糀町1-160	(0859) 31-9641
日野振興センター日野振興局	日野町根雨140-1	(0859) 72-2083
日野振興センター日野県土整備局	日野町根雨140-1	(0859) 72-2041
黒坂警察署	日野町下菅242-1	(0859) 74-0110

(4) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	鳥取市湯所町2-258	(0857) 27-9317
西日本旅客鉄道株式会社	米子市弥生町2	(0859) 32-0255

機関名	所在地	電話番号
米子支社		
日本赤十字社鳥取県支部 米子支所	米子市東福原1-1-45	(0859) 31-9305
日本放送協会鳥取放送局 米子支局	米子市角盤町1-55	(0859) 22-6121
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター	米子市加茂町2-51	(0859) 37-2602
日本通運株式会社 米子支店	米子市流通町430-17	(0859) 37-0255
西日本高速道路株式会社 中国支社米子管理事務所	米子市赤井手962-2	(0859) 27-2181
根雨郵便局	日野町根雨409	(0859) 72-0000
黒坂郵便局	日野町黒坂1248-1	(0859) 74-0400

(5) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
日ノ丸自動車株式会社 米子支店	米子市祇園2-241	(0859) 32-2121
社団法人鳥取県トラック協会	鳥取市丸山219-1	(0857) 22-2694
日本交通株式会社 米子営業所	米子市目久美町36-6	(0859) 33-9111
株式会社山陰放送	米子市西福原423	(0859) 33-2111
日本海テレビジョン放送株式会社	鳥取市田園町4-360	(0857) 27-2111
山陰中央テレビジョン放送株式会社	松江市西川津町721	(0852) 23-3434
株式会社新日本海新聞社 西部本社	米子市両三柳3060	(0859) 34-8815
株式会社山陰中央新報社 米子総局	米子市東福原2-1-1	(0859) 34-5211
株式会社中海テレビ放送	米子市河崎610	(0859) 29-2211

(6) 消防機関

機関名	所在地	電話番号
江府消防署	日野郡江府町大字武庫 1390-3	(0859) 77-2001

(7) その他公共的団体等

機関名	所在地	電話番号
日野町社会福祉協議会	日野町黒坂1247-1	(0859) 74-0338
JA鳥取西部日野支所	日野町根雨380	(0859) 72-0305
JA鳥取西部黒坂支所	日野町黒坂1566-1	(0859) 74-0121
日野町商工会	日野町根雨341-2	(0859) 72-0249
鳥取日野森林組合	日野町舟場277-3	(0859) 72-0066
日野病院	日野町野田332	(0859) 72-0351

2 日野町防災会議条例

昭和 45 年 4 月 1 日

条例第 38 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、日野町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者 1 人
 - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者 4 人
 - (3) 町を所轄する警察署長
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指定する者 1 人
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者 3 人
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2 人以内
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 日野町防災会議委員名簿

任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日

機関名	職名
[指定地方行政機関の職員] 国土交通省 日野川河川事務所	所 長
[鳥取県知事部内の職員] 西部総合事務所日野振興センター 西部総合事務所日野振興センター日野振興局 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局 鳥取県西部総合事務所福祉保健局	所 長 局 長 局 長 局 長
[町を所管する警察署長] 黒坂警察署	署 長
[町長が職員のうちから指定する者]	建設水道課長
[教育長]	教育長
[消防団長]	日野町消防団長
[指定公共機関・指定地方公共機関] 西日本電信電話株式会社 鳥取支店 西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワーク センター	支店長 根雨駅長 所 長
[自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者] 黒坂地区自主防災委員会 鳥取県西部広域行政管理組江府消防署	救出・救護班長 署 長

4 日野町災害対策本部条例

昭和 45 年 4 月 1 日

条例第 39 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、日野町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 被害状況報告様式（総括・部門別）

被害状況報告（総括）

（ 年 月 日現在）

人	死者		人		道路損壊	箇所		
	行方不明		人			橋梁損壊	箇所	
	負傷	重傷	人			堤防決壊	箇所	
		軽傷	人			がけくずれ	箇所	
住家	全壊（全焼）		棟		その他	なだれ	箇所	
			世帯			鉄道不通	箇所	
			人			被害船舶	隻	
	大規模半壊		棟			電話	戸	
			世帯			電気	戸	
			人			水道	戸	
	半壊（半焼）		棟			ガス	戸	
			世帯			ブロック塀	か所	
			人					
	一部破損（一部焼損）		棟					
			世帯					
			人			火災発生	建物	件
床上浸水		棟		危険物	件			
		世帯		その他	県			
		人		津波の有無				
床下浸水		棟		り災者	り災世帯数	世帯		
		世帯			り災者数	人		
		人		災害対策本部の設置状況	県			
非住家	公共建物	棟			市町村			
	その他	棟		災害救助法適用の有無				
耕地	田	流失・埋没	ha		消防職団員の出動状況	職員		
		冠水	ha			団員		
	畑	流失・埋没	ha		自衛隊の出動状況	隊員		
		冠水	ha			機材		

被害狀況報告（部門別）

（ 年 月 日現在）

項 目		単 位	数 量	金 額	被 害 内 訳	備 考
建 物 関 係	住 宅	全 壊(焼、流)	棟		千円	
		大 規 模 半 壊 (焼、流)	〃			
		半 壊(焼、流)	〃			
		一 部 破 損	〃			
		床 上 浸 水	〃			
		床 下 浸 水	〃			
		小 計	〃			
	非 住 家	全 壊(焼、流)	棟			
		半 壊(焼、流)	〃			
		小 計	〃			
合 計		〃				
農 業 関 係	農 業 関 係	農 地	ha			
		農 業 用 施 設	箇所			
		農 作 物	ha			
		家 畜 等	頭			
		貯蔵品、加工品等	箇所			
		共同利用施設等	〃			
		小 計				
	林 野 関 係	林 地	ha			
		林 野 施 設	箇所			
		林 産 物	本(t)			
		小 計				
	水 産 関 係	漁 港	箇所			
		漁 船	隻			
漁 貝		個				
水 産 施 設		箇所				
水 産 物		t				
小 計						
合 計						

項 目		単 位	数 量	金 額	被 害 内 訳	備 考
土 木 関 係	河 川	箇所		千円		
	海 岸	箇所				
	砂 防	箇所				
	道 路	箇所				
	橋 り よ う	箇所				
	港 湾	箇所				
	都 市 施 設	箇所				
	合 計					
厚 生 関 係	社 会 福 祉 施 設	箇所				
	児 童 福 祉 施 設	箇所				
	衛 生 施 設	箇所				
	水 道 施 設	箇所				
	合 計					
商 工 関 係	工 業 被 害	箇所				
	建 設 業 被 害	箇所				
	鉱 業 被 害	箇所				
	商 業 被 害	箇所				
	そ の 他 の 被 害	箇所				
	合 計					
文 教 関 係	小、中、高等学校	箇所				
	幼稚園、保育所	箇所				
	そ の 他 の 施 設	箇所				
	合 計					
総 合 計						

7 火災・災害等即報要領様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

※特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由				
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²			
焼損程度	全焼棟 焼損棟数 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² m ²		
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター)	台 台 台・機	人 人 人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2 危険物等に係る事故
 3 原子力施設等に係る事故
 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種 ・ 第一種 第二種 ・ その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	事業所名	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI等 7その他 ()		物質名		
	1 危険物施設 2 高压混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人 (人)			
		重症 人 (人)			
		中等症 人 (人)			
		軽症 人 (人)			
消防防災活動 状況及び救急・ 救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)		台・人	
		消 防 団		台・人	
※以下、本資料では省略とする。					
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	重症	人 (人)
	不明 人	中等症	人 (人)
		軽症	人 (人)
救助活動の 要 否			
要救護者数 (見 込)		救助人員	
消防・救急・ 救助活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 _____ 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害 の 概 況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害 の 状 況	人的 被害	死者		人	重症		人	住家 被害	全 焼		棟	床上浸水		棟
		うち、災害 関連支社		人			人		半 焼		棟	床下浸水		棟
		不 明		人	軽症		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119 番通報の件数													
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動 状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の 状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

第4号様式(その1) 別紙

(避難勧告等の発令状況)

都道府県名 ()

市町村名	災害発生状況		発令日時	避難指示(緊急)		発令日時
	対象世帯数	対象人数	解除日時	対象世帯数	対象人数	解除日時

避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
対象世帯数	対象人数	解除日時	対象世帯数	対象人数	解除日時

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 報告番号	災害名		第 報	田	滅失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報告者名			畑	滅失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
		(月 日 時現在)		学 校	箇所		
				病 院	箇所		
				道 路	箇所		
				橋 り よ う	箇所		
人 的 被 害	市 者		人	河 川	箇所		
	うち災害関連死者		人	港 湾	箇所		
	行方不明者		人	砂 防	箇所		
	負傷者	重 症		人	清 掃 施 設	箇所	
		軽 症		人	崖 く ず れ	箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟	鉄 道 不 通	箇所		
			世帯	被 害 船 舶	隻		
			人	水 道	戸		
	半 壊		棟	電 話	回線		
			世帯	電 気	戸		
			人	ガ ス	戸		
	一 部 破 損		棟	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
			世帯				
			人				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯	り 災 者 数	人			
		人	火 災 発 生				
非 住 家	公 共 建 物		棟	建 物	件		
	そ の 他		棟	危 険 物	件		
				そ の 他	件		

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	計 団 体
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名		
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円			119 番通報件数		件
災 害 の 概 況						
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

8 被害の認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体が確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽症者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則として宿泊者等を1世帯として取り扱う。	
	全壊 または全焼	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延べ面積70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。ただし、地震災害の場合、別途基準により損壊率が50%を超えたものも対象とする。(別途基準)	
	大規模半壊	自然災害により居宅が半壊し、被災者生活再建支援法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯	
	半壊 または半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のも、具体的には損壊部分はその住家の床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものをいう。ただし、地震災害の場合、別途基準により損壊率が20%以上50%未満のものも対象とする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を超えた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	

分類	用 語	被害程度の判定基準
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の災害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公用の用に供する建物とする
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの
田畑被害	流出・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊	一般国道、県及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り 災 者	被災世帯の構成員をいう。
火	火 災	地震又は火山噴火の場合のみとする。

分類	用語	被害程度の判定基準
災 発 生	建 物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、もしくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下もしくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法第 11 条に起因する市町村等が許可した製造所等
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの
そ の 他 用 語 の 解 説	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、幼稚園など教育の用に供する施設とする
	砂 防 施 設	砂防法第 1 条の規定による砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公 立 文 教 施 設	公立学校の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公用の用に供する施設施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

9 部隊等の災害派遣要請申請書（自衛隊）

発日野第 号
年 月 日

鳥取県知事 知事名 様

日野町長名 ㊦

部隊等の災害派遣要請について(申請)

災害を防除するため、部隊等の派遣要請を下記のとおり申請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由

災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。)

派遣を要請する理由(現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。)

2. 派遣を必要とする期間

3. 派遣を希望する部隊等の勢力

人員、船舶、航空機の概要

装備の概要(特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするときは、その旨を明らかにすること。)

4. 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

現地連絡場所及び連絡者

活動内容(水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、道路、水路開設等具体的に記入)

5. その他参考となるべき事項

10 部隊等の撤収要請申請書（自衛隊）

	発日野第	号
	年 月	日
鳥取県知事 知事名 様		
	日野町長名	Ⓞ
部隊等の撤収要請について		
記		
1. 撤収要請の理由		
2. 撤収要請の希望日時		
3. 撤収要請をする部隊等		

11 派遣部隊に関する報告様式（自衛隊）

	発日野第	号
	年 月 日	
鳥取県知事 知事名 様		
	日野町長名	㊟

部隊等に関する報告について(報告)

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要は下記のとおりであります。

記

1. 派遣要請の申請日時
2. 部隊等の人員
3. 部隊等の人員及び装備の概要
4. 部隊等を受け入れた区域
5. 部隊等の撤収日時
6. 部隊等の滞留期間
7. 部隊等の活動内容
8. 部隊等の活動による効果
9. その他特記事項

12 災害救助法による救助の基準

(令和元年10月23日)

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度	期間	備考							
避難所	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1 避難所設置、維持及び管理のための賃金 職員等雇上費 2 消耗器材費 3 建物の使用謝金 4 器物の使用謝金、借上費又は購入費 5 光熱水費 6 仮設便所等の設置費	(基本額) 避難所設置費 1人1日 330円以内 (必要額の加算) 10月3月までの間で特に採暖等のため経費が必要な時は必要額を加算できる	災害発生の日から7日以内	避難所設置費には、野外の仮小屋設置又は天幕の設置その他適切な方法も含むものとする。							
応急仮設住宅	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家が得ることができない者	原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等	(基準) 1戸当たりの規模は地域の実情、世帯構成等に応じて設定 5,714,000円以内	完成の日から最長2年	着工期間は、災害発生の日から20日以内とする。							
炊出し、その他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	主食、副食及び燃料費等の経費	1人1日 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	被災者が直ちに食することができる現物支給によるものとする。							
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	1 水購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費 3 修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 (世帯単位)	被災者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	下表金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	現物給付に限る						
			区分				1人世帯 (円以内)	2人世帯 (円以内)	3人世帯 (円以内)	4人世帯 (円以内)	5人世帯 (円以内)	6人以上 1人を増すごとに 加算額
			全壊	夏			18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
流失	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400					

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度	期間	備考			
		半壊 夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		半焼 冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
		床上浸水						
		(注) 夏季(4月1日～9月30日)、冬季(10月1日～3月31日)						
医療	災害のため医療の途を失った者	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	1 救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者による場合は協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 医療は、救護班によって行う。 2 ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所等において医療を行うことができる。			
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内				
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの。	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	対象者を捜索し、又は救出するものであること。			
被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(世帯単位)	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行う	1 世帯当たり 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷被害 300,000円	災害発生の日から1月以内				
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業の見込みが確実な、具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるもの	生業費 1 件 30,000円 就職支度費 1 件 15,000円	災害発生の日から1月以内	貸与期間 2年以内 利子 無利子			
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校その他各種学校の生徒	1 教科書代 小学校児童及び中学校生徒教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するもの。 高等学校生	1 教科書実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人 4,500円 中学校生徒 1人 4,800円 高等学校等生徒 1人 5,200円	災害発生の日から 1 教科書 1月以内 2 その他の学用品 15日以内				

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度	期間	備考
		徒、正規の授業 で使用する教材 2 文房具費 3 通学用品費			
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急処理程度のもの	1 棺（附属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱	大人 1 体 215,200 円 以内 小人 1 体 172,000 円 以内	災害発生の日から 10 日以内	原則として棺又は棺材の現品をもって行う。
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行うもの	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置	1 体 3,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内	検察は、原則として救護班によって行う 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算する。
		2 死体の一時保存	1 既存建物を利用する場合（借上費） 通常の実費 2 既存建物を利用できない場合 5,400 円以内		
		3 検察	救護班において検察をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内		
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等	1 世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	輸送費及び賃金職員等雇上費	当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度	期間	備考
実費弁償 (日当)	1 災害救助法施行 令第4条第1号から 第4号までに規定 する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。			
		職種ごとに、「日当」に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。			
		職種ごとに、「日当」に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とする。			
	2 災害救助法施行 令第4条第5号から 第10号までに規定 する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。			
救助事務費	救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費	1 時間外勤務手当	支出費用区分に掲げる費用について、会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に下記の1～7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1～7までに定める割合を乗じて得た合計額以内とする。		
		2 賃金職員等雇上費			
		3 旅費			
		4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び修繕料をいう。）			
		5 使用料及び賃借料			
		6 通信運搬費			
		7 委託費			
			1 3千万円以下の部分 100分の10		
			2 3千万円を超え6千万円以下の部分 100分の9		
			3 6千万円を超え1億円以下の部分 100分の8		
			4 1億円を超え2億円以下の部分 100分の7		
			5 2億円を超え3億円以下の部分 100分の6		
			6 3億円を超え5億円以下の部分 100分の5		
			7 5億円を超える部分 100分の4		

(災害救助法施行細則)

昭和35年3月22日

鳥取県規則第10号

13 災害の記録

発生年月日		名称	被害の状況
西暦	年号		
1649年	慶安 2	水害	大洪水
1710年 8 月	宝栄 7	地震	大地震
1762年 7 月 15 ～16日	宝歴12	水害	大洪水、川筋田畑大流失
1768年 7 月 21日	明和 5	水害	夜大雨、宝歴12年に次ぐ大水
1781年 7 月 7 日	天明元	水害	洪水にて損所多し
1854年 3 月 24日	嘉永 7	火災	黒坂中町大火 33件焼失
1886年 9 月	明治19	水害	死者 5 名、被害甚大
1934年 9 月 21日	昭和 9	水害 (室戸台風)	死者 2、軽傷者 3、家屋 流出倒壊(住家 8、非住家 27) 半壊16、浸水69、橋梁 9、(日野川架設のもの 大小合わせて66ヶ所) 護岸 2 道路 町道99ヶ所 決壊流出580間
1950年 7 月 27日	昭和25	火災	坂井原地区 住宅20戸 納屋土蔵16棟 他計50棟を 全焼、被災者115人
1961年 9 月	昭和36	水害(第二室 戸台風)	被害甚大
1963年 1 ～ 2 月	昭和38	雪害 なだれ	積雪量 1/11 115cm、1/22 135cm、 2/5 128cm 家屋倒壊、道路、橋梁、農業用施設等で被害甚大 孤立部落続出により災害救助法が適用され、自衛隊美保航空輸送団による航空機からの生活物資の投下を行った。
1963年 6 月 3 ～ 5 日	昭和38	水害	集中豪雨により、道路損壊、田畑の冠水・流失等被害 甚大
1965年 6 月 20日	昭和40	水害 (台風 9 号)	集中豪雨により、道路崩壊 2 ヶ所、橋梁流失 2 ヶ所、 農業用施設損壊 9 ヶ所、田畑の冠水など。
1965年 7 月 21 ～23日	昭和40	水害	集中豪雨により、道路崩壊 6 ヶ所、橋梁流失 6 ヶ所、 農業用施設損壊 9 ヶ所、田畑の冠水流失22ha 公共施設崩壊 2 ヶ所等被害甚大
1966年 9 月 17 ～19日	昭和41	水害 (台風21号)	集中豪雨により、道路崩壊 1 ヶ所など。
1966年 9 月 24	昭和41	水害	集中豪雨により、道路崩壊 1 ヶ所、農業用施設損壊

発生年月日		名称	被害の状況
西暦	年号		
～25日		(台風24号)	1ヶ所など。
1970年1月15日	昭和45	水害	集中豪雨により、床下浸水46棟など。
1970年8月21日	昭和45	風水害 (台風10号)	風雨が強く、家屋損傷2戸、学校など公共建物の損傷12ヶ所、田畑の冠水崩壊4ha、道路決壊8ヶ所、農業用施設損壊9ヶ所、林業用施設損壊2ヶ所、農作物施設損壊464ha、河川2ヶ所など被害甚大。
1971年7月2日	昭和46	水害	集中豪雨により、家屋床下浸水4棟、道路損壊15ヶ所、農業用施設損壊5ヶ所、林業用施設損壊4ヶ所、橋梁損壊1ヶ所など被害甚大
1971年7月23日	昭和46	水害	集中豪雨により、家屋床下浸水36棟、田畑の冠水5ha、道路損壊19ヶ所、鉄道不通1ヶ所、農業用施設損壊23ヶ所、林業用施設損壊5ヶ所、河川損壊7ヶ所など被害甚大
1972年7月10 ～13日	昭和47	豪雨による 水害	風雨が強く、10～13日の雨量は408mmで、急傾斜地崩壊危険地域(根雨)27世帯57人が避難、家屋床上浸水1棟、床下浸水73棟、田畑の冠水流失166ha、道路損壊25ヶ所、橋梁流失損壊4ヶ所、河川損壊33ヶ所、山崩れ16ヶ所、農業用施設損壊17ヶ所、林業用施設損壊6ヶ所など被害甚大
1980年7月 ～8月	昭和55	冷害	観測史上まれにみる冷夏と長雨により水稻、葉たばこに大きな被害が発生
1986年12月28 ～29日	昭和61	雪害	水気超過の重い雪により、樹木が折れるなど森林被害11地区、7.9ha
1987年10月16 ～22日	昭和62	水害 (台風19号)	農作物のほか、ビニールハウス、畜舎、作業所、車庫、住宅、土蔵などに被害
1991年9月27 日	平成3	風水害 (台風9号)	農作物、ハウス、畜舎、作業所、住宅などの被害
1995年7月20 ～22日	平成7	水害	集中豪雨、床下浸水19棟(住家18、非住家1)被災者49人(18世帯)、道路損壊10ヶ所、河川損壊1ヶ所三谷地区 時間雨量70mmを記録。
1997年8月5日	平成9	水害	日野川が氾濫、カワコふれあい公園の護岸が崩れるなど多くの被害が発生
1999年6月29日	平成11	水害	梅雨前線による大雨、水路冠水、石垣崩壊
1999年9月24日	平成11	風水害	大雨による立木倒壊、NTT線不通、農道法面崩壊

発生年月日		名称	被害の状況
西暦	年号		
		(台風18号)	
2000年10月6日	平成12	地震 (鳥取県西部地震)	マグニチュード7.3、震度6強の地震が発生 人的被害：重症4人、負傷10人、計14人 住家被害：全壊129戸、半壊441戸、一部破損945戸、計1,515戸(全戸が被災) そのほかの被害：公共施設41カ所、道路72カ所、橋梁1カ所、河川2カ所、簡易水道8施設、公共下水道1施設、農業集落排水2施設、農地101カ所、農業用施設(農道・水路など)106カ所、林道87カ所
2004年10月20日	平成16	風水害 (台風23号)	停電、河川増水、家屋被害 土砂崩落や倒木による通行止めなどの被害
2005年12月21日～2006年2月上旬	平成17～18	雪害	一般被害：家屋の一部破損22件(庇・軒先の破損など)、非住家(長屋など)の被害8件、 農林被害：ビニールハウス損壊7棟
2006年7月18日～19日	平成18	水害	家屋床上浸水1棟、床下浸水4棟、最大避難者数24人(8世帯)、農地被害：水田法面崩壊4カ所、 農道：法面崩落5カ所、水路：法面崩壊7カ所、 取水堰：崩壊3カ所、林道：法面崩壊など10カ所 町道：法面崩壊など32カ所
2011年9月3日	平成23	水害 (台風12号)	根雨地内の板井原川護岸の崩落ほか真住川堤防2カ所決壊、県道土砂崩れにより一時、三土集落が孤立、 水路流失、冠水など。
2012年4月24日	平成24	風害	軽傷1人
2018年7月6日～8日	平成30	水害 (平成30年7月豪雨)	床下浸水1棟、根雨地区簡易水道の断水、最大避難者数43人、町道：法面崩壊など5カ所、 農地被害：水田法面崩壊1カ所、農道：法面崩壊1カ所、水路冠水14カ所、取水堰：崩壊2カ所 林道：法面崩壊など3カ所
2018年9月30日	平成30	水害 (台風24号)	床上浸水1棟、床下浸水6棟、最大避難者数105人 町道：路肩崩壊など16カ所、河川損壊1カ所 農地被害：水田法面崩壊など7カ所、 農道：法面崩壊など4カ所、水路冠水など34カ所 取水堰：崩壊4カ所、林道：法面崩壊など6カ所

14 災害危険区域

(1) 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

箇所番号	箇所名	河川名			所在地 大字	保全対象			備考
		水系名	幹川名	溪流名		人家 戸数	公共施設等		
							種類	数	
63	小原	日野川	小川尻川	小川尻川	小原	8			
64	門谷	日野川	真住川	門谷川	門谷	17	構造改善センター	1	
65	門	日野川	真住川	門谷川	門谷	12			
66	横路	日野川	真住川	横路川	秋縄	14	集会所	1	

(2) 土石流危険溪流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 大字	保全対象			備考
					人家 戸数	公共施設等		
				種類		数		
1-3-37-1	日野川	日野川	谷川谷川	貝原	7	構造改善センター	1	I
1-3-37-2	日野川	日野川	三谷川	三谷	5			I
1-3-37-3	日野川	日野川	舟場川	舟場	38			I
1-3-37-4	日野川	日野川	二軒茶屋川	根雨	6			I
1-3-37-5	日野川	日野川	妻ノ神谷川	根雨	11			I
1-3-37-6	日野川	日野川	みょうけん 谷川	根雨	20	健康福祉センター、 役場、総合事務所、 寺院、文化センター、 駅舎	6	I
1-3-37-7	日野川	日野川	権現谷川	根雨	24	病院、役場 文化センター、集会所	4	I
1-3-37-8	日野川	日野川	ヨウガイ山 川	根雨	16	郵便局	1	I
1-3-37-9	日野川	日野川	オオサコ谷 川	根雨	37	公舎 資料館	2	I
1-3-37-10	日野川	日野川	ヨウガイ山 川	根雨	21	電話交換所 公舎	2	I
1-3-37-11	日野川	日野川	ハウブツ谷 川	根雨	28	電話交換所	1	I
1-3-37-13	日野川	日野川	坂口谷川	漆原	5			I
1-3-37-14	日野川	板井原川	寺谷川	高尾	7	駐在所	1	I
1-3-37-15	日野川	板井原川	小屋谷川	高尾	8			I
1-3-37-16	日野川	板井原川	後谷川	高尾	5			I
1-3-37-17	日野川	板井原川	池の元川	金持	5			I
1-3-37-18	日野川	板井原川	段谷川	金持	5			I
1-3-37-20	日野川	板井原川	じぞう谷川	金持	5			I
1-3-37-21	日野川	板井原川	湯谷川	金持	7	公民館	1	I

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 大字	保全対象			備考
					人家 戸数	公共施設等		
						種類	数	
1-3-37-22	日野川	板井原川	田ノ谷川	金持	5			I
1-3-37-23	日野川	板井原川	西畑川	板井原	13	公民館	1	I
1-3-37-24	日野川	真住川	倉谷川	倉谷	6			I
1-3-37-25	日野川	真住川	濁谷川	濁谷	8			I
1-3-37-29	日野川	真住川	若杉谷川	大町	2	寺院	1	I
1-3-37-30	日野川	真住川	真住川	秋縄	11			I
1-3-37-32	日野川	真住川	中村谷川	三土	5			I
1-3-37-34	日野川	真住川	鉦谷川	三土	5			I
1-3-37-36	日野川	真住川	横路川	横路	15	集会所	1	I
1-3-37-37	日野川	門谷川	越谷川	門谷	5			I
1-3-37-39	日野川	真住川	門谷川	三栗	6	構造改善センター	1	I
1-3-37-40	日野川	小川尻川	原平谷川	別所	7			I
1-3-37-41	日野川	小川尻川	三王谷川	別所	10			I
1-3-37-42	日野川	小川尻川	鉄穴川	別所	5			I
1-3-37-43	日野川	小川尻川	ヒサシ谷川	榎市	5	配給所	1	I
1-3-37-44	日野川	小川尻川	平谷川	榎市	5			I
1-3-37-46	日野川	小川尻川	小川尻川	小原	7			I
1-3-37-51	日野川	日野川	石原谷川	津地	11			I
1-3-37-52	日野川	津地川	津地川	津地	22	公会堂	1	I
1-3-37-53	日野川	日野川	安原川	安原	10			I
1-3-37-54	日野川	日野川	安原谷川	安原	5			I
1-3-37-55	日野川	日野川	ミヤダコ谷川	下榎	51	老人福祉施設 集会所	2	I
1-3-37-57	日野川	日野川	モチ毛谷川	岩田	7			I
1-3-37-58	日野川	日野川	奥谷川	下菅	10	集会所	1	I
1-3-37-59	日野川	日野川	ナメラ谷川	下菅	6			I
1-3-37-60	日野川	日野川	茗荷谷川	道三原	6			I
1-3-37-62	日野川	茗荷谷川	中原谷川	道三原	7			I
1-3-37-63	日野川	黒坂川	黒坂川	下黒坂	18	ラジオアンテナ	1	I
1-3-37-64	日野川	黒坂川	下黒坂川	下黒坂	19	ラジオアンテナ	1	I
1-3-37-66	日野川	天郷川	天郷川	黒坂	1	寺院	1	I
1-3-37-67	日野川	天郷川	上エノ山谷川	久住	1	小学校 集会所	2	I
1-3-37-68	日野川	日野川	春日谷川	小河内	17	公民館	1	I
1-3-37-69	日野川	近江川	近江谷川	近江	4	集会所	1	I
1-3-37-70	日野川	近江川	畑谷川	畑	3	公民館	1	I
1-3-37-72	日野川	日野川	古川谷川	古川	6			I
1-3-37-73	日野川	日野川	漆原谷川	福長	2	集会所	1	I
1-3-37-74	日野川	日野川	田ノ坪谷川	荒神原	5			I
1-3-37-76	日野川	日野川	ソラヤマヒ ガシビラ	貝原	7			I
1-3-37-77	日野川	日野川	ミヤダニ	舟場	2	神社	1	I
1-3-37-78	日野川	日野川	テラノウエ	根雨	14	総合事務所	1	I
1-3-37-79	日野川	日野川	サカノウエ	本郷	1	総合事務所 車両庫	1	I
1-3-37-80	日野川	真住川	コヤノタニ カミビラ	倉谷	5			I
1-3-37-81	日野川	横路川	タクミ	秋縄	5	集会所	1	I

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象			備考
					大字	人家戸数	公共施設等	
				種類			数	
1-3-37-82	日野川	日野川	ミヤダニニシビラ	根雨	9	神社	1	I
1-3-37-83	日野川	津地川	カミサコノウエ	津地	4	公会堂	1	I
1-3-37-84	日野川	日野川	キタハラ	安原	19			I
1-3-37-85	日野川	日野川	テンノウオク	下菅	6			I
1-3-37-86	日野川	板川	ハンダニヤマ	黒坂	2	ラジオアンテナ	1	I
1-3-37-87	日野川	板川	ハンダニヤマ②	黒坂	1	ラジオアンテナ	1	I
1-3-37-88	日野川	日野川	ミヨウガダニ	中畑	1	水源施設	1	I
1-3-37-89	日野川	天郷川	カワヒガシ	久住	5			I
1-3-37-90	日野川	日野川	ヤマノテヤマ	黒坂	0	高校	1	I
1-3-37-91	日野川	日野川	ヤマノテヤマ②	黒坂	0	高校	1	I
1-3-37-92	日野川	日野川	ヤマノテヤマ③	黒坂	0	高校	1	I
1-3-37-93	日野川	日野川	シロウチ	黒坂	0	駅舎	1	I
1-3-37-94	日野川	日野川	イノタニ	小河内	4	公民館	1	I
1-3-37-95	日野川	日野川	イノタニ②	小川内	4	公民館	1	I
1-3-37-96	日野川	日野川	ノズダニ	小河内	11	公民館	1	I
1-3-37-97	日野川	日野川	タタラダニ	小河内	4	公民館	1	I
1-3-37-98	日野川	日野川	タタラダニ②	小河内	4	公民館	1	I
1-3-37-99	日野川	日野川	ヤマノカミバラ	上菅	2	集会所 変電所	2	I
1-3-37-100	日野川	日野川	ソイミズタニヤマ	上菅	4	小学校 水源地	2	I
1-3-37-101	日野川	日野川	オオバライエノウエ	上菅	5			I
1-3-37-102	日野川	日野川	タカボウキ	檜原	0	発電所	1	I
1-3-37-5	日野川	板井原川	タケノシタ	内井原	2			II
1-3-37-6	日野川	板井原川	ウツイダニヤマ	内井原	2			II
1-3-37-8	日野川	真住川	ミヤノタニノイチ	濁谷	3			II
1-3-37-9	日野川	真住川	テラオノヨン	濁谷	3			II
1-3-37-10	日野川	真住川	ヤナギダニノニ	大町	4			II
1-3-37-11	日野川	真住川	カゲ	秋縄	1			II
1-3-37-12	日野川	門谷川	ウスガタニノイチ	門	3			II
1-3-37-13	日野川	真住川	イチノタニ	門	3			II
1-3-37-14	日野川	真住川	トチダニオク	三栗	2			II
1-3-37-15	日野川	小川尻川	バガサコ	本郷	2			II

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象			備考
				大字	人家戸数	公共施設等		
						種類	数	
1-3-37-16	日野川	小川尻川	ウケノタニカゲチ	本郷	2			Ⅱ
1-3-37-17	日野川	日野川	ヒコダニ	下榎	3			Ⅱ
1-3-37-18	日野川	板井原川	ミヨウケンダニ	金持	1			Ⅱ
1-3-37-19	日野川	日野川	ムガタニ	下菅	2			Ⅱ
1-3-37-21	日野川	日野川	サイノキダニ	迫原	4			Ⅱ
1-3-37-22	日野川	日野川	フセタニヤマ	布瀬谷	1			Ⅱ
1-3-37-23	日野川	日野川	コダニホンタニ	漆原	1			Ⅱ
1-3-37-24	日野川	日野川	イエノソラ	漆原	3			Ⅱ
1-3-37-26	日野川	日野川	ヤマノカミザコ	諏訪	2			Ⅱ
1-3-37-27	日野川	印賀川	ミチノウエサコ	井原	1			Ⅱ
1-3-37-28	日野川	板井原川	ナシノキダニカミビラ	根雨	4			Ⅱ
1-3-37-29	日野川	日野川	ヒナビラノイチ	貝原	3			Ⅱ
1-3-37-30	日野川	日野川	ツツミダニ	野田	1			Ⅱ
1-3-37-31	日野川	板井原川	タカウメ	金持	2			Ⅱ
1-3-37-32	日野川	板井原川	ウツイダニヤマ②	内井原	2			Ⅱ
1-3-37-33	日野川	真住川	ミヨウゲンダニノロク	下町	3			Ⅱ
1-3-37-34	日野川	真住川	雨隆川	濁谷	3			Ⅱ
1-3-37-35	日野川	真住川	イノオク	濁谷	1			Ⅱ
1-3-37-36	日野川	真住川	柳谷川	大町	2			Ⅱ
1-3-37-37	日野川	真住川	森谷川	大町	3			Ⅱ
1-3-37-38	日野川	真住川	カンナボラ	濁谷	2			Ⅱ
1-3-37-39	日野川	真住川	キノオク	門	4			Ⅱ
1-3-37-40	日野川	真住川	いずのもと谷川	三土	2			Ⅱ
1-3-37-41	日野川	日野川	ミツヨシ	加熱地	2			Ⅱ
1-3-37-42	日野川	日野川	ヤマダバヤシ	安原	1			Ⅱ
1-3-37-44	日野川	小川尻川	毛田谷川	本郷	2			Ⅱ
1-3-37-45	日野川	小川尻川	野呂谷川	本郷	2			Ⅱ
1-3-37-46	日野川	小川尻川	境谷川	本郷	3			Ⅱ
1-3-37-47	日野川	小川尻川	小原谷川	小原	3			Ⅱ
1-3-37-48	日野川	日野川	岩屋谷川	下榎	2			Ⅱ
1-3-37-49	日野川	日野川	イワタオク	根妻	1			Ⅱ
1-3-37-50	日野川	日野川	下黒坂谷川	黒坂	4			Ⅱ
1-3-37-51	日野川	日野川	ワナツボダニ	下菅	1			Ⅱ
1-3-37-52	日野川	天郷川	ヤマノテヤマ②	黒坂	2			Ⅱ

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	保全対象			備考
					大字	人家戸数	公共施設等	
				種類			数	
1-3-37-53	日野川	天郷川	ヤマノテヤマ	黒坂	3			Ⅱ
1-3-37-54	日野川	菅沢川	カワニシ	久住	1			Ⅱ
1-3-37-55	日野川	天郷川	タタラバノウエ	久住	1			Ⅱ
1-3-37-56	日野川	天郷川	カワニシヤマ	久住	1			Ⅱ
1-3-37-57	日野川	天郷川	カワヒガシ③	久住	1			Ⅱ
1-3-37-58	日野川	天郷川	カワヒガシ②	久住	2			Ⅱ
1-3-37-59	日野川	天郷川	カワニシニブダニ	久住	3			Ⅱ
1-3-37-60	日野川	日野川	マルヤマ	中畑	1			Ⅱ
1-3-37-61	日野川	茗荷谷川	道三原谷川	道三原	4			Ⅱ
1-3-37-62	日野川	日野川	カンダバヤシ	迫原	1			Ⅱ
1-3-37-63	日野川	近江川	ヤマノカミダニ	近江	4			Ⅱ
1-3-37-64	日野川	日野川	ノゾキイワ	小河内	1			Ⅱ
1-3-37-65	日野川	日野川	ツゴウダニ	上菅	4			Ⅱ
1-3-37-66	日野川	日野川	オオバタ	上菅	3			Ⅱ
1-3-37-67	日野川	日野川	ゴヒャクダ	上管	2			Ⅱ
1-3-37-68	日野川	日野川	イデ	久谷	1			Ⅱ
1-3-37-69	日野川	日野川	ミヤノマエミチノウエ		1			Ⅱ
1-3-37-70	日野川	日野川	コウジンバライエノウエ	荒神原	1			Ⅱ
1-3-37-71	日野川	印賀川	シバノキヤマ	諏訪	1			Ⅱ
1-3-37-72	日野川	小川尻川	渡谷川	本郷	3			Ⅱ

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	所在地		人家戸数	保全対象		備考
		大字	小字		公共施設等		
					種類	数	
1003	三谷下	三谷下		9			Ⅰ
1004	三谷	三谷	屋敷	12			Ⅰ
1005	根雨下町	根雨	屋敷	31			Ⅰ
1006	根雨	根雨		35	集会所	1	Ⅰ
1007	野田	野田		11	中学校	1	Ⅰ
1008	金持下	金持	高目	6			Ⅰ
1009	金持上	金持	渡瀬上り	5			Ⅰ
1010	三土	三土	土井	10	集会所	1	Ⅰ
1011	横路	横路		8			Ⅰ
1012	門	門谷		7			Ⅰ
1014	別所	別所		5			Ⅰ
1015	本郷	本郷	観音堂	5			Ⅰ

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家 戸数	公共施設等		
					種類	数	
1016	本郷上	本郷	中村	9			I
1018	安原第2	安原		4	公民館	1	I
1019	下榎	下榎		11			I
1020	漆原	漆原		10			I
1022	菅福	菅福			小学校	1	I
1181	黒坂	黒坂		12			I
1182	下黒坂	下黒坂		5	公民館	1	I
1184	秋縄	秋縄		8			I
1185	高尾	高尾		7			I
1186	舟場	舟場		27			I
1187	三栗	三栗		6			I
1493	金持	金持		8			I
1494	本郷2	本郷		2	駐在所	1	I
1495	安原	安原		11			I
1496	福長	福長	漆原	2	公会堂	1	I
1497	福長2	福長	荒神原	10	集会所	1	I
1498	下黒坂2	下黒坂	根妻		発電所	1	I
1499	高尾2	高尾		4	公会堂	1	I
1500	舟場2	舟場		5			I
1501	貝原	貝原		10			I
1502	中菅	中菅	畑	2	公民館	1	I
1503	小河内	小河内		1	公民館	1	I
1504	金持2	金持	渡瀬上り	5			I
1505	高尾3	高尾	後谷	7	集会所	1	I
1506	福長3	福長	漆原	6			I
1507	上菅	上菅	檜原		発電所	1	I
1508	別所2	別所		6			I
人工57	安原	安原	中村	7			I
人工58	下榎2	下榎		1	小学校, 集会所	2	I
人工59	久住	久住		11	集会所	1	I
3396	濁谷	濁谷	大町	4			II
3397	門谷2	門谷	三栗	2			II
3398	久住2	久住		2			II
3399	本郷3	本郷		1			II
3400	本郷4	本郷		1			II
3401	本郷5	本郷		3			II
3402	本郷6	本郷		1			II
3403	下榎3	下榎		3			II
3404	下榎4	下榎		1			II
3405	下榎5	下榎		2			II
3406	下榎6	下榎		2			II
3407	下黒坂3	根妻		1			II
3408	下黒坂4	下黒坂		1			II
3409	津地	津地		1			II
3410	津地2	津地		1			II
3411	金持3	金持		1			II
3412	高尾4	高尾	下町	1			II
3413	高尾5	高尾	下町	1			II
3414	福長4	福長	井ノ原	1			II
3415	福長5	福長	漆原	1			II

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家 戸数	公共施設等		
					種類	数	
3416	福長 6	福長	漆原	3			Ⅱ
3417	福長 7	福長	漆原	1			Ⅱ
3418	福長 8	福長	漆原	1			Ⅱ
3419	小河内 2	小河内	布瀬谷	1			Ⅱ
3420	小河内 3	小河内	長行岸	2			Ⅱ
3421	中菅 2	中菅	近江	1			Ⅱ
3422	中菅 3	中菅	近江	1			Ⅱ
3423	中菅 4	中菅	岡	1			Ⅱ
3424	中菅 5	中菅		1			Ⅱ
3425	中菅 6	中菅	畑	2			Ⅱ
3426	上菅 2	上菅	檜原	2			Ⅱ
3427	上菅 3	上菅	檜原	3			Ⅱ
3428	上菅 4	上菅	檜原	1			Ⅱ
3429	上菅 5	上菅	上菅	1			Ⅱ
3430	上菅 6	上菅	上菅	1			Ⅱ
3431	上菅 7	上菅	久谷	1			Ⅱ
3432	上菅 8	上菅	久谷	2			Ⅱ
3433	諏訪	諏訪		1			Ⅱ
3434	諏訪 2	諏訪		1			Ⅱ
3435	下菅	下菅		1			Ⅱ
3436	下菅 2	下菅	下菅	1			Ⅱ
3437	榎市	榎市		2			Ⅱ
3438	榎市 2	榎市		1			Ⅱ
3439	榎市 3	榎市	榎市	2			Ⅱ
3440	榎市 4	榎市	鉄穴	1			Ⅱ
3441	榎市 5	榎市	鉄穴	1			Ⅱ
3442	濁谷 2	濁谷	濁谷	1			Ⅱ
3443	濁谷 3	濁谷		1			Ⅱ
3444	門谷 3	門谷	門	3			Ⅱ
3445	門谷 4	門谷	門	1			Ⅱ
3446	秋縄 2	秋縄	舟地	3			Ⅱ
3447	秋縄 3	秋縄	舟地	1			Ⅱ
3448	秋縄 4	秋縄	舟地	1			Ⅱ
3449	秋縄 5	秋縄	横地	1			Ⅱ
3450	三土 2	三土		1			Ⅱ
3451	三土 3	三土		1			Ⅱ
3452	板井原	板井原		2			Ⅱ
3453	板井原 2	板井原		1			Ⅱ
3454	板井原 3	板井原	内井谷	1			Ⅱ
3455	舟場 3	舟場		2			Ⅱ
3456	三谷 2	屋敷		1			Ⅱ
3457	高尾 6	高尾	後谷	4			Ⅱ
3458	金持 4	金持	高目	3			Ⅱ
3459	高尾 7	高尾	倉谷	1			Ⅱ
3460	濁谷 4	濁谷	濁谷	1			Ⅱ
3461	門谷 5	門谷	門	1			Ⅱ
3462	上菅 9	上菅	久谷	1			Ⅱ
3463	上菅 10	上菅	上菅	1			Ⅱ
3464	中菅 7	中菅	岡	1			Ⅱ
3465	中菅 8	中菅		2			Ⅱ

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家 戸数	公共施設等		
					種類	数	
3466	中菅 9	中菅		1			Ⅱ
3467	黒坂 2	黒坂		1			Ⅱ
3468	下菅 3	下菅	下菅	1			Ⅱ
3469	下榎 7	下榎		1			Ⅱ
3470	本郷 7	本郷		1			Ⅱ
3471	榎市 6	榎市	榎市	3			Ⅱ
3472	小原	小原	小原	2			Ⅱ
3473	別所 3	別所		1			Ⅱ
3474	久住 3	久住		2			Ⅱ
3475	榎市 7	榎市		3			Ⅱ
人工 2039	榎市 8	榎市	鉄穴	1			Ⅱ
2040	中菅 10	近江		1			Ⅱ
2041	小原 2	小原	小原	1			Ⅱ
2042	根雨 2	根雨		1			Ⅱ
2043	本郷 8	本郷	岩田	1			Ⅱ
2044	別所 4	別所		1			Ⅱ

(4) 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	保安林等の指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置		公共施設等		
					調査地区	(メッシュ 以上の) 危険地区 100点		大字	字	人家	公共施設 (道路除)	道路
1	無	有	有	C	3	3	無	榎市		8	0	林
2	有	無	無	B	9.3	4	一部概成	下榎	1区	0	0	林
3	無	有	無	A	0.8	0.8	無	下榎	1区	16	0	町
4	無	有	無	B	1	1	無	下榎	1区	3	1	林
5	有	有	無	A	2.5	2.5	一部概成	下榎	1区	7	0	町
6	無	有	無	B	1	1	無	下榎	2区	19	0	町
7	有	有	無	B	1.3	1.3	無	下榎	2区	12	0	町
8	無	無	無	B	10	2	無	下黒坂		1	0	主
9	無	有	無	B	4.3	4.3	無	下黒坂		1	0	
10	無	無	無	B	5	5	無	下黒坂		0	0	主
11	無	有	無	C	0.5	0.5	無	下菅		1	0	町
12	無	有	無	C	1	1	無	下菅		2	0	県
13	無	無	無	B	0.5	0.5	無	下菅		0	0	国
14	有	無	無	C	1.3	1.3	無	下菅		0	0	国
15	無	有	無	A	20.3	20.3	無	貝原		18	0	町
16	有	有	無	C	9.5	9.5	無	久住		2	0	
17	有	有	無	B	3.5	3.5	一部概成	久住		0	0	県
18	有	有	無	B	5.5	4	無	金持		2	0	国
19	有	有	無	A	27	27	概成	金持		14	0	国
20	有	有	無	C	1.3	1.3	一部概成	金持		9	0	町
21	有	有	無	C	1.5	1.5	無	金持		6	0	町

危険地区番号	保安林等の指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置		公共施設等		
					調査地区	(メッシュ 以上の) 危険地区 100点		大字	字	人家	公共施設 (道路除)	道路
22	有	有	無	A	7.5	7.5	一部概成	金持		12	0	林
23	有	無	無	B	5.8	5.8	無	金持		0	0	国
24	無	無	無	C	1.3	1.3	概成	高尾	後谷	3	0	国
25	有	有	無	C	1.5	1.5	無	高尾	後谷	4	0	国
26	無	有	無	B	3.5	2.5	一部概成	高尾	高尾	1	0	国
27	有	有	無	B	2	2	一部概成	高尾	高尾	17	0	国
28	有	有	無	A	2	2	一部概成	高尾	高尾	6	0	国
29	無	有	無	A	1.5	1.5	無	高尾	高尾	6	0	国
30	無	無	無	C	1.5	0.8	無	黒坂	7区	4	0	県
31	無	有	無	C	1	0.8	無	黒坂	7区	4	0	主
32	無	無	無	B	1.3	1	無	黒坂	7区	2	0	
33	有	有	無	B	19	19	無	黒坂	7区	0	0	県
34	有	有	無	B	13.3	13.3	一部概成	黒坂	7区	0	0	県
35	無	無	無	B	2.3	2.3	無	黒坂	下3区	0	0	町
36	無	有	無	C	1.3	1.3	一部概成	黒坂	下3区	3	0	町
37	有	有	無	A	3.3	3.3	概成	根雨	1区	81	2	町
38	有	有	無	B	1.3	1.3	概成	根雨	5区	56	0	町
39	有	有	無	B	0.3	0.3	概成	根雨	6区	13	0	町
40	無	有	無	C	0.3	0.3	概成	根雨	6区	5	0	町
41	有	有	無	C	0.5	0.5	概成	根雨	6区	4	0	
42	有	有	無	B	1	1	概成	三谷	1区	20	0	国
43	有	有	無	A	5.8	5.8	一部概成	三土		16	0	県
44	無	有	無	C	1.5	1.5	無	秋縄		5	0	県
45	無	有	無	A	2	2	無	秋縄		11	0	県
46	無	有	無	C	1.8	1.8	無	秋縄		5	0	県
47	有	有	無	C	2	2	概成	秋縄		9	0	町
48	有	有	無	B	13.5	13.5	無	秋縄		0	0	県
49	無	無	無	B	3	1.5	無	舟場		2	0	
50	無	有	無	A	2.8	2.8	無	舟場		10	0	
51	有	有	無	B	2	2	無	舟場		14	0	主
52	無	有	無	C	1	0.8	無	小河内		2	0	
53	有	有	無	B	6.5	6	無	小河内		2	0	
54	有	無	無	B	4	2.8	一部概成	小河内		0	0	国
55	無	有	無	C	0.5	0.5	無	小河内		2	0	林
56	無	有	無	C	1	1	無	小原		5	0	町
57	無	有	無	C	0.5	0.3	無	上菅	上上菅	1	0	林
58	無	有	無	C	3.5	3.5	無	上菅	上上菅	8	0	町
59	無	有	無	C	2.3	2.3	無	上菅	中上菅	6	0	
60	空番											
61	無	有	無	B	2.8	2.8	無	濁谷		4	0	
62	無	有	無	C	1.8	1.8	無	濁谷		1	0	国
63	無	無	無	C	1	1	無	濁谷		1	0	町
64	無	有	無	B	0.8	0.8	無	濁谷		10	0	町
65	有	有	無	C	2.8	2.8	無	濁谷		3	0	県

危険地区番号	保安林等の指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置		公共施設等		
					調査地区	(メッシュ 以上の) 危険地区 100点		大字	字	人家	公共施設 (道路除)	道路
66	無	有	無	A	1	1	無	濁谷		5	0	国
67	無	有	無	C	1.8	1.8	無	中菅	中菅中央	5	0	国
68	無	無	無	B	1.5	1.5	無	中菅	中菅	2	0	
69	無	有	無	A	2.3	2.3	無	中菅	中菅	5	0	県
70	無	有	有	B	1.5	1.5	無	津地		15	0	町
71	無	有	無	C	3	3	無	津地		4	0	町
72	有	無	無	C	1.5	1.5	無	津地		1	0	
73	有	有	無	A	6.3	6.3	無	板井原		20	0	国
74	有	無	無	B	7.5	7.5	無	板井原		0	0	国
75	有	無	無	B	2.8	2.8	無	板井原		0	0	県
76	有	無	無	B	4.3	4.3	無	板井原		0	0	国
77	有	有	無	C	1.8	1.5	無	福長	井ノ原	4	0	
78	無	無	無	C	0.3	0.3	無	福長	井ノ原	1	0	
79	無	無	無	C	1.3	1.3	無	福長	井ノ原	7	0	国
80	有	無	無	B	1.3	1.3	無	福長	井ノ原	0	0	国
81	有	無	無	C	0.8	0.8	無	福長	井ノ原	0	0	国
82	有	無	無	C	1	1	無	福長	井ノ原	0	0	県
83	無	無	無	B	3	3	無	福長	井ノ原	0	0	国
84	無	有	無	B	1.8	1.8	無	福長	井ノ原	0	0	国
85	有	有	無	A	10	5.8	無	福長	下福長	7	0	林
86	無	無	無	C	1.3	1.3	無	福長	下福長	0	0	国
87	有	有	無	C	0.8	0.8	概成	福長	漆原	1	0	町
88	無	有	無	C	1.3	1.3	無	福長	漆原	5	0	町
89	無	無	無	C	2.3	2.3	無	福長	諏訪	3	0	国
90	有	無	無	B	1.3	1.3	無	福長	諏訪	0	0	国
91	無	有	無	B	1.3	1.3	無	別所		10	0	町
92	有	有	無	B	2	2	無	本郷	下本郷	5	0	国
93	有	有	無	C	3.8	3.8	概成	本郷	下本郷	2	0	
94	無	無	無	B	2.3	2.3	無	本郷	下本郷	4	0	林
95	有	有	無	B	19	8.5	無	本郷	上本郷	3	0	
96	有	有	無	C	4.3	1.5	無	本郷	上本郷	1	0	
97	有	有	無	A	3.3	3.3	無	本郷	上本郷	7	0	町
98	有	有	無	C	1	1	一部概成	本郷	上本郷	5	0	町
99	有	無	無	C	1.5	1.5	無	本郷	上本郷	1	0	町
100	有	有	無	C	1.3	1.3	無	本郷	上本郷	3	0	林
101	無	有	無	C	0.8	0.8	無	門谷		2	0	
102	無	無	無	C	1.3	1.3	無	門谷		0	0	国
103	無	有	無	B	1.3	1.3	無	野田		15	0	町

(5) 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号	保安林等の指定	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等		
								大字	字	人家	公共施設 (道路除く)	道路
001	有	無	有	無	A	4.60	概成	安原		29	0	町
002	有	無	有	無	A	8.00	無	安原		12	0	林
003	有	無	有	無	C	5.60	無	榎市		1	0	
004	有	無	無	無	C	3.00	一部概成	榎市		0	0	他
005	有	無	無	無	C	1.50	概成	榎市		0	0	他
006	有	有	有	無	C	4.50	無	榎市		7	0	町
007	有	無	有	無	C	1.30	一部概成	下榎	1区	6	0	林
008	有	無	有	無	A	6.20	一部概成	下榎	1区	13	1	林
009	有	無	有	無	B	0.80	一部概成	下榎	2区	79	2	町
010	有	無	有	無	B	7.70	無	下黒坂		4	0	主
011	無	無	有	無	A	8.10	無	下黒坂		5	0	県
012	有	無	有	無	A	14.50	一部概成	下黒坂		32	0	主
013	有	無	有	無	B	6.40	無	下菅		3	0	国
014	無	無	有	無	A	2.40	一部概成	下菅		15	0	町
015	無	無	有	無	C	2.50	一部概成	下菅		5	0	国
016	有	無	有	無	B	9.30	一部概成	下菅		0	0	国
017	有	無	有	無	C	4.30	無	貝原		1	0	国
018	無	無	有	無	C	2.30	無	貝原		6	0	国
019	無	無	無	無	C	3.50	無	久住		2	0	町
020	有	無	無	無	C	4.00	無	金持		0	0	林
021	有	無	有	無	A	11.40	一部概成	金持		8	0	
022	有	無	無	無	B	3.00	一部概成	金持		4	0	国
023	有	無	有	無	A	6.10	一部概成	金持		8	0	林
024	有	無	有	無	C	3.20	一部概成	金持		8	0	町
025	有	無	無	無	A	0.90	一部概成	金持		10	0	林
026	有	無	無	無	A	1.00	概成	金持		14	0	林
027	有	無	無	無	B	4.30	一部概成	金持		0	0	町
028	有	無	無	無	C	0.30	概成	金持		0	0	県
029	有	無	有	無	A	2.60	一部概成	金持		1	1	林
030	有	無	有	無	A	4.80	無	金持		8	0	町
031	有	無	有	無	A	6.00	無	高尾	後谷	6	0	国
032	有	無	有	無	B	1.00	一部概成	高尾	高尾	10	0	国
033	有	無	有	無	A	2.40	一部概成	高尾	高尾	16	0	国
034	有	無	有	無	A	3.50	概成	高尾	高尾	14	0	国
035	有	無	有	無	B	4.30	一部概成	高尾	高尾	10	0	国
036	有	無	有	無	C	1.40	無	高尾	高尾	3	0	国
037	無	無	有	無	B	3.90	無	黒坂	7区	15	0	県
038	有	無	有	無	A	3.10	一部概成	黒坂	7区	5	0	県
039	無	無	有	無	C	2.80	無	黒坂	7区	1	0	林
040	無	無	有	無	A	3.60	無	黒坂	7区	68	5	主
041	有	無	有	無	A	2.60	無	根雨	1区	128	5	町
042	有	無	有	無	B	1.30	無	根雨	1区	153	3	町
043	有	無	有	無	B	0.20	一部概成	根雨	1区	70	3	町

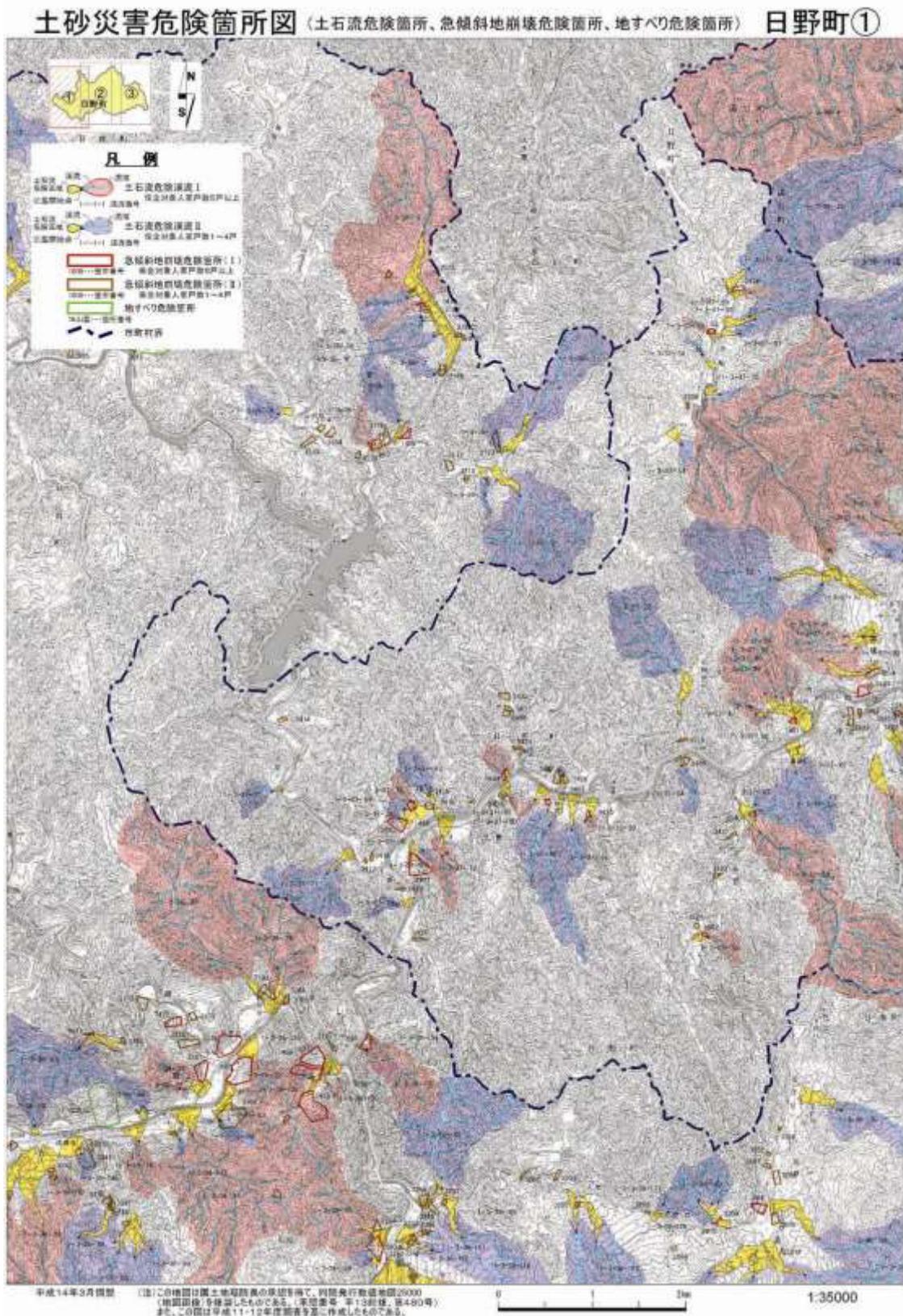
危険地区番号	保安林等の指定	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等		
								大字	字	人家	公共施設 (道路除く)	道路
044	有	無	有	無	B	2.80	概成	根雨	5区	35	4	国
045	有	無	有	無	B	3.10	概成	根雨	5区	22	0	国
046	有	無	有	無	B	2.00	概成	根雨	6区	20	0	国
047	有	無	有	無	A	12.70	一部概成	三谷	1区	6	0	国
048	有	無	有	無	C	0.70	一部概成	三谷	2区	4	0	国
049	有	無	無	無	A	14.00	一部概成	三土		8	0	県
050	有	無	無	無	B	3.90	無	三土		0	0	県
051	有	無	有	無	A	17.90	無	三土		45	0	県
052	有	無	有	無	A	10.80	無	三土		43	0	県
053	無	無	有	無	A	4.40	一部概成	秋縄		6	0	県
054	有	無	無	無	C	1.60	無	秋縄		0	0	県
055	無	無	有	無	B	4.90	一部概成	秋縄		0	0	県
056	有	無	有	無	B	24.00	一部概成	秋縄		7	0	町
057	有	無	有	無	A	22.00	無	秋縄		37	0	町
058	有	無	有	無	C	1.00	一部概成	舟場		2	0	
059	有	無	無	無	B	18.00	一部概成	舟場		0	0	町
060	有	無	有	無	A	23.90	無	舟場		40	0	主
061	有	無	無	有	C	3.00	概成	小河内		2	0	国
062	有	無	有	無	C	8.30	一部概成	小河内		4	0	国
063	無	無	有	無	A	1.70	無	小河内		29	0	国
064	有	無	有	無	B	1.60	無	小河内		26	0	国
065	有	無	有	無	B	1.50	無	小河内		26	0	国
066	有	無	有	無	C	4.60	概成	小原		3	0	町
067	有	無	無	無	C	5.20	一部概成	小原		0	0	町
068	有	無	有	無	C	4.00	一部概成	上菅	下上菅	5	0	国
069	無	無	有	無	C	2.00	無	上菅	下上菅	8	0	国
070	有	無	有	無	C	20.00	無	上菅	上上菅	1	0	国
071	無	無	有	無	C	0.50	一部概成	濁谷		2	0	国
072	有	無	有	無	A	5.10	一部概成	濁谷		6	0	国
073	有	無	有	無	C	2.90	一部概成	濁谷		7	0	国
074	無	無	無	無	C	0.40	一部概成	濁谷		0	0	県
075	無	無	有	無	C	1.10	一部概成	濁谷		2	0	国
076	無	無	有	無	B	1.90	無	濁谷		11	0	町
077	無	無	有	無	B	1.00	無	濁谷		11	0	町
078	有	無	無	無	C	3.30	一部概成	中菅	近江	3	0	
079	有	無	無	無	C	2.30	一部概成	中菅	近江	4	0	
080	無	無	有	無	B	7.20	無	中菅	中菅中央	8	0	町
081	有	無	有	無	B	13.30	一部概成	中菅	中菅	0	0	県
082	有	無	有	無	A	14.30	無	中菅	中菅	11	0	県
083	有	無	有	無	A	36.80	一部概成	中菅	中菅	11	0	県
084	有	無	有	無	A	6.90	無	中菅	中菅	12	0	国
085	有	無	有	無	A	5.30	無	中菅	中菅	11	0	県
086	有	無	有	無	C	1.40	無	中菅	畑	9	0	町
087	有	無	有	無	A	3.10	一部概成	津地		25	0	町

危険地区番号	保安林等の指定	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	進捗状況 治山事業	位置		公共施設等		
								大字	字	人家	公共施設 (道路除く)	道路
088	有	無	無	無	A	6.50	概成	津地		13	0	林
089	有	無	無	無	B	4.80	概成	津地		13	0	町
090	有	無	無	無	B	3.30	一部概成	津地		10	0	町
091	有	無	有	無	A	7.90	一部概成	津地		31	1	林
092	有	無	無	無	C	2.70	無	板井原		0	0	国
093	有	無	有	無	A	7.20	一部概成	板井原		6	0	林
094	有	無	有	無	A	21.30	一部概成	板井原		26	0	県
095	有	無	無	無	B	9.30	一部概成	板井原		0	0	国
096	有	無	無	無	B	2.80	概成	板井原		0	0	国
097	有	無	無	無	C	0.70	一部概成	板井原		0	0	県
098	有	無	無	無	B	28.60	無	板井原		0	0	国
099	有	無	無	無	B	4.10	無	板井原		0	0	国
100	有	無	無	無	C	4.00	無	福長	井ノ原	0	0	国
101	有	無	無	無	C	3.30	一部概成	福長	井ノ原	0	0	国
102	無	無	無	無	B	5.60	無	福長	井ノ原	8	0	国
103	無	無	無	無	C	3.50	無	福長	下福長	0	0	林
104	有	無	無	無	C	14.90	無	福長	下福長	1	0	林
105	無	無	無	無	B	4.20	無	福長	下福長	0	0	林
106	有	無	有	無	C	2.20	一部概成	福長	漆原	3	0	町
107	有	無	有	無	C	0.80	無	福長	漆原	9	0	町
108	有	無	有	無	C	4.40	無	福長	諏訪	1	0	国
109	有	無	有	無	A	7.40	無	別所		5	0	林
110	有	有	有	無	B	25.10	無	別所		5	0	町
111	有	無	有	無	C	3.60	一部概成	本郷	下本郷	7	0	国
112	有	無	有	無	C	1.50	無	本郷	下本郷	5	0	国
113	有	無	有	無	C	0.70	無	本郷	下本郷	8	0	国
114	有	無	無	無	C	2.20	一部概成	本郷	下本郷	0	0	国
115	有	無	無	無	A	8.70	概成	本郷	上本郷	9	0	国
116	有	無	有	無	C	0.60	一部概成	本郷	上本郷	9	0	町
117	有	無	有	無	C	0.80	一部概成	本郷	上本郷	9	0	町
118	有	無	有	無	C	2.90	一部概成	本郷	上本郷	3	0	町
119	有	無	有	無	A	1.90	無	本郷	上本郷	14	0	町
120	有	無	有	無	C	6.80	概成	本郷	上本郷	8	0	町
121	有	無	無	無	A	13.20	一部概成	門谷		17	0	国
122	無	無	有	無	B	1.10	無	門谷		14	0	国
123	有	有	有	無	B	9.40	無	門谷		17	0	国
124	有	無	有	無	A	8.60	無	門谷		8	0	町
125	無	無	有	無	B	3.70	無	野田		46	0	町
126	無	無	有	無	A	2.30	無	野田		1	2	

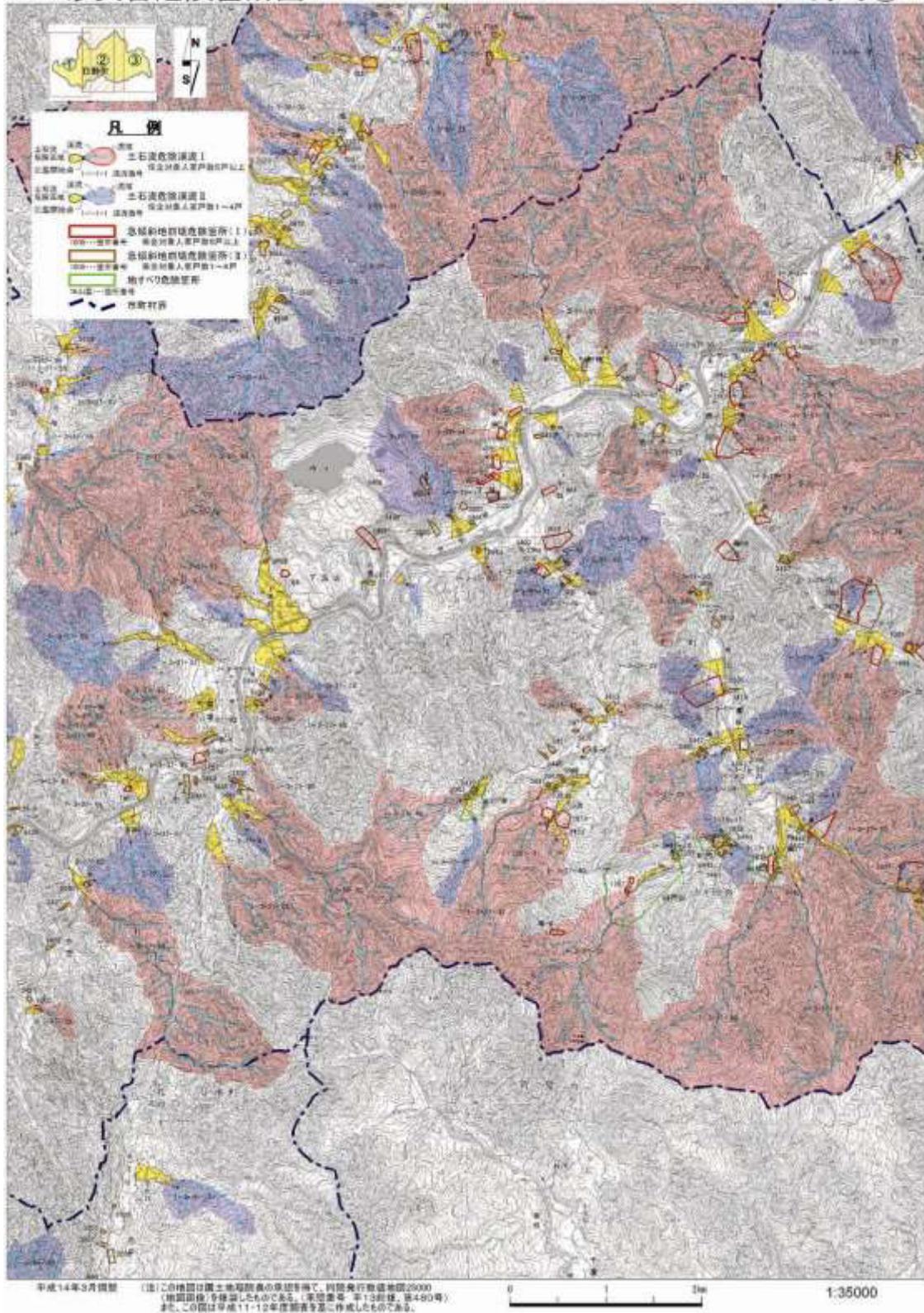
(6) 雪崩危険箇所

箇所番号	箇所名	所在地	保全対象			備考
		大字	人家戸数	公共施設等		
				種類	数	
1101	三谷下	根雨	12			I
1102	三谷	根雨	12			I
1103	根雨下町	根雨	31	郵便局	1	I
1104	野田	根雨	12	中学校	1	I
1105	根雨	根雨	35	集会所	1	I
1106	金持下	金持	11			I
1107	金持上	金持	11			I
1108	三土	三土	9			I
1109	横路	秋縄	9			I
1110	門	門谷	7			I
1111	濁谷 2	濁谷	9			I
1112	別所	別所	15			I
1113	本郷	本郷	6			I
1114	本郷上	本郷	7			I
1115	下榎 1	下榎	20	集会所	1	I
1116	下榎 2	下榎	9			I
1325	板井原 1	板井原	20	公民館	1	I
1326	板井原 2	板井原	5			I
1327	金持	金持	20	公民館	1	I
1328	高尾 1	高尾	6			I
1329	高尾 2	高尾	6			I
1330	高尾 3	高尾	4	公会堂	1	I
1331	高尾 4	高尾	5			I
1332	高尾 5	高尾	5			I
1333	高尾 6	高尾	8	集会所	1	I
1334	秋縄 1	秋縄	8			I
1335	秋縄 2	秋縄	6			I
1336	濁谷 1	濁谷	6			I
1337	小原	小原	8			I
401	板井原 1	板井原	2			II
402	板井原 2	板井原	2			II
403	板井原 3	板井原	3			II
404	金持 1	金持	1			II
405	金持 2	金持	1			II
406	高尾 1	高尾	1			II
407	高尾 2	高尾	2			II
408	高尾 3	高尾	1			II
409	高尾 4	高尾	3			II
410	三土	三土	1			II
411	秋縄 1	秋縄	1			II
412	秋縄 2	秋縄	2			II
413	門谷 1	門谷	2			II
414	門谷 2	門谷	4			II
415	濁谷	濁谷	3			II
416	榎市 1	榎市	1			II
417	榎市 2	榎市	4			II

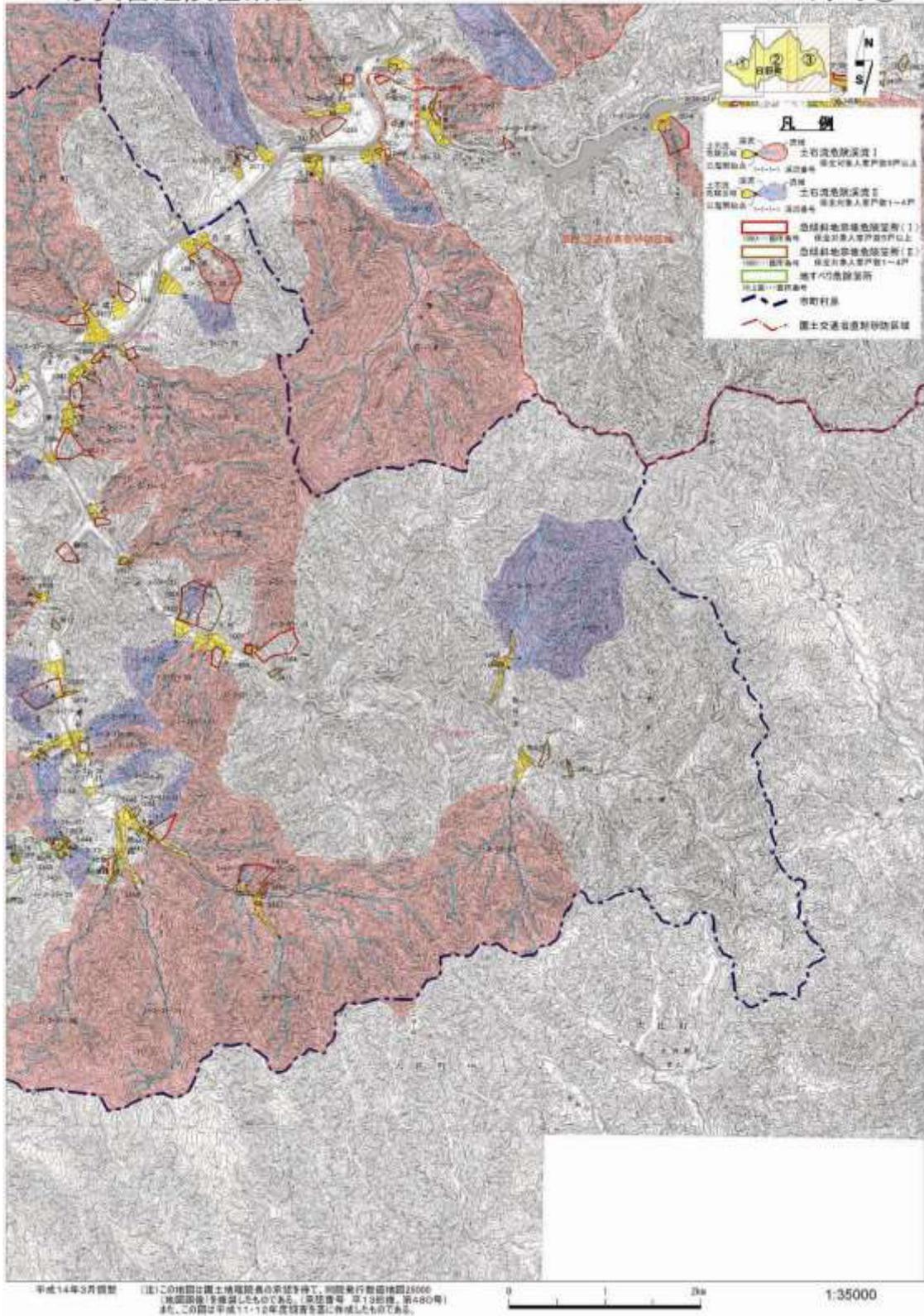
(7) 土砂災害危険箇所図



土砂災害危険箇所図（土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所） 日野町②



土砂災害危険箇所図（土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所） 日野町③



15 重要水防箇所及び河川災害危険箇所

(1) 重要水防箇所

番号	河川名	地先名	区 間			種別	重要度	備考
			左右岸	距離標	延長 (m)			
1	板井原川	日野町根雨	左	0 k 000~0 k 900	900	水防警報区間	A	
2	〃	〃	右	0 k 000~0 k 200	200	水防警報区間	A	
3	〃	〃	右	0 k 200~0 k 300	100	水防警報区間	B	
4	〃	〃	右	0 k 300~0 k 700	400	水防警報区間	A	
5	〃	〃	右	0 k 700~0 k 800	100	水防警報区間	C	
6	〃	〃	右	0 k 800~0 k 900	100	水防警報区間	A	

(2) 河川災害危険箇所

番号	河川名	水防 区 番号	重要水防箇所					観測 所名	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	重要度	備考
			大字	左岸延 長 (m)	右岸延 長 (m)	予想され る原因	工法					
5	日野川	20	根雨		300	決壊	木流工 積土俵工				B	
6	〃	〃	野田	780		溢水・決 壊	〃				A	
7	〃	〃	本郷		200	決壊	木流工				B	
8	〃	〃	下黒坂 黒坂	350	1,320	洗堀	〃				B	
9	〃	〃	上管		600	〃	〃				B	
10	〃	〃	福長		250	溢水	積土俵工	菅沢 ダム	2.00	3.50	A	
11	〃	〃	荒神原		100	決壊	木流工				B	
21	坂井原 川	〃	根雨	340	250	洗堀	〃	根雨 第二	1.00	1.30	特A	
22	〃	〃	高尾	170	130	決壊	〃				B	
23	〃	〃	金持	560	500	溢水・決 壊	木流工 積土俵工				A	
24	〃	〃	坂井原	300	300	〃	〃				A	
25	天郷川	〃	久住	67	67	〃	〃				B	
26	近江川	〃	中菅	342	285	決壊	木流工				B	
27	印賀川	〃	福長	400	200	溢水・決 壊	木流工 積土俵工				A	
28	〃	〃	井ノ原	20	20	〃	〃				B	
43	天郷川	〃	久住		60	決壊	積土俵工				B	
46	舟場川	〃	舟場	50		洗堀	積土俵工				B	
47	真住川	〃	濁谷	30		洗堀	積土俵工				B	
48	真住川	〃	三土		20	洗堀	積土俵工				B	
49	小河尻 川	〃	榎市	600	650	洗堀	積土俵工				B	

16 防災重点ため池の現況

池名	所在地	施設 管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	受益面積 (ha)
ヨシ池	下 榎	集落又は 水利組合	2.6	9	8.00	6
岩屋池	下 榎	集落又は 水利組合	2.2	31	4.20	5
大畑第2池	下上菅	上菅土地 改良組合	5.0	65	4.30	4
岡荒神ノ脇	中 菅	—	3.5	10	0.324	—

17 除雪稼働機種一覧表

町 有	機 種	オペレーター
	タイヤドーザ WA100	
	タイヤドーザ WA100	
	タイヤドーザ WA200	
	4 t 除雪トラック	
	2 t ダンプ	
	小型ロータリー除雪車	
	小型除雪車 (ロータリー)	
	小型除雪機 22PS	
	小型除雪機 12PS	
	小型除雪機 9PS~20PS 6台	

18 除雪該当路線（国道・県道）

路線別計画表										
路線番号	路線種別	路線名	地区名	実延長	除雪延長	除雪方式				備考
						直営	運転委託	賃貸借契約	業者名	
K-56	その他	生山福長線	福長	628.0	628.0			○	岡田建設	
K-45	その他	井ノ原線	福長	213.0	213.0		○		石田信行	
K-11B	二級	檜原線	福長	2,637.7	2,637.7		○		伯耆運送	檜原、漆原～印賀原
K-12	二級	漆原線	福長	592.3	592.3		○		伯耆運送	
農道		漆原3号線	福長		150.0		○		伯耆運送	
林道		檜原線	福長		150.0		○		伯耆運送	
K-60	その他	久谷線	福長	1,160.0	1,160.0		○		伯耆運送・高橋建設	小型除雪機・ダイヤモンドショベル
K-10	その他	うり谷線	上菅							荒神原～西村宅
K-21	その他	上菅停車場線	上菅							檜原(石碑)～長谷川宅裏
K-36	その他	上菅線	上菅	211.3	211.3		○		伯耆運送	旧国道
K-54	その他	上菅線1号線	上菅	869.0	869.0		○		小林実	
K-55	その他	上菅2号線	上菅	142.3	142.3		○		小林実	
K-39	二級	荒神原線	上菅	557.7	557.7		○		伯耆運送	
K-49	その他	古川線	上菅	397.0	397.0		○		伯耆運送	
K-46	その他	近江畑線	中菅	2,170.1	2,170.1		○		小林実	
K-8	その他	近江2号線	近江	106.0	106.0		○		小林実	
K-13	その他	布瀬谷線	小河内	917.3	917.3		○		小林実・石田信行	WA200・2tダンブ
林道		小河内線	小河内		100.0		○		高橋建設	小型除雪機
K-41	その他	小河内線	小河内	334.3	334.3		○		小林実	
K-42	その他	小河内線中道線	小河内	383.8	383.8		○		小林実	
K-6B	二級	追原線	中菅	889.8	889.8		○		小林実	
K-22	その他	黒坂停車場線	中菅	2,757.2	150.0			○	落合建材	茗荷谷
K-40	その他	中菅線	中菅	157.5	157.5			○	落合建材	道原集落内
K-38	一級	黒坂小河内線	黒坂～小河内	1,115.8	1,115.8		○	○	落合建材・小林実	踏切境
K-15	その他	黒坂西裏2号線	黒坂	296.8	296.8		○		落合建材	JA前
K-16	一級	黒坂西裏1号線	黒坂	579.6	579.6		○		落合建材	黒坂小前
K-17	その他	黒坂東裏線	黒坂	842.9	842.9		○		落合建材	日野川側
K-24	その他	黒坂東西2号線	黒坂	76.7	76.7		○		落合建材	通称 山岡小路
K-27	その他	黒坂東西5号線	黒坂	80.1	80.1		○		落合建材	黒坂小正門前
K-28	その他	黒坂東西6号線	黒坂	87.0	87.0		○		落合建材	黒坂小北側
K-29	その他	黒坂東西7号線	黒坂	89.0	89.0		○		落合建材	社会体育館横
K-30	その他	黒坂東西8号線	黒坂	50.8	50.8		○		落合建材	坂出宅前～日野川
K-31	その他	黒坂東西9号線	黒坂	78.0	78.0		○		落合建材	日野産高入口

路線別計画表										
路線番号	路線種別	路線名	地区名	実延長	除雪延長	除雪方式				備考
						直営	運転委託	賃貸借契約	業者名	
K-47	その他	黒坂中央線	黒坂	153.0	153.0			○	落合建材	公民館前
K-48	一級	鏡山線	黒坂	286.0	286.0			○	落合建材	光明寺～聖神社
K-50	その他	山ノ手山線	黒坂	944.0	944.0			○	落合建材	久住原
K-53	その他	鏡山2号線	黒坂	410.0	410.0			○	落合建材	黒坂日野高～泉龍寺
K-59	その他	半谷線	黒坂	450.0	100.0			○	落合建材	
他		公民館駐車場	黒坂		5.0			○	落合建材	
K-4	その他	下菅線	下菅	50.3	50.3			○	落合建材	
K-5	その他	下菅藪津線	下菅	1,264.1	1,264.1			○	落合建材	下菅集落内を含む
K-37	一級	黒坂藪津線	下黒坂	1,168.6	100.0			○	落合建材	農業集落排水処理場まで
K-33	二級	矢倉線	下黒坂	1,077.0	1,077.0			○	落合建材	
K-34	その他	矢倉支1号線	下黒坂	297.0	297.0			○	落合建材	
K-35	その他	矢倉支2号線	下黒坂	153.0	153.0			○	落合建材	
K-52	その他	下黒坂土居線	下黒坂	138.0	138.0			○	落合建材	下黒坂川左岸
農道		下黒坂3号線	下黒坂		250.0			○	落合建材	生田正剛～頭本登宅前まで
K-43	その他	根妻線	下黒坂	428.2	428.2		○		石田信行	2 t ダンプ
農道		かじや原線	下黒坂		100.0		○		石田信行	2 t ダンプ
他		久住分校入口	久住		50.0		○		上谷春	
K-51	その他	久住線	久住	1,354.0	1,354.0		○		上谷春	
農道		山県宏几宅進入路	久住		100.0		○		上谷春	
作業道		柳楽 進入路	久住		100.0		○		上谷春	
N-80	一級	下榎柿ヶ瀬線	下榎	363.5	363.5		○		谷口祥侍	国道～三叉路
N-82	その他	砂田線	下榎	283.7	283.7		○		谷口祥侍・宇田登	
N-100	その他	下榎線	下榎	503.0	503.0		○		谷口祥侍	
N-102	その他	長畑ヶ線	下榎	362.0	362.0		○		谷口祥侍	
N-108	その他	沢田線	下榎	214.0	214.0		○		谷口祥侍	
N-109	その他	宮埜線	下榎	70.8	70.8		○		谷口祥侍	
N-115	その他	下榎原線	下榎	171.5	171.5		○		谷口祥侍	
N-116	その他	北原線	下榎	200.0	200.0		○		谷口祥侍	
N-118	その他	下榎宮の下線	下榎	80.0	80.0		○		谷口祥侍	
N-119	その他	下榎砂田長畑線	下榎	159.2	159.2		○		谷口祥侍	
N-131	その他	御崎ノ元線	下榎	265.4	265.4		○		谷口祥侍	
N-132	その他	御崎ノ元支線	下榎	35.1	35.1		○		谷口祥侍	
N-133	その他	原長細線	下榎	49.5	49.5		○		谷口祥侍	
N-147	その他	下榎宮ノ前線	下榎	1,234.0	200.0		○		谷口祥侍	ウッドマン、下榎神社まで
K-44	二級	鵜ノ池線	下榎	4,126.8	1800.0		○		谷口祥侍	長楽寺まで
N-142	その他	大谷線	安原	800.8	800.8		○		谷口祥侍	
N-153	その他	前ヶ市線	安原	657.0	657.0	○	○		遠藤和徳・町	含む日野町交流センター
町道		山根池線	安原		342.0		○		谷口祥侍	
農道		埜田線	安原		80.0		○		谷口祥侍	
農道		津地大西線	津地	348.0	348.0	○			町	津地～安原

路線別計画表										
路線番号	路線種別	路線名	地区名	実延長	除雪延長	除雪方式				備考
						直営	運転委託	賃貸借契約	業者名	
N-84	一級	大井手線	津地	75.7	75.7	○			町	
N-79	一級	下黒坂線	津地	396.2	396.2			○	高橋建設	津地集落内
N-86	その他	寺ヶ市線	津地	785.0	785.0	○			町	
N-87	その他	宮ノ前線	津地	477.7	477.7			○	高橋建設	
N-117	その他	津地石原線	津地	102.7	102.7			○	高橋建設	
N-121	その他	津地1号線	津地	652.9	652.9	○		○	高橋建設	
N-134	その他	下黒坂2号線	津地	402.5	402.5	○				町営住宅
N-146	その他	津地澤田線	津地	355.4	355.4	○				運動公園
他	その他	ひのっこ保育所			200.0	○	○		遠藤和徳・町	4 t 除雪トラック
N-88	一級	野田線	野田	197.5	197.5			○	遠藤和徳	
N-89	その他	野田宮ノ前線	野田	400.0	400.0			○	遠藤和徳	
N-154	その他	野田宮ノ前2号線	野田	121.3	121.3			○	高橋建設	
N-155	その他	野田宮ノ前3号線	野田	63.5	63.5			○	高橋建設	
N-135	その他	下黒坂3号線	野田	544.0	544.0			○	高橋建設	
N-143	その他	野田氏宮田線	野田	48.0	48.0			○	高橋建設	日野中～金田宅
N-157	他	日野金城1号線	野田	7,845.7	200.0			○	遠藤和徳	
他		根雨小進入路	野田		100.0	○			町	
他		日野中進入路	野田		100.0	○	○		遠藤和徳・町	
N-90	その他	横小路線	船場	107.7	107.7			○	佐伯建設	
N-91	その他	寺中線	船場	286.3	286.3			○	佐伯建設	
N-129	その他	間地道線	船場	239.4	239.4			○	佐伯建設	
N-130	その他	船場線	船場	844.6	844.6			○	遠藤和徳・石田信行	
N-145	その他	船場大小路川端線	船場	423.2	423.2			○	佐伯建設	森林組合横
N-150	その他	船場2号線	船場	178.5	178.5			○	田中建設	下水処理場前
N-152	その他	船場4号線	船場	84.0	84.0			○	佐伯建設	船場コミュニティセンター
N-79	一級	下黒坂線	船場～下榎	7,744.0	7,294.0			○	遠藤和徳・谷口祥侍	船場～安原、下榎(谷口祥侍)
N-99	その他	貝原線	貝原	313.0	313.0			○	石田信行	2 t ダンプ
N-110	その他	貝原中央線	貝原	45.3	45.3			○	石田信行	2 t ダンプ
N-92	その他	三谷線	三谷	386.0	386.0			○	佐伯建設	
N-97	その他	二軒茶屋線	三谷	121.8	121.8			○	佐伯建設	
N-137	その他	二軒茶屋支線	根雨	35.0	35.0			○	佐伯建設	
N-140	その他	根雨三谷線	根雨～三谷	854.0	854.0	○	○		佐伯建設・町	
N-1	その他	根雨東側線	根雨	655.4	655.4			○	中村建設	松田医院前
N-2	その他	根雨西側線	根雨	894.2	894.2			○	中村建設	鳥銀～職安～根雨1区
N-3	その他	根雨西側支1号線	根雨	315.1	315.1			○	中村建設	職安横
N-4	その他	根雨美野口線	根雨	524.4	524.4			○	中村建設	坂井原川右岸
N-5	その他	根雨西側支2号線	根雨	176.8	176.8			○	中村建設	タッチ～仲田宅

路線別計画表										
路線番号	路線種別	路線名	地区名	実延長	除雪延長	除雪方式			業者名	備考
						直営	運転委託	賃貸借契約		
N-7	その他	湊河原線	根雨	318.2	318.2		○		中村建設	
N-12	その他	権現前線	根雨	39.3	39.3		○		中村建設	
N-13	その他	根雨東側支2号線	根雨	77.5	77.5		○		中村建設	延暦寺
N-15	その他	才ノ木線	根雨	273.9	273.9		○		中村建設	中原宅～西村宅
N-16	その他	根雨西側支3号線	根雨	34.7	34.7		○		中村建設	
N-20	その他	根雨東側支4号線	根雨	145.0	60.0		○		佐伯建設	歴史民族資料館前
N-22	その他	天王線	根雨	36.0	36.0		○		佐伯建設	根雨神社横
N-23	その他	上町線	根雨	51.0	51.0		○		中村建設	おしどり荘～森田自転車前
N-24	その他	町頭線	根雨	37.0	37.0		○		中村建設	
N-101	その他	中租河原線	根雨	168.6	168.6		○		中村建設	
N-104	一級	根雨1号線	根雨	1,507.8	1,507.8		○		佐伯建設	
N-105	一級	根雨2号線	根雨	280.0	280.0		○		佐伯建設	
他		役場駐車場	根雨				○		町	
他		町営バス車庫進入路			200.0		○		町	
N-76	一級	渡線	本郷～別所	4,971.5	4,971.5		○		遠藤雅人	
N-77	その他	岩田線	本郷	938.9	938.9		○		遠藤雅人	
林道		岩田線	本郷		150.0		○		遠藤雅人	
N-78	その他	岩田ノ前線	本郷	33.0	33.0		○		遠藤雅人	
N-113	その他	本郷線	本郷	281.9	281.9		○		遠藤雅人	
N-127	その他	本郷寺の前線	本郷	494.5	494.5		○		遠藤雅人	
農道		本郷3号線	本郷		280.0		○		遠藤雅人	宮田ハーネス前
N-159	その他	漆原線	本郷		550.0		○		石田信行	2 t ダンプ
N-141	その他	榎市線	榎市	379.0	379.0		○		三徳興産	
N-144	その他	平線	榎市	466.1	466.1		○		三徳興産	
N-72	二級	黒谷2号線	榎市～小原	2,108.0	2,108.0		○		三徳興産	
N-122	その他	別所鉄穴線	別所	445.7	445.7			○	松本重紀	
N-123	その他	別所線	別所	444.0	444.0			○	松本重紀	
林道		高尾線	高尾		30.3			○	三徳興産	
N-25	その他	高尾支線	高尾	277.3	277.3			○	三徳興産	
N-26	その他	後谷線	高尾	877.5	100.0			○	三徳興産	一の渡橋まで
N-70	その他	倉谷本郷線	高尾	811.7	60.0			○	松本重紀	
N-124	その他	小吹線	高尾	180.6	180.6			○	松本重紀	
N-149	その他	高尾団地線	高尾	131.0	131.0			○	松本重紀	
N-28	その他	金持2号線	金持	322.1	322.1			○	松本重紀	
N-29	その他	金持竹下支線	金持	289.5	289.5			○	松本重紀	
N-30	その他	金持線	金持	351.2	351.2			○	松本重紀	
N-112	その他	金持池ノ本線	金持	1,024.0	1,024.0			○	松本重紀	
林道		金持線	金持		50.0			○	松本重紀	
N-103	その他	坂井原線	坂井原	209.8	209.8		○		町	
林道		内井谷線	坂井原		500.0		○		町	
他		バス回し場	坂井原		50.0		○		町	坂井原
N-45	その他	下町線	濁谷	294.0	294.0			○	三徳興産	
N-46	その他	大町線	濁谷	711.3	711.3			○	三徳興産	大町橋
N-47	その他	寺小路線	濁谷	309.0	309.0			○	三徳興産	
N-156	その他	濁谷線	濁谷	720.0	720.0			○	三徳興産	
N-64	その他	三栗1号線	門谷	529.0	250.0			○	松本重紀	

路線別計画表										
路線番号	路線種別	路線名	地区名	実延長	除雪延長	除雪方式				備考
						直営	運転委託	賃貸借契約	業者名	
N-65	その他	三栗2号線	門谷	20.8	20.8			○	松本重紀	公会堂前
N-67	その他	向山線	門谷	1,412.0	250.0			○	松本重紀	
N-111	その他	三栗畑塔線	門谷	418.0	418.0			○	松本重紀	
N-59B	二級	横路線	秋縄	955.0	955.0			○	三徳興産	(バス路線)
N-58	その他	三土支線	三土	347.0	347.0		○		遠藤雅人	
N-158	その他	濁谷滝山線		9,893.0	6,000.0		○		遠藤雅人	濁谷～小原入口
										町道他 78,718.7
	県道応援	板井原濁谷線	濁谷～三土		2,000.0		○		遠藤雅人	真住地内 (バス路線)
	県道応援	板井原濁谷線	板井原地内		700.0	○			町	板井原地内
	県道応援	日野溝口線	黒坂街部		1,000.0			○	伯耆運送	国道180号～ 7区三叉路
	県道応援	黒坂上石見丁線	黒坂駅前		200.0			○	伯耆運送	
歩道		野田～津地			1,800.0		○		高橋建設	小型除雪機他
歩道		津地～安原			1,000.0		○		高橋建設	
歩道	県道	黒坂駅前			200.0		○		落合建材	小型ロータリー車
歩道	県道	181号線 (金持地区)			300.0		○		観光協会	
N-79	一級	下黒坂線 (バス路線)	野田～安原				○		町	ロータリー除雪車 (野田～安原)
N-76	一級	渡線 "	本郷～別所				○			ロータリー除雪車
N-158	その他	濁谷滝山線 "	別所～小原				○			ロータリー除雪車 (別所～小原)
	県道	板井原濁谷線他	板井原地内				○			ロータリー除雪車
				97,030.7	85,237.2					

19 孤立が予想される集落

集落名(所在地)	世帯数	人口 (人)	連絡手段	ヘリコプター離陸陸場 (名称及び所在地)
三土(三土)	11	41		なし
後谷(金持)	5	13		なし
内井谷(板井原)	1	—		なし
根妻(下黒坂)	1	3		なし
追原(中菅)	4	11		なし
布瀬谷(小河内)	1	2		なし
久谷(下福長)	2	4		なし

20 町消防団の現況

都道府県名	鳥取県	令和2年4月1日現在			
市町村名	日野町	所在地	〒689-4503		
消防団事務所等	日野町役場総務課		鳥取県日野郡日野町根雨 101		
消防団名	日野町消防団	電話番号	0859-72-0331	FAX	0859-72-1484
		メールアドレス			

組織				【組織概要】
分団数	3分団	部数	部	
方面隊数	隊	班数	4班	
団員数	条例定数		64人	
	実員数		63人	
性別	男性		56人	
	女性		7人	
職業構成	国家公務員		人	
	地方公務員		30人	
	特種法人等公務員に準ずる職員		1人	
	うち農協職員		1人	
	日本郵政グループ		人	
	その他		32人	
就業形態	被雇用者		54人	
	自営業者		8人	
	家族従事者		人	
	その他		1人	
	うち学生		人	
	うち大学生		人	
	うち専門学校生		人	
勤務地団員		9人		
機能別	機能別団員		0人	
	機能別分団		0分団 0人	
ポンプ	ポンプ自動車		3台	
	小型動力ポンプ付積載車		2台	
	小型動力ポンプ		5台	
	手引動力ポンプ		台	
無線機	車載無線機		5台	
	形態無線機		10台	
	受令機		1台	
階級別	団長		1人	
	副団長		2人	
	分団長		3人	
	副分団長		3人	
	部長		0人	
	班長		5人	
	団員		49人	

21 指定文化財一覧表

種別	名称	指定名	時代	指定日	備考
彫刻	木造不動明王像	国指定(重要文化財)	平安時代後期	昭和17年12月22日	
	木造薬師如来及び両脇侍像	国指定(重要文化財)	平安時代後期	大正9年4月15日	
	木造毘沙門天立像	国指定(重要文化財)	平安時代後期	大正9年4月15日	
天然記念物	聖神社社叢	県指定(天然記念物)		昭和57年4月9日	
	根雨神社社叢	県指定(天然記念物)		昭和59年2月21日	
	荒神原のオオサンショウウオ生息地	県指定(天然記念物)		昭和61年12月2日	
建造物	本陣の門	町指定(有形文化財)	江戸時代末期	昭和54年10月31日	
彫刻	長楽寺の十二神像	町指定(有形文化財)	鎌倉時代	昭和54年10月31日	
美術工芸	泉龍寺の因幡二十土遺品	町指定(有形文化財)	江戸時代末期	昭和54年10月31日	
建造物	日野町歴史民俗資料館(旧根雨公会堂)	国登録有形文化財	昭和初期	平成9年5月7日	
	佐々木家住宅(主屋/新座敷/穀蔵/新蔵)	国登録有形文化財	江戸後期/明治中期・昭和前期改修	平成29年10月27日	
	近藤家住宅(主屋/内蔵/旧奥/新奥/小座敷/土蔵/大蔵/南蔵/上風呂及び上便所/外風呂及び外便所)附(家相図/普請帳)土地宅地(水路/流し場/通路上屋/物干場/北塀/西塀/南塀/庭の塀/祠/石組み/石橋及び石段を含む)宅地に介在する水路敷	県指定(有形文化財)	江戸後期/明治初期	平成30年10月9日	
史跡	都合山たたら跡	県指定(史跡)	明治中期	令和元年10月23日	

22 避難所一覧

(1) 仮避難場所一覧表（風水害・地震災害）

自治会名	仮避難場所		
	風水害	地震災害	
根雨1区	デイサービスセンター かじか荘前	デイサービスセンター かじか荘前	
根雨2区	N T T根雨ビル	特養あいご前	
根雨3区	徳本氏駐車場	徳本氏駐車場	
	祇園遊園地	祇園遊園地	
根雨4区	N T T根雨ビル	J A日野支所駐車場	
根雨5区	J A日野支所駐車場	J A日野支所駐車場	
根雨6区	山村開発センター前	山村開発センター前	
貝原	貝原集会所	貝原集会所	
三谷1区	谷口弘之宅前	谷口弘之宅前	
三谷2区	景山氏駐車場	景山氏駐車場	
高尾	倉谷	井沢泰正車庫前	井沢泰正車庫前
	小吹	高尾公会堂前	高尾公会堂前
	高尾上	稲田組駐車場	稲田組駐車場
	高尾下	旧高尾駐在所前	旧高尾駐在所前
後谷	岩本眞喜代自宅前	岩本眞喜代自宅前	
金持	1区	櫃田孝一車庫前	櫃田孝一車庫前
	2区	金持公民館前	金持公民館前
	3区	県駐車場	県駐車場
板井原	板井原公民館	板井原公民館	
濁谷	濁谷	木山品子前広場	木山品子前広場
	大町	寺の下広場	寺の下広場
	仲屋	なかや商店前	なかや商店前
	下町	下町集会所	下町集会所
門谷	門	松本豊文宅前国道広場	松本豊文宅前国道広場
	上三栗	三栗農構センター	三栗農構センター
	下三栗	三栗農構センター	三栗農構センター
秋縄	横路	横路集会所	横路集会所
	舟地	松村譲宅前	松村譲宅前
三土	三土集会所	三土集会所	
舟場	コミュニティセンター広場	コミュニティセンター広場	
野田	野田みちくさの館	野田みちくさの館	
津地	津地自治会館	津地自治会館	
安原	安原集会所	安原集会所	
下榎1区	下榎1区農構センター	下榎1区農構センター	
下榎2区	老人憩の家	老人憩の家	
上本郷	上口・中村・ 小川尻	上本郷運動広場	上本郷運動広場
	岩田	林道足谷線起点	林道足谷線起点
下本郷	漆原	下本郷集会所	下本郷集会所
	加勢地	農協米倉庫前	農協米倉庫前
榎市		奥渡公民館	奥渡公民館
		柴田幸雄宅作業所前	柴田幸雄宅作業所前
		遠藤芙美子宅前	遠藤芙美子宅前
		中門農道入口	中門農道入口
小原・別所		埴川牛舎（別所）	埴川牛舎（別所）
		埴川牛舎（鉄穴）	埴川牛舎（鉄穴）

自治会名	仮避難場所	
	風水害	地震災害
	小原農構センター	小原農構センター
黒坂1区	光明寺前	光明寺前
	山根宅前	山根宅前
	黒坂小学校	黒坂小学校
黒坂2区	黒坂小学校校庭	黒坂小学校校庭
黒坂3区	黒坂小学校体育館	黒坂小学校体育館
黒坂4区	日野町公民館	日野町公民館
	島田宅入口私有地	島田宅入口私有地
黒坂5区	日野町公民館	日野町公民館
黒坂6区	黒坂6区集会所	細木正男私有地
		黒坂6区集会所
黒坂7区	黒坂7区集会所	黒坂7区集会所
	久住原	村上始宅前県道
久住	1班	谷正宅前
	2班・3班	久住集会所
	4班	遠藤潤一宅前
下黒坂	下黒坂ふれあい会館	下黒坂ふれあい会館
根妻	根妻橋横	根妻橋横
下菅	下菅集会所	下菅集会所
中菅	中菅農業構造改善センター	中菅農業構造改善センター
中菅中央	追原	伊達宅前
	中菅中央・岡	追原入口
近江・畑	近江集会所	近江集会所
	畑集会所	畑集会所
小河内	小河内集会所	小河内集会所
布瀬谷	大島宅前	大島宅前
下上菅	下上菅集会所	下上菅集会所
中上菅	上菅駅前広場	上菅駅前広場
上上菅	荒神原	上上菅集会所
	古川	古川広場
井ノ原	井ノ原集会所	井ノ原集会所
諏訪	諏訪集会所	諏訪集会所
漆原	漆原集会所	漆原集会所
下福長	久谷	後藤宅前
	樽原	樽原公会堂前
		長谷川弘信宅前
		樽原公会堂前

(2) 指定緊急避難場所

施設名	所在地	災害種別			
		洪水	土砂災害	地震	大規模火災
日野町役場（2階以上）	根雨101	○	×	○	○
日野町山村開発センター	根雨130-1	○	×	○	○
日野町農業構造改善センター	根雨380	○（3階）	×	○	○
N T T根雨ビル	根雨658-1	○（2階）	×	×	×
日野中学校体育館	野田210	○	×	○	○
根雨小学校体育館	野田271	○	○	○	○
真住公民館（旧青年の家）	濁谷1119	○	×	×	×
日野町老人憩いの家	下榎189	○	×	○	×
下榎集会所	下榎156-3	○	×	×	×
奥渡公民館	榎市159-1	○	○	×	○
日野町公民館	黒坂1243-1	○	○	○	○
黒坂小学校体育館	黒坂1560-1	○	○	○	○
日野町老人福祉センター	黒坂1247-1	○	○	○	○
久住集会所	久住567	○	×	×	○
菅福社会体育館	上菅664-1	○	×	×	○
菅福公会堂	上菅733-4	○	○	×	×

※災害種別の大規模とは、大規模火災をいう。

(3) 指定避難所

施設名	所在地	福祉避難所との重複
日野町山村開発センター	根雨130-1	○
日野町農業構造改善センター	根雨380	×
日野中学校体育館	野田210	×
根雨小学校体育館	野田271	×
日野町老人憩いの家	下榎189	×
下榎集会所	下榎156-3	×
日野町公民館	黒坂1243-1	○
黒坂小学校体育館	黒坂1560-1	×
日野町老人福祉センター	黒坂1247-1	○
久住集会所	久住567	×
菅福社会体育館	上菅664-1	×

(4) 福祉避難所

施設名	所在地	備考
日野町山村開発センター	根雨130-1	
日野町公民館	黒坂1243-1	
日野町老人福祉センター	黒坂1247-1	
※介護老人保健施設 おしどり荘	根雨909-1	町と協定を結び受入れに協力していただく施設
※グループホーム いちちょうの木	根雨899-1	
※特別養護老人ホーム あいご	根雨730	
※デイサービス かじか荘	根雨899-1	
※さくらホール日野	根雨170-1	

23 備蓄物資等の現況（連携備蓄共通品目）

令和2年12月1日現在

共通品目	商品名、規格、仕様等	消費（耐久年限）	数量			備蓄場所等
			単位数量①	単位あたり内容量②	数量①×②	
①保存食（一般用）	カロリーメイト	R4.2	6箱	60食	360食	旧給食センター他
②災害時援護者用保存食（アルファ米がゆ等）	アルファ米（五目ご飯）	R4.5	141食	—	141食	旧給食センター他
③粉乳（ミルク）	乳児用調整粉乳（専用スプーン付）		2缶	850g	1700g	ひのっこ保育所
液体ミルク			1箱	24本	24本	同上
使い捨て哺乳ビン			5箱	5本	25本	同上
④保存水（ペットボトル）	保存飲料水	R5.11 R6.9	144本 480本	2リットル	1248リットル	旧給食センター他
⑤飲料用水用ポリタンク、給水パック（袋）	ポリタンク 給水パック（袋）		320個 500個 75袋 4200枚	20リットル 10リットル 10リットル 5リットル	6400リットル 5000リットル 750リットル 21000リットル	旧給食センター
⑥哺乳ビン	ほ乳ビン（フード、キャップ、乳首付）		7本	—	7本	旧給食センター
⑦トイレットペーパー	トイレットペーパー、		8パック	12ロール	96ロール	旧給食センター他
⑧生理用品	生理用品（袋入り）		3パック	38個	114個	旧給食センター他
⑨折畳式簡易トイレ（本体）	防水性ダンボール組立式	H23.12.13購入	23セット	—	23セット	旧給食センター他
〃収集袋及び凝固剤			800袋		800袋	旧給食センター他
⑩毛布	真包装他		1050枚	—	1050枚	旧給食センター他
⑪紙おむつ（大人用）	男女共用、L・M		290枚	—	290枚	旧給食センター他
⑫紙おむつ（子ども用）	男女共用、S・M・L		400枚	—	400枚	旧給食センター他
⑬救急医療セット	災害用救急セット		5セット	—	5セット	旧給食センター他
⑭懐中電灯（乾電池を含まない）	懐中電灯		48袋	—	48袋	旧給食センター他
⑮ラジオ（乾電池を含まない）	AMラジオ		2箱	10台	20台	旧給食センター他
⑯乾電池（単1、単3）	単1 50本、単3 52本	2020.3月末	102本	—	102本	役場階段下倉庫他
⑰防水シート（グラウンドシート）	5.4×7.2M 50枚、5.4×5.4M100枚、5.4×3.6M5枚		251枚	—	251枚	旧給食センター他
⑱ロープ（シート張り、救助用）	ロープ（100m）、5巻×2箱×2ユニット		20巻	—	20巻	旧給食センター他

共通品目	商品名、規格、仕様等	消費（耐久年限）	数量			備蓄場所等
			単位数 ①	単位あたり内 容量②	数量①× ②	
⑱タオル			132 枚		132 枚	旧給食センター他
⑳ウエットティッシュ			74 袋		74 袋	旧給食センター他
㉑衛生対策セット（口腔ケア用品、消毒薬など）	歯磨きシート、吸熱シート、ラップ、使い捨てスプーン、割りばし、消毒スプレー、ゴミ袋		省略			旧給食センター他
㉒ブルーシート張りセット	ブルーシート、UV土嚢、防水テープ、ビニールハウスロープ		省略			旧給食センター他

24 雨量観測所

(1) 国土交通省日野川河川事務所

河川名	観測所名	位置	種類	管理者名	観測担当者	連絡先 TEL
日野川	黒坂	日野町黒坂	テレメータ	日野川河川	日野川河川事務所職員	(0859) 27-5484
日野川	三谷	日野町三谷	テレメータ	日野川河川	日野川河川事務所職員	(0859) 27-5484

(2) 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

河川名	観測所名	位置	種類	管理者名	観測担当者	連絡先 TEL
日野川	根雨	日野町根雨	テレメータ	鳥取県	日野振興センター 県土整備局職員	(0859) 72-2045~2047
日野川	三栗	日野町門谷	テレメータ	鳥取県	日野振興センター 県土整備局職員	(0859) 72-2045~2047
板井原 川	板井原	日野町板井 原	テレメータ	鳥取県	日野振興センター 県土整備局職員	(0859) 72-2045~2047

(3) 鳥取県企業局

河川名	観測所名	位置	種類	管理者名	観測担当者	連絡先 TEL
日野川	日野川第一発電所	日野町福長	テレメータ	鳥取県 企業局	企業局東部事務所職員	(0857) 21-4788

(4) JR西日本米子支社

河川名	観測所名	位置	種類	管理者名	観測担当者	連絡先 TEL
日野川	根雨	日野町根雨	自記	JR西日本 米子支社	米子施設指令	(0859) 32-6383

25 水位観測所

(1) 国土交通省日野川河川事務所

水系名	河川名	水位通報河川	水防警報対象河川	水防警報基準観測所	観測所名	位置	水位観測機器	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)
日野川	日野川	●	●	—	三谷	日野町三谷	テレメータ	2.8	3.3	—	—
日野川	日野川	●	●	—	福長	日野町福長	テレメータ	2.0	3.5	—	—

(2) 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

水系名	河川名	水位通報河川	水防警報対象河川	水防警報基準観測所	観測所名	位置	水位観測機器	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)
日野川	板井原川	●	●	●	根雨第二	日野町高尾	テレメータ	1.0	1.3	1.8	2.4

(3) 危機管理型水位計（簡易水位計） 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

河川名	市町村名	設置橋梁等
日野川	日野町野田	野田橋
日野川	日野町福長	福長地内
日野川	日野町小河内	新黒坂橋
板井原川	日野町金持	上橋

26 災害時優先電話指定状況一覧

平成 30 年 3 月 1 日現在

【役場庁舎内】

	電話番号
町長室	0859-72-0340
議会事務局	0859-72-0335
日野町山村開発センター	0859-72-0362

(注) 災害時優先電話に登録できる番号数は、施設の回線契約数によって限度があります。役場庁舎は、契約回線数が 17 あり、災害時優先電話に 3 つまで登録可能です。(平成 24 年 3 月 1 日現在)

【その他の施設等】

	電話番号
町長 埴田 淳一(自宅)	0859-72-0340
黒坂支所	0859-74-0211
ひのっこ保育所	0859-72-0238
根雨小学校	0859-72-0049
黒坂小学校	0859-74-0409
日野中学校	0859-72-0101

【災害時優先電話とは】

- ・災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を制限される場合があるが、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取り扱われる。
- ・災害時優先電話は、発信時の優先機能である。そのため、施設の代表電話番号など着信が多いものは、発信したい時に番号が空いてない可能性が高いので、登録には向いていない。

問合せ・連絡先

NTT西日本—中国
鳥取お客様サービスセンター
TEL : 0857-27-1116
FAX : 0857-37-2842

27 ヘリコプター着陸要請時の対応マニュアル

【1】 まず、ヘリ（消防防災ヘリ・ドクターヘリ）着陸の要請があります。

ここでは、一番着陸が多い「野田河川敷（グラウンドゴルフ場）」を例にします。

- ○○ヘリの着陸要請が、西部消防局（電話 0859-35-1960）から電話であります。

○○ヘリで救急患者を搬送するため、野田河川敷に着陸したい。○○時○○分ごろに到着予定である。よろしいか？

- 要請を受けた町職員（日直員）は、「了解です。」と応答します。
- なお、着陸場の現場へは、消防署職員が出動し、地上支援業務を行います。付近にいる人に防災ヘリが来ることを説明し、安全な場所に誘導します。また、仮にヘリの着陸場が小学校の校庭に変更になった場合は消防車で散水を行います。

（参考）日野病院の患者の場合は、日野病院からも役場へ連絡してもらおうよう依頼しています。

【2】 次に、住民に周知を行います。

- 防災無線で、付近の住民にヘリが来る旨を放送します。

こちらは、防災日野町です。
○○ヘリコプター着陸のお知らせです。
救急搬送のため、本日午前・午後○○時○○分ごろ、○○ヘリコプターが野田河川敷グラウンドゴルフ場に着陸しますので、ご承知おきください。
（繰り返します）
以上、防災日野町からのお知らせでした。

【平日勤務日の場合】

根雨1～6区、野田地区を選択し、屋内・屋外の一斉放送

（注）土日など閉庁日には、宿直室の防災無線装置で放送してください。

- グラウンドゴルフクラブの会長又は副会長に電話で連絡します。

会 長 若林 昌文氏（根雨）電話 72-0210
副会長 若林 尚允氏（根雨）電話 72-0025

（注）会長、副会長とも留守で連絡がとれない場合は顧問に連絡する。

【3】 以上で終了です。無事に離陸するまで待機してください。

※その他、対応マニュアルは別に定める。

28 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関	日野町	発信者	
		連絡先	0859-72-0331
要請日時	年 月 日 () 時 分		
発生場所	日野郡日野町 地内		
地図座標	鳥取県防災対策地図 P 縦 横		
発生日時	年 月 日 () 時 分頃		
災害種別	災害応急 ・ 火災 ・ 救急 ・ 救助 その他 ()		
災害の概要及び必要事項			

29 災害状況等報告書（消防防災ヘリ）

災害状況等報告書

1 要請市町村長等	
2 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分
3 発 生 場 所	
4 災 害 の 概 要	
5 対 応 状 況	
(1) 経 過	
(2) 出動機関 人 員	
(3) 出動車両 資機材等	
6 被 害 の 概 要	(死傷者、救助人員等)
7 そ の 他 参 考 と なる 事 項	(写真、被害状況図、活動状況図等)

(注)市町村長等は、この様式に準じた書面により報告することができるものとする。

30 ヘリコプター離着陸場所一覧

臨時離着陸場の名称	所在地	周知・連絡先
日野川野田河川敷	野田	防災無線、グラウンドゴルフクラブ (上記、資料27参照)
日野中学校グラウンド	野田	防災無線、日野中学校72-0101
根雨小学校グラウンド	野田	防災無線、根雨小学校72-0049
日野高校根雨校舎グラウンド	根雨	防災無線、日野高校72-0365
黒坂カワコふれあい公園	下菅	防災無線
黒坂小学校グラウンド	黒坂	防災無線、黒坂小学校74-0409
日野高校黒坂校舎グラウンド	黒坂	防災無線、日野高校72-0365
日野町運動広場	津地	防災無線、ひのっこ保育所72-0238
真住公民館前広場	濁谷	防災無線
金持チェーン脱着場	金持	防災無線、金持神社売店72-0481
日野町防災基地	中菅	防災無線

31 飲料水の供給簿

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具							実支出 額	備考	
		名称	借上			修繕					燃料費
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	故障の 概要			
	人				円		円		円		

32 応急給水用資器材の保有状況

(1) 応急給水機器の種別、能力、保有数量等

令和2年4月1日現在

保管場所	種別	容量 (ℓ)	数量	備考
日野町役場	給水タンク	1,500	1	
	給水タンク	500	1	
	給水袋	5	4,200	
	給水袋	10	75	
	ポリ容器	10	500	
	ポリ容器	水道業務総括全般	320	50 トン/日
	トラック		1	2 トン車
	トラック		1	4 トン車

(2) 応急復旧用資機材の保有状況

令和2年4月1日現在

保管場所	種別	数量	備考
日野町役場	VV ドレッサー	2	φ 50
	VV ドレッサー	2	φ 75
	VA ドレッサー	2	φ 50
	VA ドレッサー	1	φ 75
	オールフィットジョイント	水道業務総括全般	φ 50
	オールフィットジョイント	2	φ 75
	ドレッサー用袋ジョイント	1	φ 75(VP)

33 住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考

34 火葬場所在地

名 称	桜の苑
所 在 地	米子市長砂町 1066
設 置	平成3年4月1日供用開始（施設全面完成平成3年10月）
建築面積	延 1,957.70 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建（一部2階建）
火葬炉数	火葬炉7基（全部大型炉）、汚物炉1基
火葬時間	100分（告別から収骨まで）
使 用 料	大人12,000円、小人7,000円
職 員	職員4人（非常勤職員のみ）火葬業務委託5人

36 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

37 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 ㊤	
		公安委員会 ㊤	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

38 輸送記録簿

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円				

39 学用品の給与状況

学校名	学年	児童 生徒 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支出 額
					教科書			その他学用品			
					国語	算数	〇〇	鉛筆	ノート	〇〇	
計	小学校										
	中学校										

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- (注) 1 給与月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

40 水防資機材受払簿

資材名	受取り		払出し		備考
	年月日	数量	年月日	数量	

41 水防資機材一覧表

令和2年4月1日現在

資機材名称	数量	資機材名称	数量
ネコ車	4	木杭(大) 長	18
スコップ 丸	132	木杭(中) 長	30
スコップ 角	15	木杭(中) 短	100
ジョレン	2	木杭(小) 長	18
そうき(平かご)	46	木杭(小) 短	38
カケヤ	7	脚立	0
鉄ハンマー	2	バケツ	31
トビ 長	1	ロープ	12
トビ 短	5	カップ	21
長柄カマ	6	軍手	420
短カマ	2	土のう袋	約 1600
ノコギリ	0	バリケード	5
ナタ	3	ビニールシート	101
オノ	2	ツルハシ	1
金棒	0	カラーコーン	87
竹ほうき	8	バー	55
くわ	18	コーンおもり	52

※1 土のう配置場所

- ①日野町津地 日野町運動広場 基準：200 袋
- ②日野町根雨 旧山陰合同銀行根雨支店駐車場奥 基準：500 袋
- ③日野町黒坂 旧黒坂社会体育館跡地 基準：400 袋
- ④日野町中菅 日野町防災基地 基準：100 袋

※2 真砂土配置場所

- ①日野町津地 日野町運動広場
- ②日野町黒坂 旧黒坂社会体育館跡地
- ③日野町根雨 根雨小学校
- ④日野町上菅 菅福社会体育館
- ⑤日野町中菅 日野町防災基地

※3 水防資機材配置場所

- ①日野町根雨 日野町防災センター
- ②日野町中菅 日野町防災基地

※4 なお、水防資機材の数量、追加資機材、備蓄場所及び土嚢の管理、真砂土の管理については、状況に応じてその都度、検討する。

42 水防顛末報告様式

(1) 水防活動による使用（消費）資材費内訳（様式1）

管 理 団体名	主要資材内訳						その他資器材						合計	備考
	土囊		なわ		小計	発煙筒		カーバ イト		小計				
	数 量	金 額	数 量	金 額		数 量	金 額	数 量	金 額		数 量	金 額		

- 注 1 主要資材内訳の欄には、次に掲げる資材のうち該当するものを記入すること。
土囊・かま・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太杭・釘・板類・
鉄線・かすがい・蛇籠及び置石
- 2 その他資器材の欄には、上記1以外のものを記入すること。
- 3 主要資材並びにその他資器材のうち専用又は転用できるもの、又は災害復旧
事業の対象となるものは、それぞれに応じ価格を価格を減じて記入すること。
- 4 資材類については、水防倉庫に備蓄しているもの以外のものを記載する。

(2) 水防活動実績表（様式2）

管 理 団体名	指 定 非指定 の 別	水防活動延人員			水防活動費			使用（消費）資材費			合計 A + B	水 防 活 動 を行 った 主な河川・ 海岸・湖沼 名	水 防 活 動 を行 った 期間	備 考
		水防団 消防団	そ の 他	計	出動 手当	そ の 他	小 計 A	主要 資材	その他 資器材	小 計 B				

43 危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書

危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書

1 目的

大規模災害等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に、防災対策として重要となる災害救援車両や重機、ヘリコプター等への燃料補給、避難所等の非常用電源、暖房設備等への燃料補給、金属携行缶への詰め替えなどの円滑な供給体制の確保を目的とし、危険物施設以外の場所での危険物の一時的な貯蔵やドラム缶等から手動ポンプを用いて給油を行う、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所、品名、数量及び倍数

(1) 場所（別紙1）

番号	場 所	所在地
①	根雨小学校グラウンド	日野郡日野町根雨271番地
②	黒坂小学校グラウンド	日野郡日野町黒坂1560番地 1
③	日野町防災基地	日野郡日野町中菅579-5 滝山公園向い側町有
④	日野中学校グラウンド	日野郡日野町野田210番地

(2) 危険物の品名、数量及び倍数

番号	類	品 名	数量 (ℓ)	倍 数
①	第4類 第1石油類	ガソリン	3,000	15.0
②	第4類 第2石油類	灯油	3,000	3.0
③	第4類 第2石油類	灯油 (JET-A 1)	3,000	3.0
④	第4類 第2石油類	軽油	3,000	3.0

(3) 場所別仮貯蔵・仮取扱い危険物の品名

番号	場 所	危険物の品名
①	根雨小学校グラウンド	ガソリン、灯油、軽油
②	黒坂小学校グラウンド	ガソリン、灯油、軽油
③	日野町防災基地	灯油 (JET-A 1)、ガソリン、軽油
④	日野中学校グラウンド	ガソリン、灯油、軽油

3 仮貯蔵・仮取扱いレイアウト（別紙2）及び面積

- (1) NO 1 仮貯蔵場所 約200㎡
 (2) NO 2 仮取扱い場所 約200㎡

4 貯蔵及び取扱方法

- (1) 200リットル金属製容器（ドラム缶）にて貯蔵する。
- (2) 保有空地进行を6 m確保する。
- (3) 貯蔵場所と取扱場所を併設する場合は、6 mの間隔（保有空地）を確保する。
- (4) 高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- (5) 第五種消火設備10型粉末消火器3本（貯蔵場所2本・取扱場所1本）を設置する。
- (6) 標識・掲示板（別紙3）を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

5 安全対策

- (1) ドラム本体、給油に使用する手動式ドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。
- (4) 危険物の流出拡散防止のため、吸着マット及び土嚢を準備する。

6 管理状況

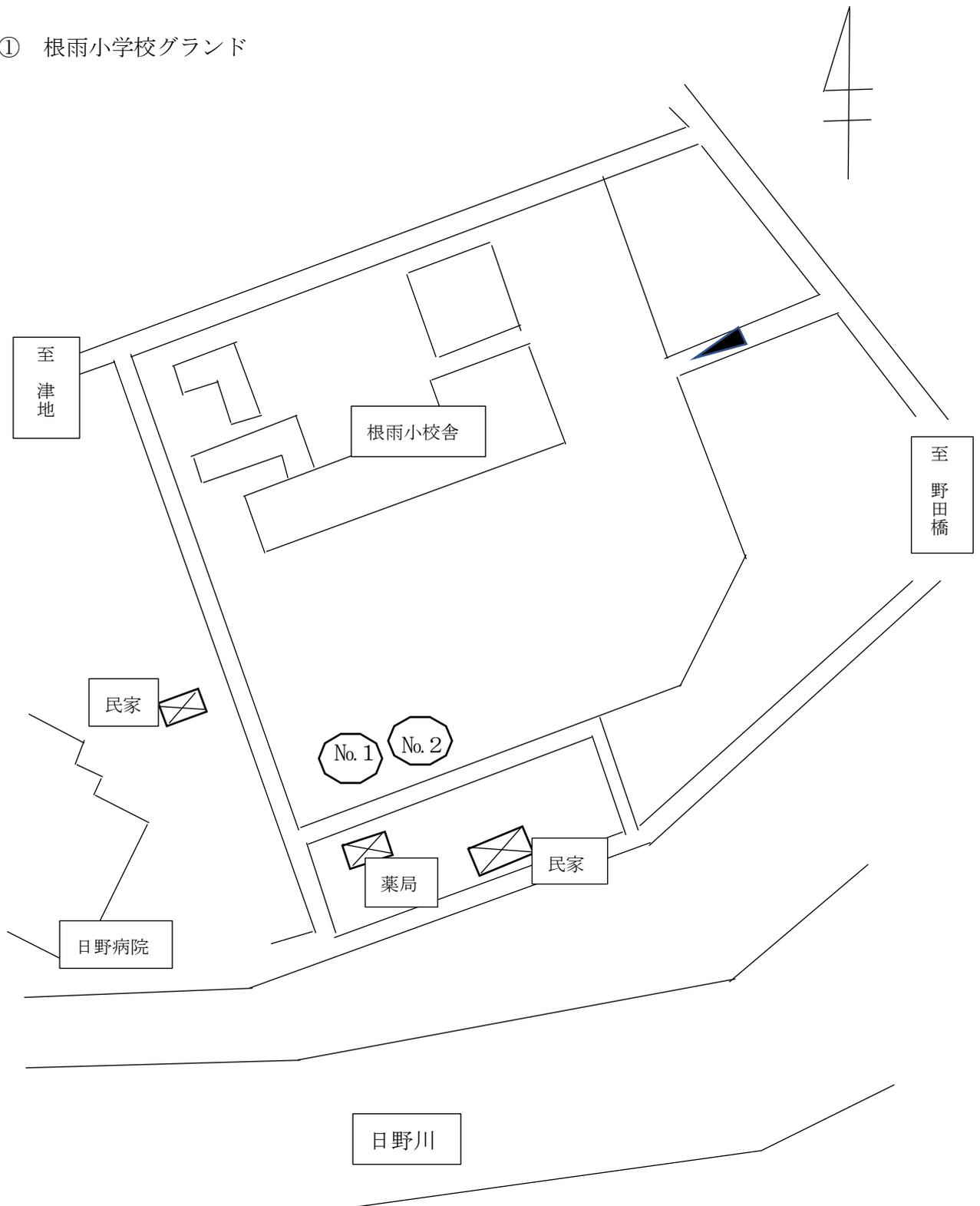
- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら、盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。
「仮貯蔵・仮扱い管理簿」を別に定める。

7 その他必要な事項

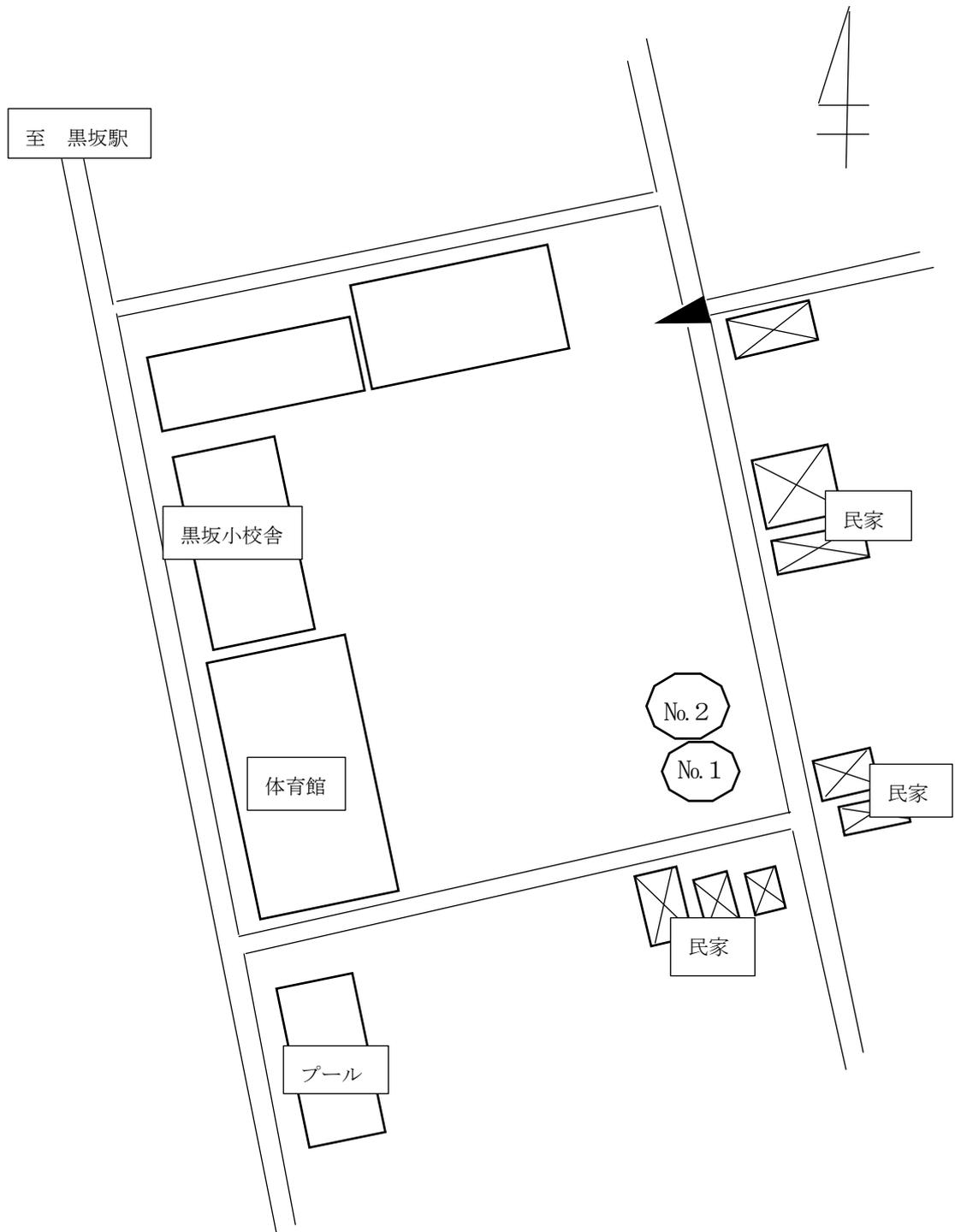
金属携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

仮貯蔵・仮取扱いをする場所

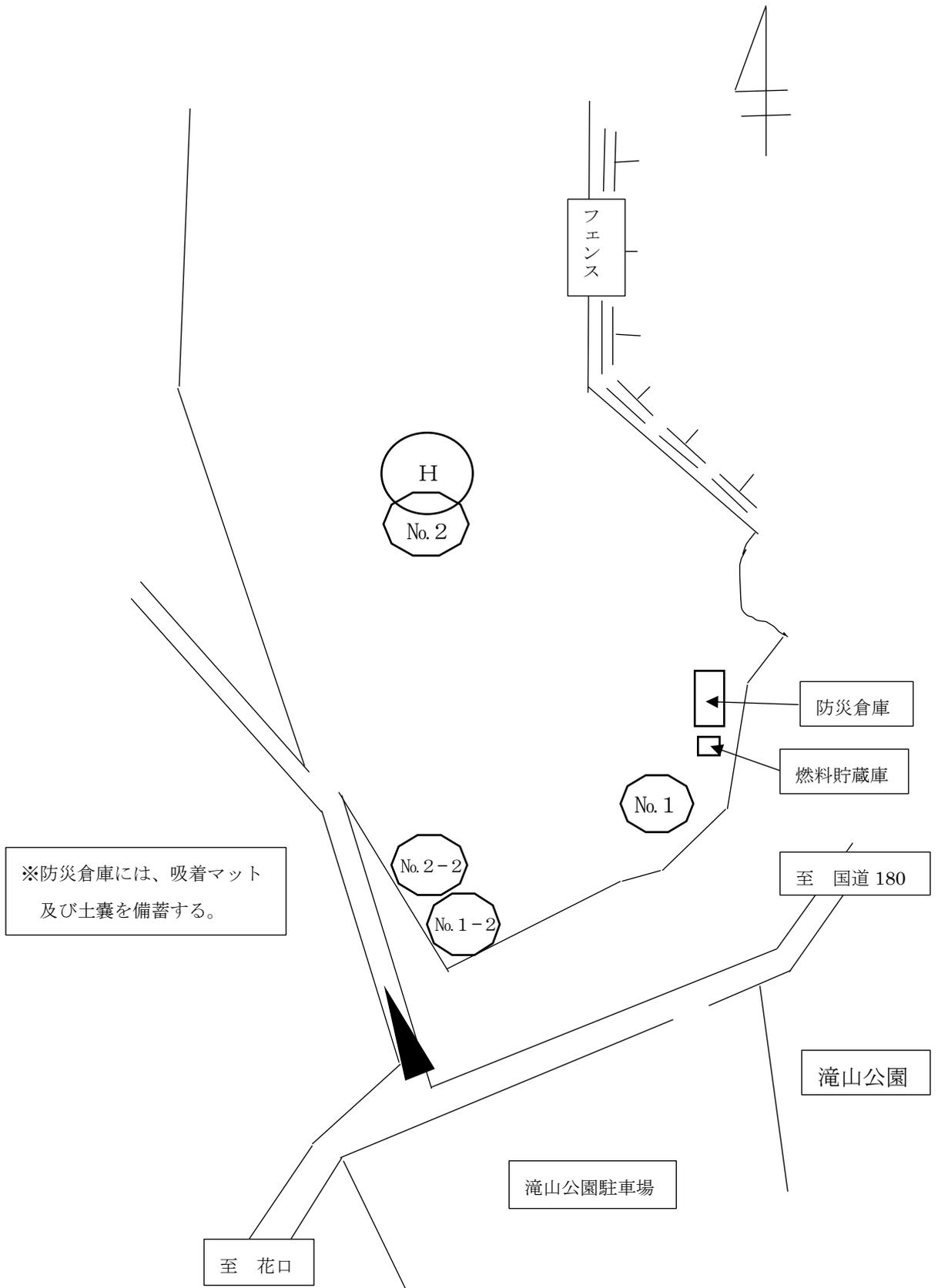
① 根雨小学校グラウンド



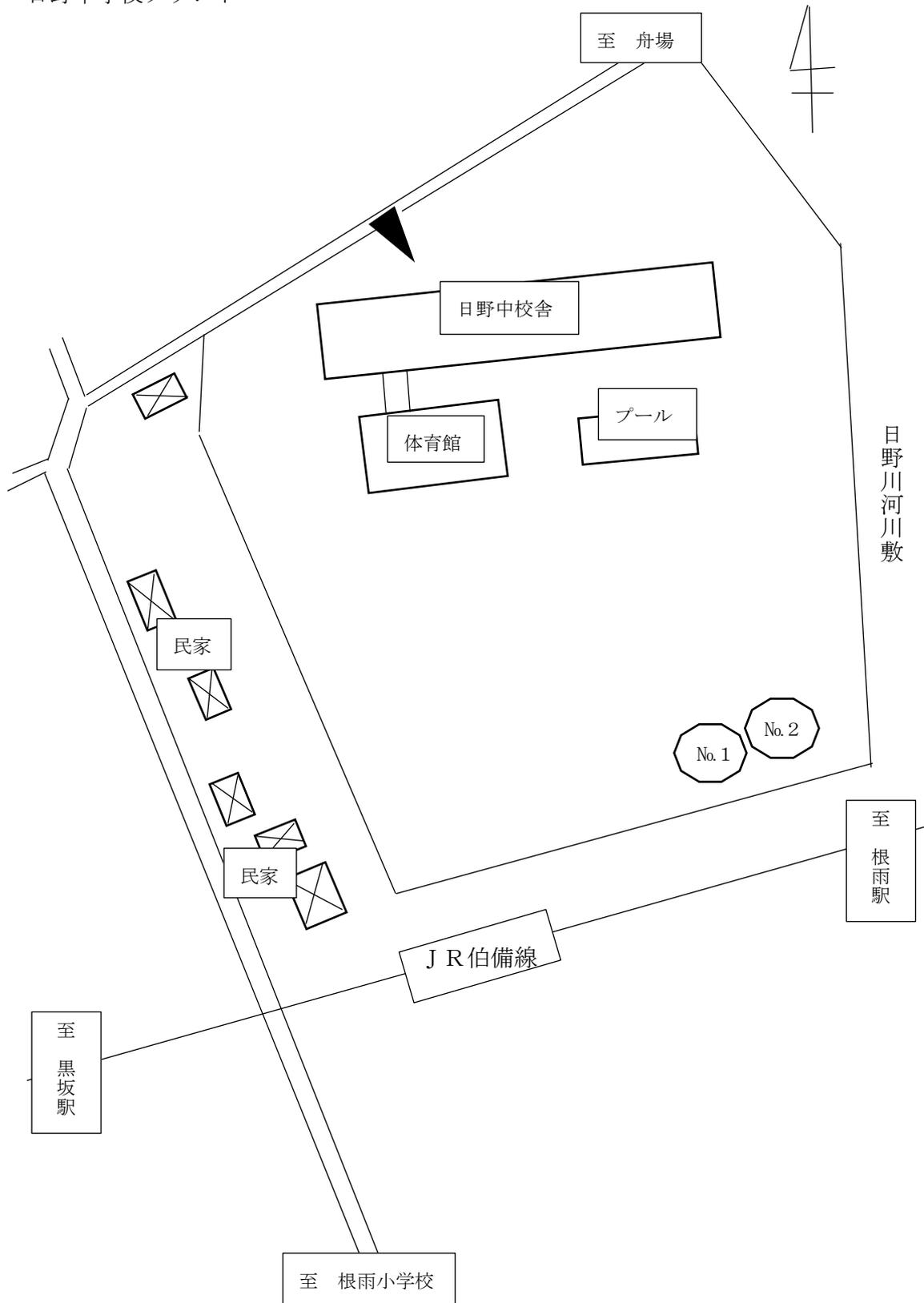
② 黒坂小学校グラウンド



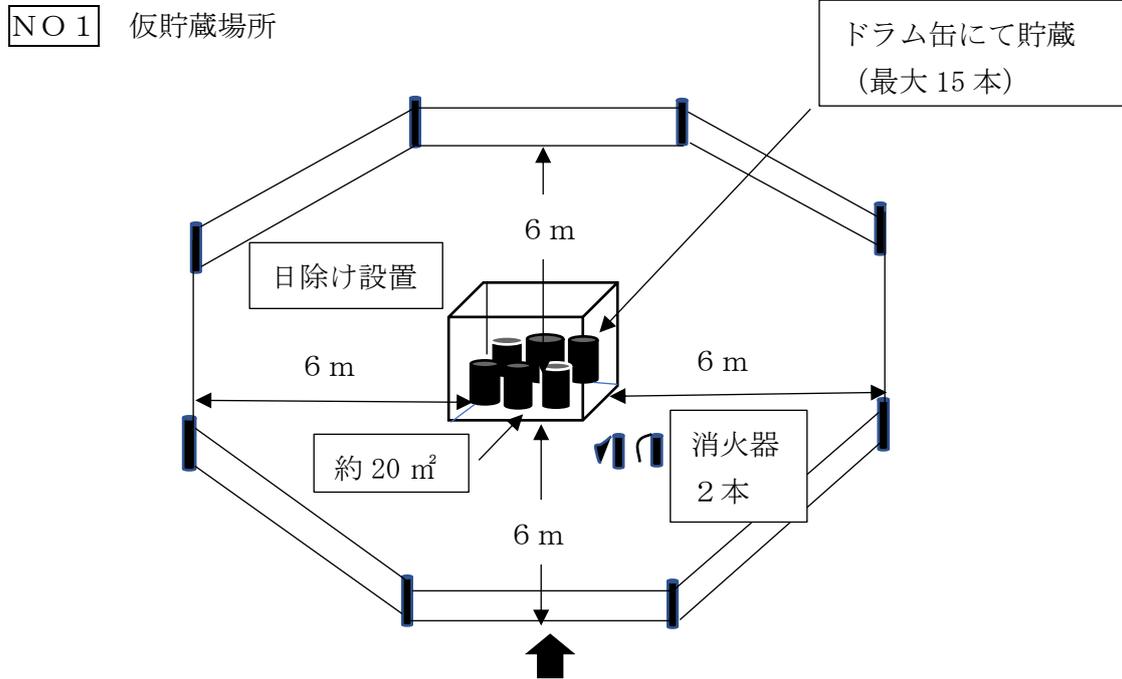
③ 日野町防災基地



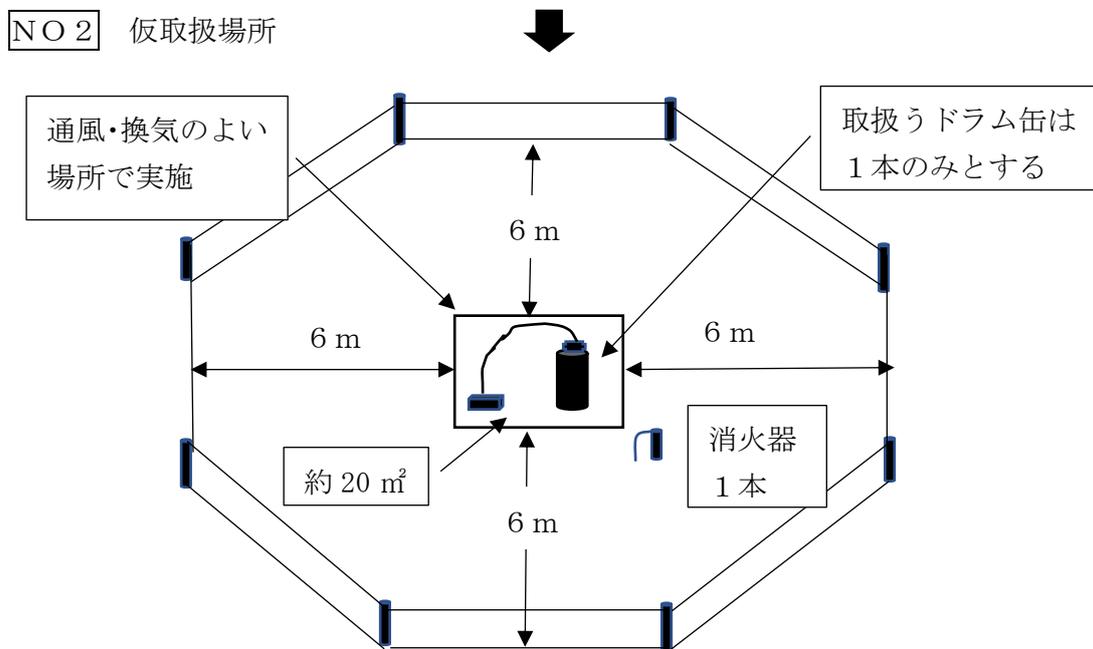
④ 日野中学校グランド



仮貯蔵・仮取扱いレイアウト



保有空地（6 m）の周囲にロープを張り空地を確保する。



ドラム本体及び給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。

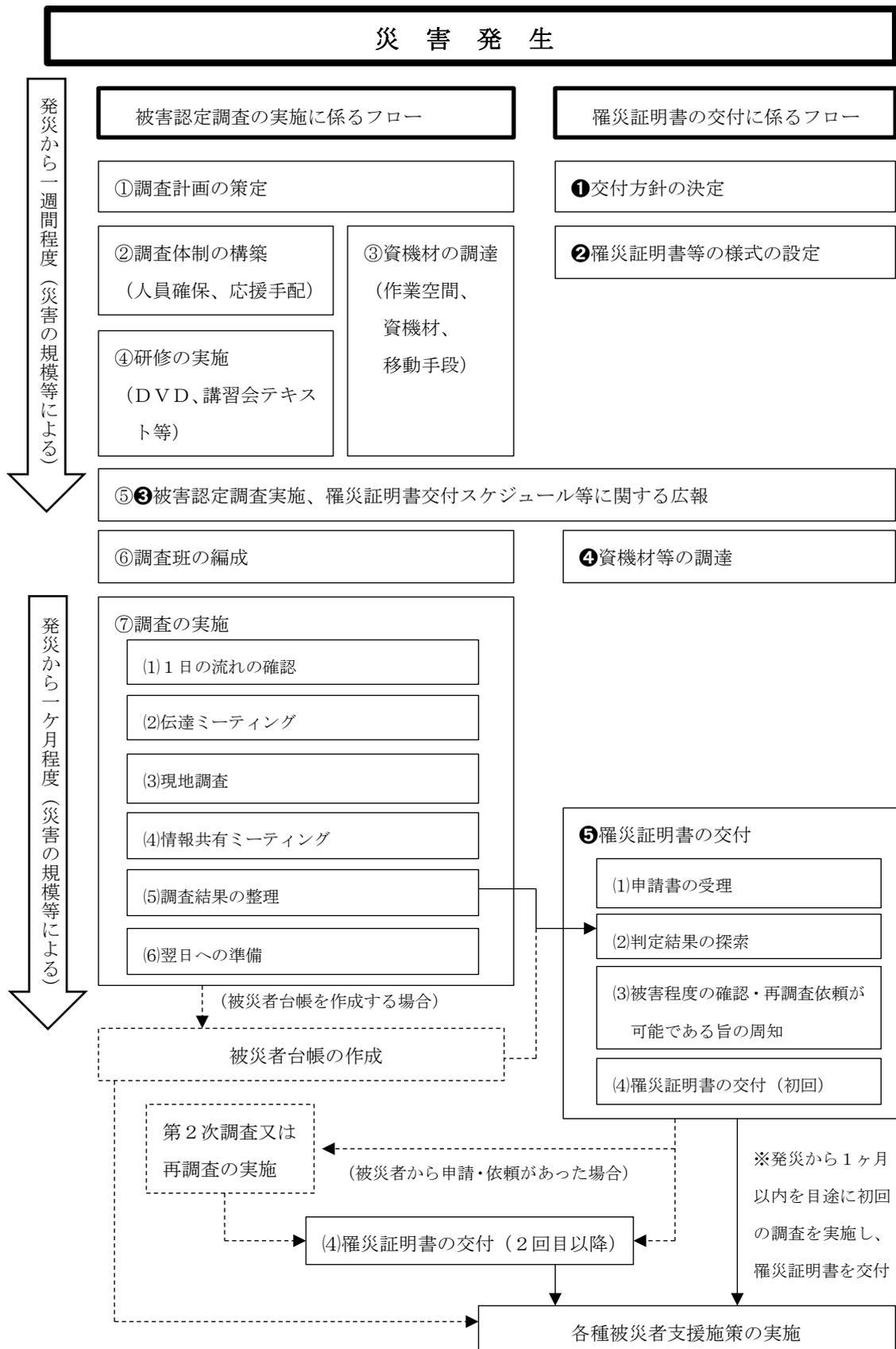
※「仮貯蔵場所」と「仮取扱い場所」を併設する場合は、6 mの保有空地を確保する。

標識・掲示板の設置

火気厳禁	← 地：赤 文字：白
危険物仮貯蔵・仮取扱所 品名：第4類第○石油類（○○○○） 最大数量：3,000リットル 倍数：○○倍 管理者：日野町長 ○○ ○○	

地：白
文字：黒

44 災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ



45 日野町内の危険物施設

日野町危険物施設数

施設区分	施設数
一般取扱所	3
屋外タンク貯蔵所	1
屋内タンク貯蔵所	1
屋内貯蔵所	2
給油取扱所	4
地下タンク貯蔵所	8

46 日野町災害時応援協定の締結リスト

協定の名称	協定締結者	協定締結日	区分
災害時の相互応援に関する協定	鳥取県及び県内全市町村	平成8年3月29日	1
鳥取県西部広域消防協定	鳥取県西部広域行政管理組合、県西部全市町村	平成17年5月1日	1
防災体制及び県政情報の提供等に関する日野郡内郵便局と日野総合事務所及び日野郡3町の協力に係る協定書	日野総合事務所、日野郡内郵便局	平成17年8月31日	9
災害時における被災車両の撤去等に関する協定	社団法人日本自動車連盟 中国本部鳥取支部	平成17年6月13日	10
覚書（野田河川敷グラウンドゴルフ場の消防防災ヘリコプター臨時着陸場の使用について）	だんだん淵公園管理委員会、野田自治会、GBグラウンドゴルフクラブ、根雨水産振興会	平成17年8月11日	10
災害時における連絡体制および協力体制に関する取り扱い	中国電力株式会社米子営業所 （現）中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンター	平成17年12月5日	10
災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱いの実施要綱	中国電力株式会社米子営業所 （現）中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンター	平成17年12月5日	10
緊急事態における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会鳥取県隊友会	平成17年3月28日	10
緊急事態における警友会の協力に関する協定	鳥取県警友会連合会	平成18年11月15日	10
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	日本レスキュー協会	平成20年10月20日	10
鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定書	鳥取・岡山県境連携推進協議会	平成21年5月11日	2
緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定	西日本電信電話株式会社	平成22年11月26日	10
行方不明者の捜索における消防団相互派遣協定書	県西部全市町村	平成23年6月1日	1
災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省 中国地方整備局	平成23年7月11日	10
災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書	鳥取県生活協同組合	平成24年10月15日	8
災害時における日野町、日野町内郵便局間の相互協力に関する覚書	根雨郵便局、黒坂郵便局	平成9年7月25日	9

協定の名称	協定締結者	協定締結日	区分
災害時における被災車両の撤去等に関する協定	鳥取県及び県内市町村、山陰 ELV リサイクル協議会	平成 25 年 3 月 26 日	10
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 25 年 9 月 6 日	8
特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定	鳥取県及び西日本電信電話(株)鳥取支店長	平成 25 年 9 月 30 日	10
災害発生時相互協力に関する協定	鳥取県及び県内市町村、西日本旅客鉄道(株)	平成 25 年 12 月 3 日	10
鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	徳島県町村会	平成 25 年 6 月 6 日	2
緊急用 LP ガスの調達に関する協定書	西部 9 市町村、県 LP ガス協会西部支部	平成 26 年 5 月 30 日	8
中山間集落見守り活動協定書	郵便局(株)中国支社、郵便事業(株)中国支社、ゆうちょ銀行鳥取支店、かんぽ生命鳥取支店、鳥取県	平成 24 年 3 月 27 日	10
「災害に強い日野郡づくり」相互支援に関する包括協定書	鳥取県、日野郡 3 町	平成 29 年 12 月 24 日	1
災害時における日野郡 3 町の小中学校給食の相互支援に係る協定書	鳥取県、日野郡 3 町	平成 30 年 3 月 30 日	8
災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書	(株)エフエム山陰、(株)山陰放送	2020 年 2 月 27 日	3
大規模災害時における燃料の供給及び輸送等の協力に関する協定書	長尾石油店、有限会社水谷石油店、鳥取西部 J A 日野給油所	令和 2 年 3 月 3 日 令和 2 年 3 月 5 日	10
緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書	三光株式会社	令和 2 年 7 月 28 日	10

区分) 1. 県内市町村 2. 他都道府県の市町村 3. 放送協定 4. 報道協定
5. 救急救護協定 6. 輸送協定 7. 災害復旧協定 8. 物資協定
9. 郵便局 10. その他

47 災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応急要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人員
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、か

つ、応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書40通を作成し、各自が記名・押印をして、各自1通を所持する。

平成8年3月29日

鳥取県知事	西尾 邑次
鳥取市長	西尾 迢富
米子市長	森田 隆朝
倉吉市長	早川 芳忠
境港市長	黒見 哲夫
国府町長	木村 肇
岩美町長	澤 徳次郎
福部村長	村田 梅雄
郡家町長	和田 哲也
船岡町長	谷口 弘幸
河原町長	右近 利夫
八東町長	山根 君太郎
若桜町長	盛田 可男
用瀬町長	池本 茂晴
佐治村長	下石 義忠
智頭町長	久本 温彦
気高町長	森本 成人
鹿野町長	川瀬 保男
青谷町長	姫田 員新
羽合町長	井上 正直
泊 村 長	宮 脇 洋一

東	郷	町	長	前	田	正	恭
三	朝	町	長	安	田	真	一郎
関	金	町	長	竹	田	哲	男
北	条	町	長	宇	田	義	徳
大	栄	町	長	前	田	八	郎
東	伯	町	長	米	田	義	人
赤	碕	町	長	中	井	昭	勲
西	伯	町	長	坂	本	昭	文
会	見	町	長	宇	田	辰	学
岸	本	町	長	野	口	信	猪
日	吉	津	村	益	田	和	夫
淀	江	町	長	森	本	和	夫
大	山	町	長	門	脇	茂	正
名	和	町	長	林	原	忠	樹
中	山	町	長	下	池	郁	正
日	南	町	長	岸	田	秀	男
日	野	町	長	生	田	正	臣
江	府	町	長	福	田	道	也
溝	口	町	長	下	村		

48 鳥取県西部広域消防協定書

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）と米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「市町村」という。）とは、その行政区域において、消防の責務を十分に果たすために、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、組合消防局と市町村との間における消防活動に関し必要な事項を定めることにより、行政区域内における消防活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

（消防水利の整備）

第2条 市町村は、組合消防局と協議して定める消防水利計画に基づき、それぞれの市町村の区域内における消防水利の整備を図るものとする。

（消防活動における指揮）

第3条 市町村の消防団は、組合消防局長又は消防署長の所轄のもとに行動するものとする。

（消防団の出場）

第4条 市町村の消防団は、組合消防局長が市町村の消防団長と協議して定める消防団火災出場計画に基づいて出場するものとする。

（経費の負担）

第5条 消防団の当該市町村の行政区域外の出場（以下「応援出場」という。）に係る経費は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 消防団員の公務災害補償及び諸手当並びに消防団の機械器具等の修理費は、応援出場した市町村の負担とする。

(2) 火災現場において使用した消火薬液、補給燃料及び食糧の支給等に要した経費は受援した当該市町村の負担とする。

2 火災又は救急事故現場における一般協力者（消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項、第29条第5項及び第35条の7第1項）に対する損害補償は、当該火災又は救急事故が発生した当該市町村が当該市町村で定める条例に基づいて行い、同条例に規定する費用以外の費用負担については、組合と当該市町村とが協議して定めるものとする。

3 消防法第29条第3項に定める損失補償は、組合の負担とする。

（水防活動）

第6条 水防に関しては、災害が発生した地域の当該市町村が主体となって防除活動を行うものとする。

2 組合消防局は、水防に関しては、主として通信連絡の確保、情報収集、警戒区域の設定、救助活動、救急業務及び二次災害の予防活動を行うものとする。

3 水防に関しては、市町村長の要請により、組合消防局長は、必要に応じて消防職員を災害現場に派遣し防除活動に従事させることができる。この場合において、組合消防局長は市町村にその旨通報するものとする。

(施行期日等)

第7条 この協定は、平成17年5月1日から施行する。

2 鳥取県西部広域消防協定（昭和54年9月27日締結）は、この協定の施行日の前日をもって効力を失するものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、組合消防局長と市町村消防団長とが協議して定めることができる。

この協定の締結を証するため、組合管理者及び市町村長は、記名押印の上、各自本書1通を保有するものとする。

平成17年5月1日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長	野 坂 康 夫
米 子 市 長	野 坂 康 夫
境 港 市 長	中 村 勝 治
日 吉 津 村 長	石 操
大 山 町 長	山 口 隆 之
南 部 町 長	坂 本 昭 文
伯 耆 町 長	住 田 圭 成
日 南 町 長	矢 田 治 美
日 野 町 長	梅 林 豊
江 府 町 長	竹 内 敏 朗

49 防災体制及び県政情報の提供等に関する日野郡内郵便局と日野総合事務所及び日野郡3町の協力に係る協定書

平成11年10月22日に締結された「防災体制及び県政情報の提供等に関する鳥取県内郵便局と鳥取県の協力に係る協定書」（以下「原協定書」という。）を日野郡管内において具体化するために、日野郡内各郵便局（以下「甲」という。）、鳥取県日野総合事務所（以下「乙」という。）及び日野郡3町（以下「丙」という。）とは原協定書第1条に規定する協力事項の実施に関して次のとおり協定する。

第1 原協定書第1条各号の実施に関しては次のように定める。

- (1) 第1号関係（一人住まいの高齢者の安否確認、徘徊老人・迷子の発見等）
 - ① 安否確認については丙が必要と認める高齢者等から甲への情報提供の同意を得た上で行う。
 - ② 甲の配達員が、①において情報提供の同意を得た上で高齢者の安否確認時に何らかの異常を認めた場合、またはそれ以外の徘徊老人・迷子を発見した場合には、別表に掲げる丙の担当課に別添様式により通報する。

- (2) 第4号関係（観光パンフレット等の配架）
 - ① 甲は乙が依頼するパンフレット等をATMコーナー等に備える。
 - ② 甲は丙が依頼するパンフレット等をATMコーナー等に備える。この場合において、設置場所及び期間については個別に協議するものとする。

- (3) 第5号関係（避難場所の位置及び土砂災害危険箇所図等の掲示）
 - ① 乙は甲に掲示を必要とする図面等を提供するものとする。
 - ② 丙は甲に掲示を必要とする図面等を提供するものとする。この場合において、掲示場所等については、個別に協議するものとする。

- (4) 第6号関係（大雨、地震等による異常現象を発見した場合の通報）
 - ① 甲は電話及び別添様式により通報する。
 - ② 乙及び丙の通報先は別表に掲げるとおりとする。

- (5) 第7号関係（ゴミの不法投棄の通報）
 - ① 甲による通報は、投棄場所等の必要事項を地図に示し、別添様式を郵送又はFAXにより行う。
 - ② 甲の通報を受けた乙及び丙は直ちに詳細を確認の上対処し、その結果を甲に報告するものとする。

③ 乙及び丙の通報先は別表に掲げるとおりとする。

第2 この細目協定の運用について、更に詳細な取り決めをする場合には、地域の実情を踏まえ、甲、乙、丙の関係する機関ごとに協議するものとする。

第3 この細目協定については、平成17年9月1日から実施する。

この細目協定を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年8月31日

甲 日野郡日南町霞 1588
日野郡内郵便局代表
日南郵便局 局長 福田 英 寿

乙 日野郡日野町根雨 140-1
鳥取県日野総合事務所
所 長 狩 野 宏

丙 日野郡日南町生山 619
日 南 町
日南町長 矢 田 治 美

日野郡日野町根雨 101
日 野 町
日野町長 梅 林 豊

日野郡江府町江尾 475
江 府 町
江府町長 竹 内 敏 朗

50 災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等（以下「撤去等」という。）について、次のとおり協定する。

（撤去等の支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により実施する措置のうち、撤去等の実施についての支援を丙に対して要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲又は乙が丙に支援を要請することができる撤去等に係る業務は、丙の所有する装備の範囲内で可能な被災車両の撤去、移動、その他、甲及び乙が必要と認める業務とする。

（支援要請）

第3条 甲又は乙は、第1条の規定により要請を行うときには、次の事項を丙に連絡するものとする。

（1）被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）

（2）担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに撤去等に係る業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 撤去等の作業に要した経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 撤去等の作業の実施により、丙の職員が負傷等した場合の補償は、丙の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 撤去等の作業の実施により、第三者に損害を与えた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙と丙が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成17年6月13日から適用する。

上記のとおり協定した証として、この証書3通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成17年6月13日

- | | |
|---|--|
| 甲 | 鳥取市東町一丁目220番地
別記市町村受任者
鳥取県防災監 衣笠 克則 |
| 乙 | 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山 善博 |
| 丙 | 鳥取市千代水二丁目13番地
社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部
支部長 大月 徹 |

(別記市町村)

省略

51 覚 書

日野町（以下「甲」という）は、野田河川敷グラウンドゴルフ場（以下「グラウンドゴルフ場」という）を消防防災用ヘリコプターの臨時離着陸場（以下「防災ヘリ臨時離着陸場」という）として使用することについて、だんだん淵公園管理組合及びその構成団体である野田自治会、GBグラウンドゴルフクラブ、根雨水産振興会（以下「乙」という）と、下記のとおり定めたことを確認し、後日の証として覚書5通を作成して、甲、乙各自1通を保有する。

記

- 1 甲または消防局が、災害発生時または防災訓練等のためグラウンドゴルフ場を防災ヘリ臨時離着陸場として使用することについて、乙は同意する。
- 2 甲または消防局が、災害発生時または防災訓練等のためグラウンドゴルフ場を防災ヘリ臨時離着陸場として使用するときは、甲または消防局は、職員を現場に派遣し、グラウンドゴルフ場及びその周辺にいる人を適切な場所に移動させるなどの措置を講ずるものとする。
- 3 甲または消防局が、災害発生時または防災訓練等のためグラウンドゴルフ場を防災ヘリ臨時離着陸場として使用するときは、グラウンドゴルフ場に隣接する河川公園に関係車両を駐停車してもよいこととする。

平成17年8月11日

甲 日野郡日野町根雨101番地
日野町長 梅 林 豊

乙 だんだん淵公園管理委員会
委員長 山 脇 勉

野田自治会
自治会長 山 脇 勉

GBグラウンドゴルフクラブ
会 長 新 幾

根雨水産振興会
会 長 生 田 正 明

52 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱

い

日野町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- 土砂崩れ、倒木等による道路復旧

(防災訓練)

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成 17 年 12 月 5 日

甲 日野郡日野町根雨 101 番地
日野町

町長 梅林 豊

乙 米子市加茂町 2 丁目 51 番地

中国電力株式会社 米子営業所長 高木 廣治

(現) 中国電力ネットワーク株式会社
米子ネットワークセンター

53 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い の実施要綱

日野町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社米子営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第7条の規定に基づき、取扱の施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成17年12月5日

甲 日野郡日野町根雨101番地
日野町

乙 米子市加茂町2丁目51番地

中国電力株式会社 米子営業所長 高木 廣治

(現) 中国電力ネットワーク株式会社

米子ネットワークセンター

54 緊急事態における隊友会の協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び社団法人隊友会鳥取県隊友会（以下「丙」という。）は、丙の社会的財産である組織力、専門的知識、能力、経験等を活用して行う緊急事態における協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥取県内において緊急事態が発生した場合において、甲又は乙が丙に対して協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急事態」とは、武力攻撃、テロ攻撃、自然災害等により県及び県民の安全に重大な影響を及ぼす事態をいう。

（協力内容）

第3条 協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に必要な援助
- （2）災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する防災に関する業務の実施に必要な援助
- （3）その他必要と認められる業務

（協力要請等）

第4条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、前条各号の協力を丙に要請することができるものとする。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。
- 3 甲又は乙は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなったときは、速やかに文書により丙に通知するものとする。

（協力の方法）

第5条 丙は、甲又は乙の指示にする方法に基づき協力を行うものとする。

(安全の確保)

第6条 甲又は乙は、丙に対して協力を要請した場合には、その協力の内容に応じ、協力をする丙の会員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(特殊標章等)

第7条 甲又は乙は、国民保護措置を実施する者を識別し保護するため、丙に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書をいう。）を交付するものとする。

2 丙は、公布された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

(協力のための準備)

第8条 丙は、甲又は乙からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年1月1日までに、市町村ごとに協力す可能人員等を記載した表を作成し、甲に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 丙が協力をを行うために要した経費については、丙の負担とする。

(損害賠償等)

第10条 甲又は乙は、その要請により第3条各号の協力をした丙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であつて、国民保護法、災対法その他関係する法律又は甲若しくは乙の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害賠償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(訓練等)

第11条 丙は、この協定に基づく協力を適正に実施するため、甲又は乙が実施する国民の保護に関する訓練等に積極的に参加するとともに、平素から、その訓練等に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平素から、協力を資する情報の提供その他丙に必要な支援を行うものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲又は乙及び丙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成18年3月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月28日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山 善博

乙 別記に掲げる市町村
受任者
鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県防災監 衣笠 克則

丙 倉吉市下田中町109番地
社団法人隊友会鳥取県隊友会
会長 宮脇 隆夫

(別記)

鳥取市長
米子市長
倉吉市長
境湊市長
岩美町長
若桜町長
智頭町長
八頭町長
三朝町長
北栄町長
湯梨浜町長
琴浦町長
日吉津村長
大山町長
南部町長
伯耆町長

日南町長
日野町長
江府町長

55 緊急事態における警友会の協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び鳥取県警友会連合会（以下「丙」という。）は、丙の社会的財産である組織力、専門的知識、能力、経験等を活用して行う緊急事態における協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥取県内において緊急事態が発生した場合において、甲又は乙が丙に対して協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急事態」とは、武力攻撃、テロ攻撃、自然災害等により県及び県民の安全に重大な影響を及ぼす事態をいう。

（協力内容）

第3条 協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施に必要な援助
- （2）災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき甲又は乙が実施する防災に関する業務の実施に必要な援助
- （3）その他必要と認められる業務

（協力要請等）

第4条 甲又は乙は、必要があると認めるときは、前条各号の協力を丙に要請することができるものとする。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。
- 3 甲又は乙は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなったときは、速やかに文書により丙に通知するものとする。

（協力の方法）

第5条 丙は、甲又は乙の指示にする方法に基づき協力を行うものとする。

(安全の確保)

第6条 甲又は乙は、丙に対して協力を要請した場合には、その協力の内容に応じ、協力をする丙の会員の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(特殊標章等)

第7条 甲又は乙は、国民保護措置を実施する者を識別し保護するため、丙に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書をいう。）を交付するものとする。

2 丙は、公布された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

(協力のための準備)

第8条 丙は、甲又は乙からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年1月1日までに、市町村ごとに協力す可能人員等を記載した表を作成し、甲に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 丙が協力をを行うために要した経費については、丙の負担とする。

(損害賠償等)

第10条 甲又は乙は、その要請により第3条各号の協力をした丙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であつて、国民保護法、災対法その他関係する法律又は甲若しくは乙の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害賠償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(訓練等)

第11条 丙は、この協定に基づく協力を適正に実施するため、甲又は乙が実施する国民の保護に関する訓練等に積極的に参加するとともに、平素から、その訓練等に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平素から、協力を資する情報の提供その他丙に必要な支援を行うものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲又は乙及び丙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成18年11月15日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年11月15日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山 善博

乙 別記に掲げる市町村
受任者
鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県防災監 衣笠 克則

丙 鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県警察本部警務部厚生課内
鳥取県警友会連合会
会長 長谷高 昇

(別記)

鳥取市長
米子市長
倉吉市長
境湊市長
岩美町長
若桜町長
智頭町長
八頭町長
三朝町長
北栄町長
湯梨浜町長
琴浦町長
日吉津村長
大山町長
南部町長

伯耆町長
日南町長
日野町長
江府町長

56 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動 に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「丙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災地住民のこころのケアが必要と認めるときは、丙に対して、災害救助犬及びセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 丙は、前条による要請を受けときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬及びセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬及びセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第3条 丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第4条 丙は、出動した避難所等においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員、災害救助犬及びセラ

ピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、丙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第7条 丙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は締結日からその効力を適用するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙又は丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及びは丙が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成20年10月20日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

乙 別記に掲げる市町村
受任者
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県防災監 法橋 誠

丙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2-13
特定非営利活動法人
日本レスキュー協会
理事長 伊藤 裕成

（別記）

鳥取市長
米子市長
倉吉市長

境港市長
岩美町長
若桜町長
智頭町長
八頭町長
三朝町長
北栄町長
湯梨浜町長
琴浦町長
日吉津村長
大山町長
南部町長
伯耆町長
日南町長
日野町長
江府町長

57 鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の
締結に関する同意書

鳥取・岡山県境連携推進
協議会災害時相互応援協定
の締結に関する同意書

平成 21 年 5 月 11 日付け協定締結

鳥	取	県	鳥	取	市
鳥	取	県	倉	吉	市
鳥	取	県	若	桜	町
鳥	取	県	智	頭	町
鳥	取	県	三	朝	町
鳥	取	県	日	南	町
鳥	取	県	日	野	町
鳥	取	県	江	府	町
岡	山	県	津	山	市
岡	山	県	新	見	市
岡	山	県	真	庭	市
岡	山	県	美	作	市
岡	山	県	新	庄	村
岡	山	県	鏡	野	町
岡	山	県	奈	義	町
岡	山	県	西	粟	倉

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定書

鳥取・岡山県境連携推進協議会を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）は、地震等で大規模災害が発生し、被害を受けた構成市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な災害対策が実施できない場合に、構成市町村間の相互応援により応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）災害応急活動等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する被災市町村は、原則として、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第1号又は第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種及び人員
- （4）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする機関
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された構成市町村は、極力これに応ずるものとする。

2 被災市町村以外の構成市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前条の要請を待ついとまがないと認めるときは、前条の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

- 第4条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。
- 2 応援を受けた被災市町村が、前条に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援をした構成市町村は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第5条 構成市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(資料の交換)

第6条 構成市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定は、構成市町村が別に締結した災害時相互応援協定を排除するものではない。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、鳥取・岡山県境連携推進協議会会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成21年5月11日

鳥	取	県	鳥	取	市
鳥	取	県	倉	吉	市
鳥	取	県	若	桜	町
鳥	取	県	智	頭	町
鳥	取	県	三	朝	町
鳥	取	県	日	南	町
鳥	取	県	日	野	町
鳥	取	県	江	府	町
岡	山	県	津	山	市
岡	山	県	新	見	市

岡	山	県	真	庭	市
岡	山	県	美	作	市
岡	山	県	新	庄	村
岡	山	県	鏡	野	町
岡	山	県	奈	義	町
岡	山	県	西	栗 倉	村

応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第4条第1項に定める経費のうち、第1条第3号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、法令の範囲内において次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町村が負担する経費の額は、応援をした構成市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした構成市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、応援を受けた被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした構成市町村が賠償の責任を負うものとする。
- (4) (1) から (3) に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費に要する経費については、構成市町村が協議して定めるものとする。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした構成市町村は、第4条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町村に請求する。

区 分	経 費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号及び第2号の資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損又は故障が生じた場合の修理費
第1条第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第4号の施設の提供に係るもの	借上料
第1条第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1) の請求は、応援をした構成市町村名による請求書により応援を受けた被災市町村長に行うものとする。
- (3) (1) 及び (2) により難しいときは、構成市町村が協議して定めるものとする。

鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定の締結に関する同意書

当町は、地震等の大規模災害発生時における市町村間の相互応援協力に関する基本事項を定めた「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」に同意します。

平成 21 年 5 月 11 日

鳥取・岡山県境連携推進協議会会長様

鳥取県 日野町長 景山 享弘

※他市町村分略

58 緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書

日野町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社鳥取支店（以下「乙」という。）は、洪水等の自然災害から地域住民の生命、身体を守るため、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、自然災害により、地域住民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生した時又は発生する恐れがある時（以下「緊急時」という。）において、甲が乙に対し、乙の保有する施設、部屋（以下「提供場所」という。）の使用を要請し、乙が使用許諾することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（提供場所の範囲）

第2条 乙が甲に使用させることのできる提供場所、その他必要事項は別途覚書により取り交わすこととする。

2. 乙の提供場所を使用できる者は甲の許可する者とする。
3. 乙は自社の建物利用計画に伴い、甲に使用させることのできる提供場所について変更できるものとし、変更がある場合には、書面により甲に通知するものとする。

（要請の手続き）

第3条 前条1項による提供場所の使用に際して、甲から乙への要請手続きは、文書によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2. 前項に基づき、甲から乙に対し要請があった場合、乙は甲に対し速やかに諾否について回答するものとする。

（使用の条件）

第4条 乙は、提供場所を無償で甲に使用させるものとする。

2. 甲は、提供場所を使用する場合、乙の指示に従うものとする。
3. 甲は、提供場所の使用に伴い、提供場所内の改装等が必要な場合は、事前に乙に書面にて連絡し、承諾を得た後に、甲の費用にて実施するものとする。

なお、提供場所の使用に伴う光熱水費及び通信費の負担方法については、
甲乙協議し決定するものとする。

4. 甲は、提供場所を使用する場合は甲の職員を常駐させることとし、乙の指定する別図に定める部分以外への立入りを厳しく制限するものとする。
5. 提供場所に限らず、施設への爆発物等の危険物の持込を禁止し、また全館を禁煙とする。
6. 甲は、提供場所の使用を必要としなくなった場合は、甲の責任において、現状回復するものとし、乙において現状回復を行った場合は、その費用を甲に請求できるものとする。
7. 甲は、その積に帰すべき事由により、乙に損害を与えた時は、その損失を補償するものとする。
8. 甲が提供場所を使用中に発生した事故等について、乙は一切の責任を負わない。
9. 甲が本協定に違反した場合、乙は当該提供した施設の使用を中止させることができるものとする。
なお、この場合、現状回復については、本条第6項の規定を適用する。
10. 乙が電気通信設備の復旧のために、提供場所の使用が不可欠と判断した場合、甲の継続使用の可否について甲乙協議し決定するものとする。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成22年12月1日から平成23年3月31日までとする、ただし、協定期間が満了するまでの間に、甲乙いずれからも何らの申し出がない時は、有効期間満了の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後同様とする。

(附則)

第6条 本協定に定めのない事項又は、協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度甲乙協議にて定めることとする。

平成22年11月26日

(甲) 鳥取県日野郡日野町根雨 101

日 野 町 長

景山 享弘

(乙) 鳥取県鳥取市湯所町2丁目258番地

西日本電信電話株式会社 鳥取支店

支 店 長

松本 俊久

59 行方不明者の捜索における消防団相互派遣協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「西部市町村」という。）は、行方不明の捜索における消防団員の相互派遣について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西部市町村の区域内及びその隣接区域（以下「西部市町村管内等」という。）において行方不明者が発生した場合の対応に関し必要な事項を定め、もって行方不明者の安全の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）行方不明者の捜索、警察署への通報により西部市町村管内等において家出、自然を活用して行われる山菜取り、山歩き等の余暇活動、河川・海岸での釣り及び病気等により所在が不明となった者を捜索することをいう。
- （2）管轄市町村、行方不明者の捜索事案が発生した場合に、当該捜索のための現地本部を設置した所在地の市町村をいう。
- （3）管轄の長、管轄市町村の長をいう。
- （4）行方不明者在住市町村 当該行方不明者が在住している市町村をいう。
- （5）行方不明者在住の長 行方不明者在住市町村の長をいう。
- （6）派遣市町村 管轄の長の要請を受けて消防団員を派遣する市町村をいう。
- （7）派遣市町村の長 派遣市町村の長をいう。

（派遣要請）

第3条 管轄の長は、行方不明者在住の長に連絡を行うこととし、行方不明者在住市町村は管轄市町村と連携して行方不明者の捜索にあたることとする。

- 2 管轄の長は、西部市町村の長の対して、当該行方不明者を捜索するための消防団員の派遣を要請することができることとし、派遣市町村の長は、自己の消防業務に支障がない限り、直ちに当該要請に基づく消防団員を派遣し捜索にあたることとする。ただし、消防団員を派遣することができないときは、直ちにその旨を管轄の長に連絡しなければならない。
- 3 前項の派遣の要請に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - （1）発生した行方不明者の捜索事案の概要
 - （2）必要とする人員及び機械器具等の数量

- (3) 集合場所及び日時
- (4) その他必要な事項

(捜索市町村の指揮)

第4条 派遣市町村の消防団員及び行方不明者在住市町村の消防団員は、管轄市町村の現場最高指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

(捜索の協力)

第5条 行方不明者在住の長は、西部市町村の長に対して各市町村の行方不明者の捜索を要請することができることとし、要請を受けた市町村の長は、自己の消防業務に支障がない限り、個々の判断により当該要請に基づき消防団員を捜索に当たらせることとする。ただし、捜索の協力をすることができないときは、直ちにその旨を連絡しなければならない。

(経費の負担)

第6条 捜索に要した経費は、次の各号に定めるところにより、負担するものとする。

- (1) 捜索のために要した出動手当、旅費、燃料、食糧費、機械器具の破損に対する修理費等は、消防団員の所属する市町村の長の負担とする。
- (2) 消防団員が捜索中、第三者に損害を与えた場合に当該第三者に対する補償に要する経費は、管轄の長の負担とする。ただし、消防団員の重大な過失による場合又は派遣の往復途上に生じた交通事故等による場合にあつては、消防団員の所属する市町村の長の負担とする。
- (3) 前各号に規定する以外の経費については、その都度協議のうえ負担区分を定めるものとする。

(疑義等の協議)

第7条 この協定に定めのないもの又はこの協定の実施につき疑義が生じたときはその都度協議して定めるものとする。

この協定の証として本書9通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月1日

米子市長 野坂 康夫

境港市長 中村 勝治

日吉津村長 石 操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯耆町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 亨弘

江府町長 竹内 敏朗

60 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と日野町長（以下「乙」という。）は、日野町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、日野町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、日野町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月11日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 日野町 日野町長 景山 享弘

61 災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書

(目的)

第1条 日野町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制に支障をきたさないため、常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の供給等)

第3条 乙は、前条の規定により要請されたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 応急生活物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他乙の取扱品

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

(運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は必要に応じて、乙に運搬支援を求めることができる。

(引き渡し)

第6条 応急生活物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費

用については、甲が負担するものとする。

2 応急生活物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 運搬等の費用は引き渡しまでの費用とし、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲が支援を受けた応急生活物資の代金及び運搬等の費用は、引渡後すみやかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては日野町総務課とし、乙においては、管理本部総務人事グループとする。

(協議)

第9条 この協定の履行において疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の効力は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月15日

(甲) 鳥取県日野郡日野町根雨 101 番地
日野町長 景山 享弘

(乙) 鳥取県鳥取市岩吉 175 番地 4
鳥取県生活協同組合
代表理事理事長

浜江 隆二

62 災害時における日野町、日野町内郵便局間の相互協力に関する覚書

日野町長（以下「甲」という。）及び根雨郵便局長、黒坂郵便局長（以下「乙」という。）は、日野町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、日野町及び日野町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律 223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、日野町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、日野町内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、日野町長及び日野町内の各郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- 1 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- 2 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- 3 乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- 4 日野町または郵便局が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- 5 乙は、必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- 6 その他前記1～5に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう務めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加)

第5条 日野町の災害対策本部のメンバーに郵便局長の代表者が加わることができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 日野町内の郵便局は、日野町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては日野町総務課長、乙においては根雨郵便局長とする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成9年7月25日

日野町長 生 田 秀 正

根雨郵便局長 砂 原 和 省

黒坂郵便局長 西 村 信 行

63 災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内の市町村（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と山陰E L Vリサイクル協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（支援要請）

第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置について、丙に対して支援を要請することができる。

2 乙は、法第73条第1項の規定により甲に代わって実施する前項の措置について、丙に対して支援を要請することができる。

（業務内容）

第2条 前条の規定により、甲及び乙が丙に支援を要請することができる業務は、被災車両の撤去、移動、その他甲及び乙が必要と認める業務のうち、丙において対応可能なものとする。

（連絡）

第3条 甲及び乙は、第1条の規定により要請を行うときは、次に掲げる事項を丙に連絡するものとする。

（1）被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）

（2）担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項

2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに要請のあった業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

第4条 第1条の規定による要請を受けて丙が行う業務に要する経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

第5条 第1条の規定により要請を行った者は、その要請を受けて丙が行った業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合においては、次項又は第3項の規定によりその損害を補償する。ただし、次に掲げる場合には補償を行わない。

（1）損害の発生が従事者の故意又は重大な過失による場合

- (2) 丙又は従事者が締結した損害保険契約により、発生した損害の全部又は一部に相当する金額の給付を受けることができる場合
- (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- 2 甲が行う補償は、丙と協議して定めるところにより行うものとする。
- 3 乙が行う補償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定の例により行うものとする。

(損害賠償)

第6条 第1条の規定による要請を受けて丙が行った業務により第三者に損害が生じた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、平成25年3月26日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(疑義の協議)

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書21通を作成し、各自記名押印の上1通を保有する。

平成25年3月26日

甲	鳥取市長	竹内 功
	米子市長	野坂 康夫
	倉吉市長	石田 耕太郎
	境港市長	中村 勝治
	岩美町長	榎本 武利
	若桜町長	小林 昌司
	智頭町長	寺谷 誠一郎
	八頭町長	平木 誠
	三朝町長	吉田 秀光
	湯梨浜町長	宮脇 正道
	琴浦町長	山下 一郎
	北栄町長	松本 昭夫
	日吉津村長	石 操

大山町長 森 田 増 範
南部町長 坂 本 昭 文
伯耆町長 森 安 保
日南町長 増 原 聡
日野町長 景 山 亨 弘
江府町長 竹 内 敏 朗

乙 鳥取県知事 平 井 伸 治

丙 山陰E L Vリサイクル協議会
会長 西 川 正 克

64 災害時における物資供給に関する協定書

鳥取県日野町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める搬送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月6日

甲 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町長 景山 亨 弘

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋 雨具、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウエットティッシュ、マスク、衛星用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

65 特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力 に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、日野町（以下「乙」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時に被災者等の通信を確保するため、丙の提供する非常電話の設置及び利用・管理等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時において甲、乙及び丙の協力の下、必要な情報の収集と共有を行い、被災地等の通信の途絶や孤立の防止が行えるよう迅速に被災者等の電気通信回線を確保することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、その管理する土地及び施設について丙に対し前条の電気通信回線の確保に必要な限度でその使用を許可し、交通規制等について情報提供を行う。

2 甲、乙及び丙は、丙が提供する特設公衆電話について協力して設置及び管理を行う。

3 大規模災害発生時に、特設公衆電話が何らかの影響を受け、利用できない場合は、丙は甲及び乙に対し協議の上、代替となる電気通信回線の提供による通信の確保に努めることとする。

（用語の定義）

第3条 本協定において「大規模災害発生時」とは、地震、台風、豪雨、豪雪等の異常な自然現象又は大規模な火事、放射性物質の大量の放出その他の大規模な事故（以下「大規模災害」という。）により社会の混乱が発生している状態をいう。

2 本協定において「特設公衆電話」とは、第9条第1項の規定により定めた場所にあらかじめ電気通信回線及び電話機接続端子を敷設して、大規模災害発生時に電話機を接続し、被災者又は帰宅困難者等へ電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第7条の2第1項に規定する災害時優先通信の提供を可能とする非常用電話をいう。

（特設公衆電話の開設）

第4条 特設公衆電話の利用の開始については、乙丙協議の上、丙が決定する。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害の発生によって、乙と丙が連絡が取れない場合は、乙が決定することができるものとする。

2 乙は前項の決定があったときは、速やかに電話機を設置し、丙に連絡する。

(特設公衆電話の演習、訓練等利用)

第5条 甲又は乙が防災を目的として行う演習、訓練等における特設公衆電話の利用については、丙と事前に協議の上、丙が利用の可否を決定するものとする。

2 丙は、前項の利用に係る通信料及び利用料を甲及び乙に請求しないこととする。

(特設公衆電話の利用)

第6条 乙は、特設公衆電話を開設した場合、適切な利用が行われるよう、可能な範囲内で利用の調整及び誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第7条 特設公衆電話の利用の終了については、乙丙協議の上、丙が決定し、乙にその旨を通知する。

2 乙は前項の通知があったときは、電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、前項の通知前に、避難所を閉鎖した場合には、乙は速やかに電話機を撤去し、丙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、第4条に規定する開設、第5条に規定する演習、訓練等利用及び第13条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の目的外の利用を禁止するものとする。

2 丙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することができる。

3 乙は、丙より目的外利用があることの報告があったときは、必要な調査を行うこととし、目的外利用があったと認められるときは、当該利用を防止するための措置を速やかに講じ、その旨を丙に報告する。この場合において、乙の目的外利用に係る通信料及び利用料は、乙が負担する。

4 前項の措置にかかわらず、乙の目的外利用が継続するときは、乙丙協議の上、特設公衆電話の撤去を行うこととし、撤去に関する工事費用等は、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置場所、回線数、形態、負担費用等)

第9条 特設公衆電話を設置する場所及び電気通信回線数は、乙丙協議の上、丙が決定する。ただし、特設公衆電話を甲の管理する土地又は施設に設置する場

合は、甲、乙及び丙で事前に協議することとする。

- 2 特設公衆電話を設置する場所、電気通信回線数その他必要な事項を決定したときは、本協定で定める別冊に必要な情報を記載し、相互に保管するものとする。なお、保管に当たっては、乙丙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1により相互に通知することとする。情報管理責任者に変更があった場合も、同様の扱いとする。
- 3 設置する特設公衆電話の電気通信回線の設備の提供形態及びサービス内容並びに乙及び丙が負担する費用については、別紙2のとおりとする。

(特設公衆電話の設置場所の追加、移転、廃止等)

第10条 乙は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等の事実が明らかになったときは、速やかにその旨を丙に書面をもって報告しなければならない。なお、設置場所の情報に変更等が生じた都度第9条第2項に定める別冊を更新し、相互に保管することとする。

(特設公衆電話における通信機器の管理)

第11条 乙は、本協定に基づき、大規模災害発生時に特設公衆電話が即座に利用できるよう電話機を適切な場所に保管し、適切に管理することとする。

(屋内設備の設置及び管理)

第12条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、丙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ）とともに、大規模災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう設備の維持に努めることとする。

(定期試験の実施)

- 第13条 乙及び丙は、年に1回を目安として、大規模災害発生時に特設公衆電話が速やかに利用できるよう、別紙3に定める接続試験を実施することとする。
- 2 丙は、前項の接続試験に係る通信料及び利用料を乙に請求しないこととする。

(故障発見時の扱い)

- 第14条 乙及び丙は、特設公衆電話の屋内配線、保安器、引込線等の丙が設置する設備について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。
- 2 前項の丙が設置する設備が乙の故意又は過失により破損した場合は、乙は丙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、丙に対する修復に係る費用の支払いについては、原則として、乙が負担するものとする。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年9月30日

甲 鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 日野町
日野町長 景山亨弘

丙 西日本電信電話株式会社
鳥取支店長 坪井秀明

※第9条に規定する「別冊」、「別紙1」、「別紙2」及び第13条に規定する「別紙3」は省略する。

66 災害等発生時相互協力に関する協定

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内の市町村（以下「乙」という。）及び西日本旅客鉄道株式会社米子支社（以下「丙」という。）は、災害等発生時における相互協力（以下「災害等発生時相互協力」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙及び丙が災害等発生時相互協力を行うことにより、被災者の救済及び災害の早期復旧に寄与することを目的とする。

（相互連絡体制）

第2条 甲、乙及び丙は、災害等発生時相互協力を円滑に行うため、災害等の情報を把握し共有を図る相互連絡体制を構築するものとする。

（相互協力の内容）

第3条 甲又は乙が、丙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 鉄道に不通時における物資・復旧要員等の緊急輸送
- (2) 鉄道利用者の避難所としての自治体施設等の利用
- (3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- (4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- (5) 災害情報等の提供
- (6) 備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- (7) その他相互協力する者が協議により定める事項

2 丙が、甲又は乙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害等発生時における物資・避難住民等の緊急輸送
- (2) 住民の避難所としての鉄道施設等の利用
- (3) 前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供
- (4) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- (5) 災害情報及び災害等発生時の鉄道運行情報等の提供
- (6) 備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供
- (7) その他相互協力する者が協議により定める事項

（協力要請）

第4条 災害等発生時相互協力を要請する者（以下「要請者」という。）は、前

条第1項又は第2項各号に掲げる事項について、電話その他の方法により協力を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた者（以下「協力者」という。）は、直ちに要請者と具体的な内容等に関する協議を行い、災害等発生時相互協力を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により災害等発生時相互協力することができない場合は、この限りでない。

3 甲及び乙は、災害等発生時相互協力を行う場合は、速やかに互いにその内容を報告するものとする。

（個別の協議）

第5条 災害等発生時相互協用に当たっては、第3条第1項及び第2項各号に掲げる事項について、その細目を別途取り決めるものとする。

（情報の目的外利用の禁止及び秘密保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき相手方から知り得た情報を第1条の目的以外のことに使用してはならない。ただし、相手方が認める場合は、この限りでない。

（費用負担）

第7条 この協定に基づく災害等発生時相互協用に要した経費については、原則として、要請者が負担する。

（疑義の決定等）

第8条 この協定の各条項の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第9条 この協定は、平成25年12月3日から適用する。

上記のとおり協定を締結した証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月3日

甲	鳥取県知事	平井伸治
乙	鳥取市長 米子市長	竹内 功 野坂 康夫

倉吉市長	石 田 耕太郎
境港市長	中 村 勝 治
岩美町長	榎 本 武 利
若桜町長	小 林 昌 司
智頭町長	寺 谷 誠一郎
八頭町長職務代理者	
八頭町副町長	吉 田 英 人
三朝町長	吉 田 秀 光
湯梨浜町長	宮 脇 正 道
琴浦町長	山 下 一 郎
北栄町長	松 本 昭 夫
日吉津村長	石 操
大山町長	森 田 増 範
南部町長	坂 本 昭 文
伯耆町長	森 安 保
日南町長	増 原 聡
日野町長	景 山 亨 弘
江府町長	竹 内 敏 朗

丙

西日本旅客鉄道株式会社	
米子支社長	横 山 佳 史

67 鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相

互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの
地域の町村において、自然災害はもとより、生命、身体及び財産に重大な被害
をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合に応援を実
施する町村による効果的な応援が行われるよう、必要な事項について定める。

(カウンターパート方式)

第2条 両県の町村は、被災町村に対する支援を行うブロックをあらかじめ定め
たカウンターパート方式により、円滑かつ迅速な応援を行う。

(ブロックの設置)

第3条 両県の町村を次の表のとおりそれぞれ3つのブロックに分け、原則とし
てブロックを単位として被災町村からの応援要請に応じるものとする。

ブロック	鳥取県	徳島県
A	日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
B	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 つるぎ町 東みよし町
C	岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

- 2 前項のブロックごとに両県それぞれ幹事町村を置き、町村会とともに連絡調
整にあたるものとする。
- 3 幹事町村及び町村会が行う連絡調整は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 被災町村との連絡及び情報収集
 - (2) 他のブロックへの応援要請
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、被災町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第4条 応援の基本的内容については、次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣

- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ
- (6) その他被災町村から特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第5条 応援を受けようとする被災町村は、原則として、次の事項を明らかにして、幹事町村を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援を実施した町村に対し文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の協力体制)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から、研究、協議及び両県間での情報その他の交流を図るため、「危機事象時相互応援連絡協議会」を両県の町村会に置く。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生町村の負担とする。ただし、応援を受けた町村と応援を行った町村の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両県の町村が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県町村会で協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、この本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成25年6月6日

鳥取県

鳥取県町村会 会長 石 操

徳島県

徳島県町村会 会長 川 原 義 朗

68 緊急用LPガスの調達に関する協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部（以下「乙」という。）とは、甲の地域内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合の緊急用LPガスの調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用LPガスの範囲）

第2条 この協定書にいう「緊急用LPガス」には、LPガスの他、容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要請）

第3条 甲は、甲の地域内において災害が発生した場合において、緊急用LPガスを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。この場合において乙は、当該要請があった後、速やかに、協会本部を通じて、その要請内容等を鳥取県へ報告するものとする。

2 前項の要請は、原則として別紙の「LPガス供給要請書」（以下「文書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに、文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について、可能な限り速やかに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第5条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスは、原則として乙が搬送するものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第6条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で、緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第7条 乙が供給した緊急用LPガスの代金は、甲が支払うものとする。

2 前項の緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。

(現有数量の把握)

第8条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成26年5月30日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年5月30日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂康夫
鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長 中村勝治
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15
日吉津村
日吉津村長 石 操
鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町
大山町長 森田増範

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地 1

南部町

南部町長 坂 本 昭 文

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地 3

伯耆町

伯耆町長 森 安 保

鳥取県日野郡日南町霞800番地

日南町

日南町長 増 原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨101番地

日野町

日野町長 景 山 亨 弘

鳥取県日野郡江府町大字江尾475番地

江府町

江府町長 竹 内 敏 朗

乙

鳥取県米子市大谷町230番地 1

一般社団法人鳥取県L P ガス協会西部支部

支部長 雑 賀 隆

LPガス供給要請書

年 月 日

一般社団法人鳥取県LPガス協会
西部支部長 様

〇〇（市・町・村）長 印

緊急用LPガスの調達に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおりLPガスの供給を要請します。

記

1 供給を要請する理由

2 供給を要請する物品及び引渡し場所等

物品の納入先	物品の名称	数量	物品の引渡し場所	引渡し日時	備考

以上

69 中山間集落見守り活動に関する協定書

郵便局株式会社中国支社（以下「甲」という。）、郵便事業株式会社中国支社（以下「乙」という。）、株式会社ゆうちょ銀行鳥取店（以下「丙」という。）、株式会社かんぽ生命保険鳥取支店（以下「丁」という。）、日野町（以下「戊」という。）及び鳥取県（以下「己」という。）は、地域の見守り活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、甲、乙、丙、丁、戊及び己が積極的に協力し、地域の見守り活動を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（活動の対象とする地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、日野町のうち甲、乙、丙、及び丁が日常的に業務を行う地域とする。

（甲、乙、丙及び丁の責務）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、その社員に対して、この協定の趣旨を周知し、業務に支障のない範囲で、協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、業務に支障のない範囲で、対象地域の住民等に関して何らかの異変を察知した場合は、速やかに戊の通報受付窓口へ連絡し、又は通報するものとする。

3 前項の連絡又は通報（以下「連絡等」という。）は、良心に基づき誠実にを行うものとする。

（戊の責務）

第4条 戊は、その職員に対してこの協定の趣旨を周知し、円滑な連絡通報体制の整備を行うものとする。

2 戊は、連絡等を受けた場合には、速やかに関係機関と連携し、必要な対応を行うものとする。

3 戊は、甲、乙、丙及び丁の要請に応じて活動に必要な情報を提供し、円滑な実施に努めるものとする。

4 戊は、地域住民に対して協定の趣旨を広報するなど、甲、乙、丙及び丁の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（己の責務）

第5条 己は、その職員に対してこの協定の趣旨を周知し、戊が行う前条第2項の対応に関し、必要な支援を行うものとする。

2 己は、そのホームページにおいて、この協定の内容等の情報発信を行うとともに、甲、乙、丙、丁及び戊の活動が円滑に進むよう必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(相互連携)

第7条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管する。

平成24年3月27日

甲 広島県広島市中区東白島町19番地8
郵便局株式会社中国支社
支社長

藤原伸一

乙 広島県広島市中区東白島町19番地8
郵便事業株式会社中国支社
支社長

上原敏男

丙 鳥取県鳥取市東品治町101番地
株式会社ゆうちょ銀行 鳥取店
店長

西尾隆

丁 鳥取県鳥取市東品治町101番地
株式会社かんぽ生命保険 鳥取支店
支店長

上岡康憲

戊 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町
日野町長

景 山 亨 弘

己 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平 井 伸 治

70 「災害に強い日野郡づくり」相互支援に関する包括協定書

日南町、日野町及び江府町（以下「日野郡3町」という。）と鳥取県（以下「県」という。）は、日野郡内で発生した災害に相互に支援して取り組むため、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、日野郡の住民の安全と安心を守るため、平常時における災害発生に備えた対応の検討及び災害発生時における被災町への応援の実施に関し、日野郡3町及び県が相互に支援して取り組むことにより、災害に強い日野郡づくりを推進することを目的とする。

（相互支援の内容）

第2条 日野郡3町及び県は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に支援して取り組むものとする。

- (1) 住民の避難に関すること。
- (2) 医療、救急体制に関すること。
- (3) 住居、施設の安全に関すること。
- (4) 廃棄物処理に関すること。
- (5) 雪害に関すること。
- (6) 義務教育の健全な継続に関すること。
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（役割）

第3条 日野郡3町は、平常時から相互に連携して災害発生に備えた対応を検討し、災害発生時には被災町の実情に応じて可能な範囲で相互に応援を行うものとする。

2 県は、日野郡3町の相互支援に関して必要な助言、関係機関との調整、情報提供等を行うとともに、各町との意思疎通を図るものとする。

（他の協定との関係）

第4条 本協定は、日野郡3町及び県が別に締結する災害等に関する協定の効力を妨げるものではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに協定者のいずれかからも協定終了の意思表示をしない限り更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項は、その都度、日野郡3町と県で協議して定めるものとする。

本協定を締結したことを証するため、協定書4通を作成し、各自が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月24日

鳥取県日野郡日南町霞800番地
日南町
日南町長 増原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町
日野町長 景山 亨弘

鳥取県日野郡江府町江尾475番地
江府町
江府町長 白石 祐治

鳥取県日野郡日野町根雨140番地1
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

71 災害発生時における日野郡3町の小中学校給食の相互支援に係る協定書

日野郡日南町、日野町及び江府町（以下「日野郡3町」という。）と鳥取県（以下「県」という。）は、災害等発生時に日野郡3町のいずれかの学校給食施設（学校給食センター）が被災し、小中学校への給食の提供が困難となった場合日野郡3町が円滑に相互支援を行うため次のとおり協定を締結する。

（支援の対象となる学校）

第1条 災害等発生時に支援を受ける小中学校は、別表記載の学校のうち、支援を要請する町（以下「要請町」という。）と支援を行う町（以下「支援町」という。）が協議のうえ、決定するものとする。

（支援内容）

第2条 支援町は、要請町からの要請により、可能な範囲で給食の提供を行うものとする。

2 支援町と県は、前項の給食の提供に関連して、特に要請のあった事項について、可能な範囲で支援を行うものとする。

（人材等の派遣）

第3条 要請町は、前条の規定による給食の提供を受けるにあたり、可能な範囲で人材、器具等を支援町へ派遣、提供するものとする。

（災害等発生時の連絡）

第4条 日野郡3町及び県は、あらかじめ相互支援に関する担当部局を定め、災害等が発生し、支援の必要が生じたときは速やかに連絡を行うものとする。

（支援要請の手続き）

第5条 要請町は次に掲げる事項を明らかにして、支援町の担当部局に対して支援の要請を行うものとする、

- (1) 被災した学校給食施設の名称
- (2) 前号の施設の被害状況
- (3) 支援が必要な学校（名称、所在地、連絡責任者、その他）
- (4) 支援が必要な食数及び種類（主食、主菜、副菜、汁物、その他）
- (5) 支援が必要な期間
- (6) 要請町から派遣できる調理員数

(7) 要請町から提供できる器具等

(8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の支援の要請については、要請後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した文書を提出して双方が記録に残すものとする。

(県の役割)

第6条 県は第2条の規定による支援の実施等について、必要な助言、関係機関との調整及び情報提供等を行うとともに、要請町と支援町との連絡調整を図り、支援が円滑に行われるように努めるものとする。

(経費負担)

第7条 支援に要する経費は、原則として要請町が負担するものとし、その額の算定は、別途日野郡3町が協議して定める方法によるものとする。

(給食の配送)

第8条 支援対象となる学校への給食の配送及び回収については、要請町、支援町及び県が連携してこれを行うものとする。

(食中毒等への対応)

第9条 食中毒の発生及び異物混入等の事故対応については、発生時の一義的対応は要請町が行い、原因究明のための調査は、要請町、支援町及び県が協力して行うものとする。

2 食物アレルギーの対応については、支援町は提供する献立及び食材等の情報提供のみにとどめ、除去食又は代替食等の提供は行わないものとする。

(平常時の取組)

第10条 日野郡3町及び県は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、担当部局で定期的に研究及び協議を行い合同で演習を実施する等、平常時から連携して取り組むものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、日野郡3町及び県が別に締結する協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに協定者のいずれかからも解除の意思表示がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において

も同様とする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度、日野郡3町と県が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各自記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月30日

鳥取県日野郡日南町霞800番地
日南町
日南町長 増原 聡

鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町
日野町長 埴田 淳一

鳥取県日野郡江府町江尾475番地
江府町
江府町長 白石 祐治

鳥取県日野郡日野町根雨140番地1
鳥取県
鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長
越智 浩明

別記 (省略)

72 災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書

日野町（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山陰（以下「乙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、島根県及び鳥取県（以下「両県」という。）及び当該自治体からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を甲と連携して進めていくことを目的とする。

（連携事項）親戚

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次に掲げる事項について協力する。

1. 「災害防災情報発信協議会」の設置

- （1）両県及び両県内自治体並びに甲、乙及び丙の代表者などで災害防災情報発信協議会を組織し、乙と丙がそれぞれ協議会事務局を務める。
- （2）協議会には、実務組織として「運営委員会」を置き、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討する。

2. 災害時の情報収集・提供ならびに放送の実施

- （1）乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体及びその周辺の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を速やかに放送する。
- （2）甲は、乙及び丙に対して情報を提供する。
- （3）乙及び丙に災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、管理、放送する。

3. 定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

- （1）防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送する。
- （2）甲、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練を実施する。

4. 前項各号に伴う必要事項

- （1）甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必

要に応じて協議を行い、前項に記載されていない事項について、別途取り決めるものとする。

- (2) 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙及び丙から申し出がない場合は、1年間、本協定を更新するものとし、以降も同様とする。甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2020年2月27日

甲 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町 町長 塚田 淳一

乙 島根県松江市殿町383
株式会社 エフエム山陰
代表取締役社長 瀬崎 輝幸

丙 鳥取県米子市西福原1-1-71
株式会社 山陰放送
代表取締役社長 坂口 吉平

73 大規模災害時における燃料の供給及び輸送等の協力 に関する協定書

〇〇石油店（以下「甲」という。）と日野町（以下「乙」という。）は、日野町内において大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策として重要となる災害救援車両や重機等への燃料補給、避難所等の非常用電源、暖房設備等への燃料補給並びに災害活動拠点施設等の機能を維持するための燃料補給に伴い、多量の燃料の確保又は緊急に燃料を確保する必要がある場合における燃料の供給及び輸送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日野町内において、地震、土砂災害、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、円滑な災害救援活動ができる体制の確保及び避難所等の円滑な運営と環境の確保並びに災害活動拠点施設等の機能維持等を図るため、必要な燃料の供給、輸送等の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（品名）

第2条 この協定における燃料の品名は、次の各号に定めるものとする。

- （1）ガソリン（第4類 第1石油類）
- （2）灯油（第4類 第2石油類）
- （3）軽油（第4類 第2石油類）

（燃料供給及び輸送の要請）

第3条 乙は、災害等により多量の燃料を確保する必要がある事案が発生した場合又は緊急に燃料を確保する必要がある場合で、乙が災害対策を行う上で必要と認められた場合は、甲に対してその供給及び輸送方法が可能な範囲内で、別記様式1の要請書により、燃料の品名、数量及び輸送場所等を指定して要請を行うものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話による要請を行うものとし、後日、速やかに要請書を送付するものとする。

（燃料の調達）

第4条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けた場合は、燃料の確保に極力努めるものとする。

ただし、甲が被災又は不慮の事故、その他の事由により乙の要請に応じられない場合は、速やかにその旨を乙に対して連絡するものとする。

(燃料の輸送)

第5条 甲は、第3条の規定により燃料の供給及び輸送の要請を受けた場合において、燃料を確保したときは、次の各号に定める方法により輸送することとし、乙に対し別記様式2の通知書により燃料の数量及び搬送方法等について連絡するものとする。

ただし、乙から輸送方法について特段の要望がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

- (1) タンクローリーによる方法
- (2) 関係法令に適合するその他の方法

(仮貯蔵・仮取扱いの承認手続き)

第6条 確保する燃料の品名、数量及び貯蔵方法等により、消防法第10条ただし書きに定める危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認の必要が生じる場合の必要な手続き及び仮貯蔵・仮取扱いの形態において講ずべき安全対策並びに管理等については、乙の責任において行うものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく燃料の供給及び輸送等に要した経費については、原則として燃料の補給を受けた機関又は団体が負担するものとする。ただし、協定等により経費の負担について定められている場合には、当該協定等に基づき負担するものとする。

2 前項に定める経費以外の経費の負担については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(損害の賠償)

第8条 この協定に基づく要請により生じた損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定外の事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれかから別段に意思表示のない場合は、当該期間を1年間延長し、以後その例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、協定の効力を失効しようとする日の30日前までに書面をもって相手に通知することにより、この協定を破棄することができ

る。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 日野郡日野町〇〇〇
〇〇石油店
〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

乙 日野郡日野町根雨101
日野町役場
日野町長 塚田 淳一

別記様式1（第3条関係）

年 月 日

燃料の供給及び輸送等の協力に関する要請書

〇〇石油店

様

日野町長

（ 公 印 省 略 ）

大規模災害時における燃料の供給及び輸送等の協力に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり燃料の供給及び輸送等について協力を要請します。

記

- 1 品 名 ガソリン ・ 灯 油 ・ 軽 油 （該当するものに○を付ける）
- 2 数 量
- 3 輸送方法
- 4 輸送場所
- 5 納入期日 年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分
- 6 連絡窓口 日野町役場総務課 職・氏名（ ）
電 話：0859-72-0331
FAX：0859-72-1484
- 7 特記事項

年 月 日

燃料の供給及び輸送等の協力に関する通知書

日野町長 様

〇〇石油店

大規模災害時における燃料の供給及び輸送等の協力に関する協定書第5条に基づき、
下記のとおり燃料を確保し輸送します。

記

- 1 品 名 ガソリン ・ 灯 油 ・ 軽 油 （該当するものに○を付ける）
- 2 数 量
- 3 輸送方法
- 4 輸送場所
- 5 納入期日 年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分
- 6 連絡窓口 〇〇石油店 職・氏名（ ）
電 話：0859-〇〇-〇〇〇〇
F A X：0859-〇〇-〇〇〇〇
- 7 特記事項

74 緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書

日野町（以下「甲」という。）と三光株式会社（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス等の感染症の拡大や地震等の災害（以下「緊急事態」という。）が発生した場合における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、緊急事態が発生し、これに起因して甲が管理する廃棄物を取扱う処理場の全部または一部が事実上停止若しくは停止するおそれへと至った場合、甲が管理する廃棄物を取扱う処理場が処理能力を超えるおそれが生じた場合、その他これらに類する事由により、甲による処理が著しく困難となった一般廃棄物（以下「緊急事態起因廃棄物」という。）の処理等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、甲が乙に対し処理を要請する緊急事態起因廃棄物は、下記のとおりとする。

発生場所	緊急事態起因廃棄物の種類
甲の管轄する行政区域	可燃ごみ
甲の管轄する行政区域	不燃ごみ

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号に掲げる業務（以下「本件業務」という。）について、乙に対し協力を要請するものとする。

（1）緊急事態起因廃棄物の処理

（2）前号に伴う必要な業務

2 甲は、乙に対し前項の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。

（1）協力内容

（2）その他必要な事項

（緊急事態起因廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、甲の指示に従って、緊急事態起因廃棄物の処理等に状況が許す限り協力するものとする。

2 乙は、緊急事態起因廃棄物の処理等を下記の施設にて行うものとする。

名称	所在地	処分方法
----	-----	------

三光（株）潮見工場	鳥取県境港市潮見町1番地	焼却
三光（株）江島工場	島根県松江市八束町江島1128-105	破碎・選別・圧縮固化・焼却
三光（株）昭和工場	鳥取県境港市昭和町5番地11	破碎

3 甲は、緊急事態起因廃棄物の収集運搬を甲の指定する事業者に行わせることができる。この場合、甲は乙に遅滞なく甲の指定する事業者の名称を通知するものとする。この場合、甲は乙の受入基準を、甲の指定する事業者に遵守させるものとする。

4 乙は、想定を超える数量の緊急事態起因廃棄物の搬入が想定される等、協力が困難となるおそれのある場合は、甲と合意の上、関係法令を遵守し、乙の協力業者を本件業務に協力させることができる。

（情報の提供）

第5条 甲は、緊急事態が発生した場合は、円滑に乙の協力が得られるように、緊急事態の内容等を適宜乙に提供するものとする。

2 甲は、緊急事態起因廃棄物の適正処理に必要な情報を、遅滞なく乙に提供するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は緊急事態起因廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）緊急事態起因廃棄物の処理等を実施した場所
- （2）緊急事態起因廃棄物の処理等の内容及び期間
- （3）その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した緊急事態起因廃棄物の処理等の費用については、甲及び乙の間で協議の上決定するものとする。

（損失補償）

第8条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した緊急事態起因廃棄物の処理等により従事した者が負傷し、又は感染症にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の損失補償については、甲及び乙の間で協議するものとする。

（連絡窓口）

第9条 甲及び乙の、この協定に関する連絡窓口は、以下のとおりとする。

名 称	担当部署	連絡先
日野町	建設水道課	0959-72-0350

三光株式会社	本社（代表）	0859-44-5367
--------	--------	--------------

（状況等の報告）

第10条 乙は、この協定に基づく緊急事態起因廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要資材等の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

（協定書の有効期間）

第11条 この協定は、令和2年7月28日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年7月28日

甲 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町
日野町長 塔 田 淳 一

乙 鳥取県境港市昭和町5番地17
三光株式会社
代表取締役社長 三 輪 昌 輝